

枚方市議会定例会議案書

(令和4年12月定例会議会)

## 目 次

報告第20号	専決事項の報告について	…	1
	専決第11号 損害賠償の額を定めることについて	…	2
	専決第12号 損害賠償の額を定めることについて	…	4
	専決第13号 損害賠償の額を定めることについて	…	6
	専決第14号 損害賠償の額を定めることについて	…	8
議案第55号	令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	…	10
議案第56号	令和4年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）	…	28
議案第57号	令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第3号）	…	32
議案第58号	令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	…	46
議案第59号	令和4年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第3号）	…	60
議案第60号	令和4年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第4号）	…	71
議案第61号	令和4年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第4号）	…	84
議案第62号	令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第2号）	…	98
議案第63号	枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	…	108
議案第64号	枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	…	113
議案第65号	枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	…	117
議案第66号	枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	…	122
議案第67号	市長等の給与に関する条例の一部改正について	…	125
議案第68号	枚方市職員給与条例等の一部改正について	…	129
議案第69号	枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	…	150
議案第70号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	154
議案第71号	枚方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について	…	158
議案第72号	枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	…	161
議案第73号	枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正について	…	170
議案第74号	枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正する条例の一部改正について	…	173
議案第75号	枚方市自転車駐車場条例の一部改正について	…	187
議案第76号	枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館の指定管理者の指定について	…	192
議案第77号	枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の指定管理者の指定について	…	200
議案第78号	枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定管理者の指定について	…	208
議案第79号	枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者の指定について	…	216

議案第80号	枚方市立くずは北デイサービスセンターの指定管理者の指定について	…	222
議案第81号	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの指定管理者の指定について	…	228
議案第82号	枚方市立障害者社会就労センターの指定管理者の指定について	…	234
議案第83号	枚方市立火葬場（やすらぎの杜）の指定管理者の指定について	…	240
議案第84号	都市公園の指定管理者の指定について	…	247
議案第85号	枚方市自転車駐車場の指定管理者の指定について	…	254
議案第86号	枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の指定管理者の指定について	…	261
議案第87号	大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について	…	269
議案第88号	市道の廃止について	…	272
議案第89号	市道の認定について	…	280
議案第90号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	…	314
議案第91号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	315

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（4件）

損害賠償の額を定めることについて

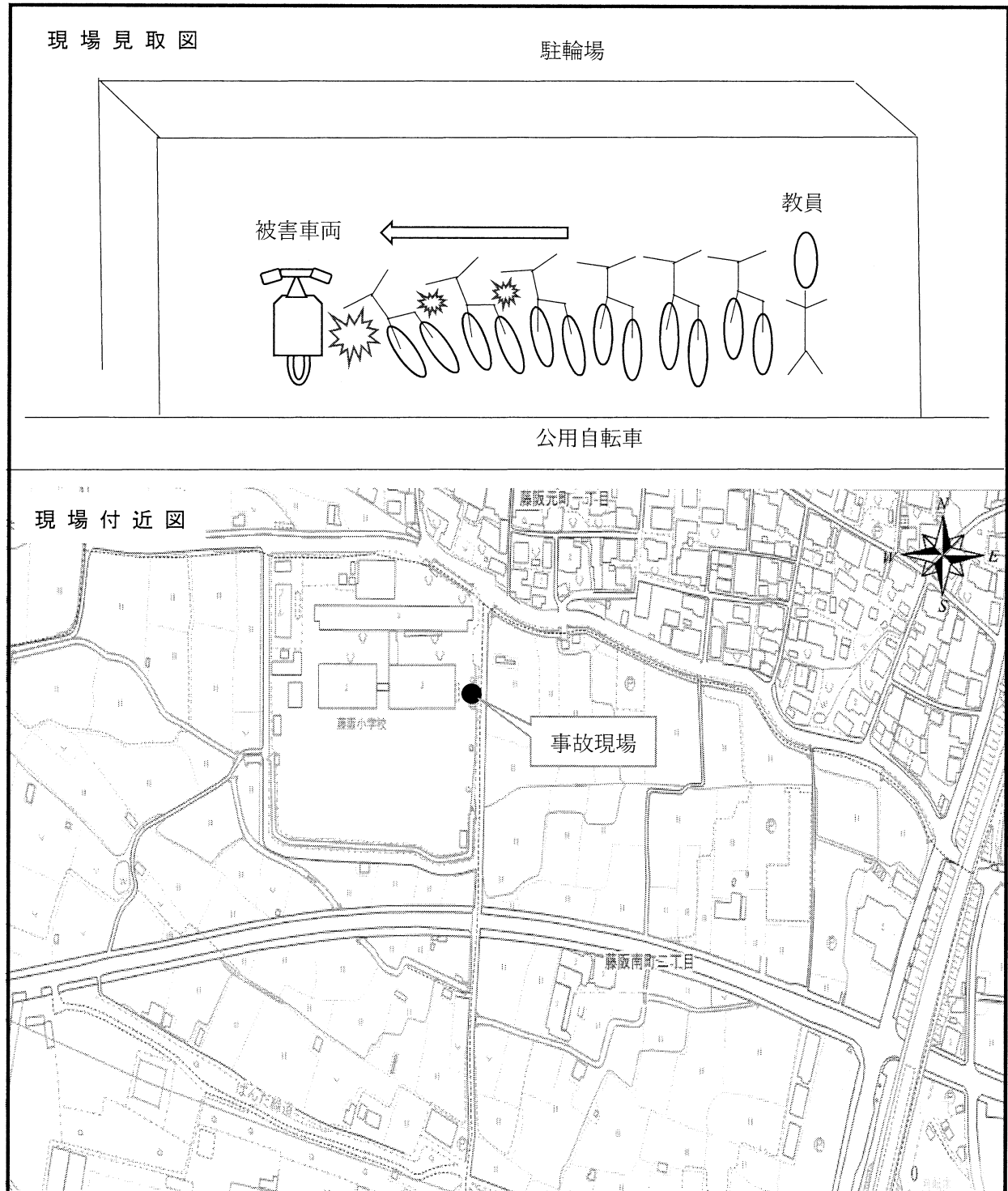
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和4年（2022年）10月21日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 40,238円
2. 賠償の相手方 枚方市在住者
3. 賠償事件の内容 令和4年9月22日午後4時ごろ、市立藤阪小学校教員早川直志が同校駐輪場において公用自転車を取り出す際、誤って他の公用自転車に当たったことにより、駐輪していた公用自転車が次々と転倒し、その先に駐車していた枚方市在住者が所有する原動機付自転車に当たり、同車側面が損傷した事故である。
4. 和解の内容
  - (1) 本市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金40,238円を支払う。なお本示談成立後、本市は相手方の指示により賠償金40,238円を市内事業者に速やかに支払う。
  - (2) 本件事故に関しては、(1)に記載するもの以外には、本市及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和4年（2022年）10月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

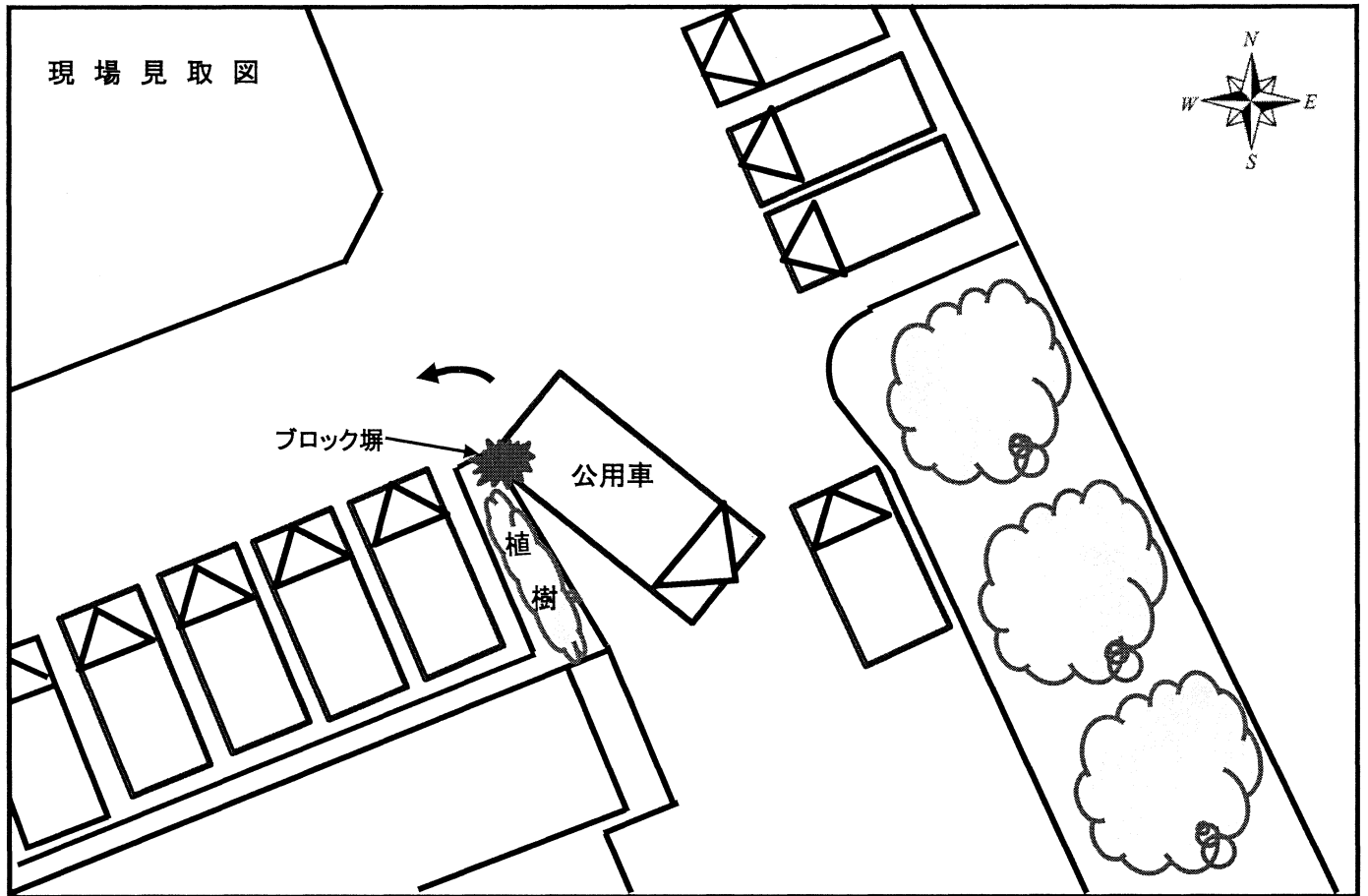
1. 賠償の額 金 67,100円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の団体

3. 賠償事件の内容 令和4年6月8日午前8時58分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第2課職員奥谷雅和が公用車（3.5トン塵芥収集車・大阪800そ3803）を運転し、楠葉美咲3丁目のマンション敷地内において粗大ごみを収集後、次の収集場所に向かうため方向転換を行った際、同車左側の停車車両に気を取られ、同車右後方部分が枚方市所在の団体が管理する植栽地のブロック塀に接触し、塀の一部が破損した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金67,100円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。





損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和4年（2022年）11月14日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 4,224円

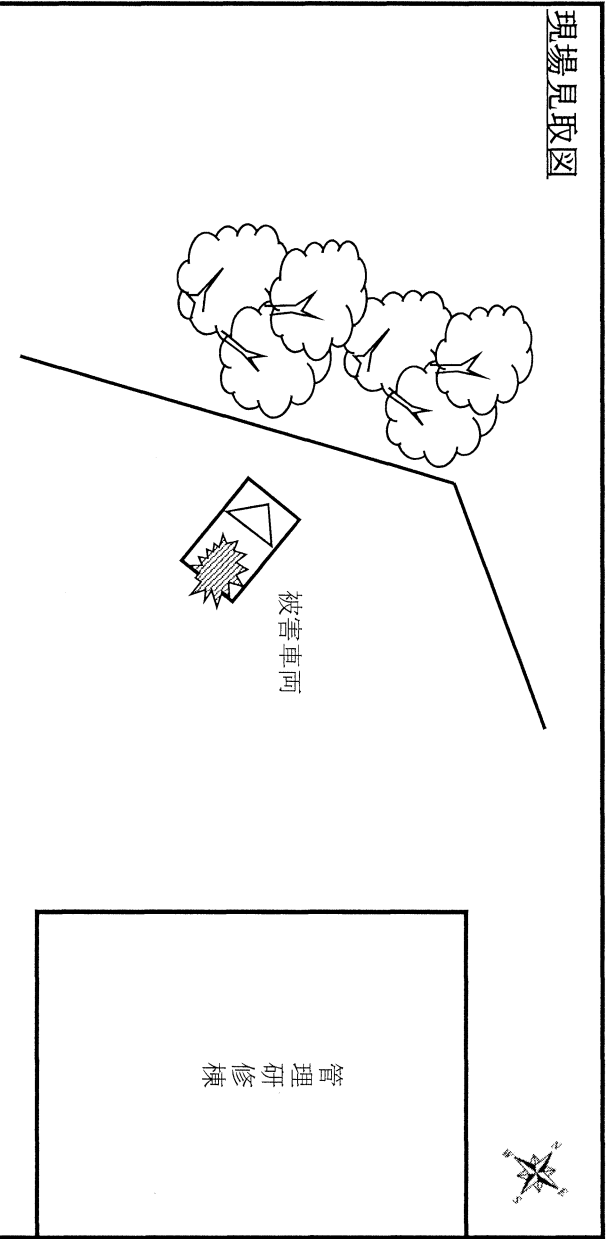
2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和3年2月17日午後4時ごろ、枚方市野外活動センターにおいて、強風により木の枝が折れ、同センター内に駐車していた枚方市在住者が所有する普通乗用車後部に落下し、同車が損傷した事故である。

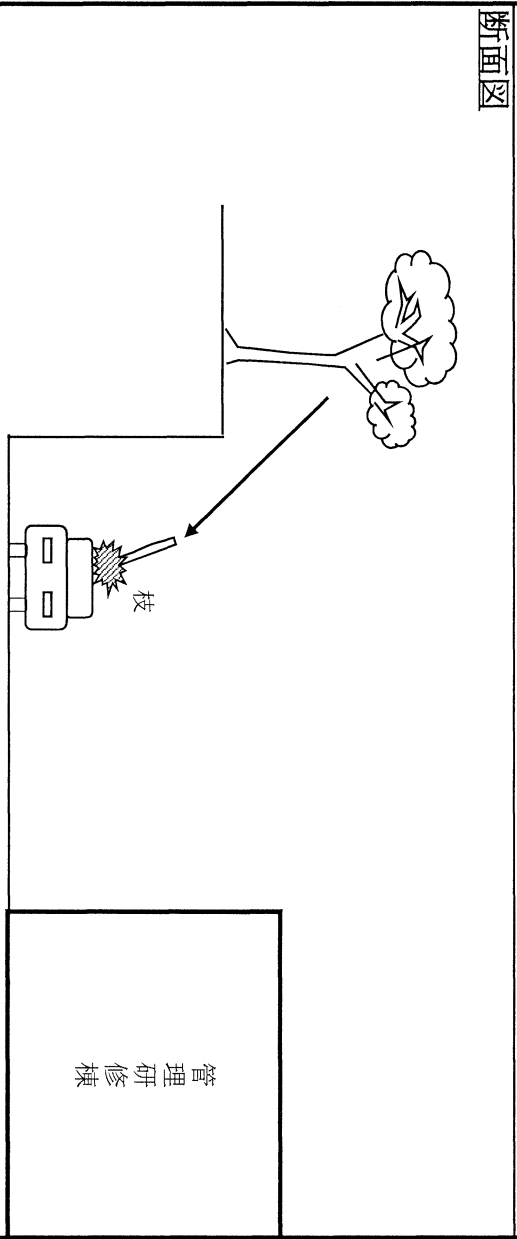
4. 和解の内容

- (1) 本市は、本件事故に係る相手方の損害に対し、相手方が相手方の加入する自動車保険に基づき契約保険会社から支払を受けた車両損害に係る保険金（以下「車両損害に係る保険金」という。）を除き、代車費用に係る賠償金として4,224円を支払うものとする。
- (2) 本市は、本市及び相手方間の示談の成立後速やかに、(1)記載の賠償金を相手方が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- (3) 本市及び相手方は、本件事故に関し、(1)記載の賠償金の支払以外に、双方間に何らの債権債務が存しないことを確認する。

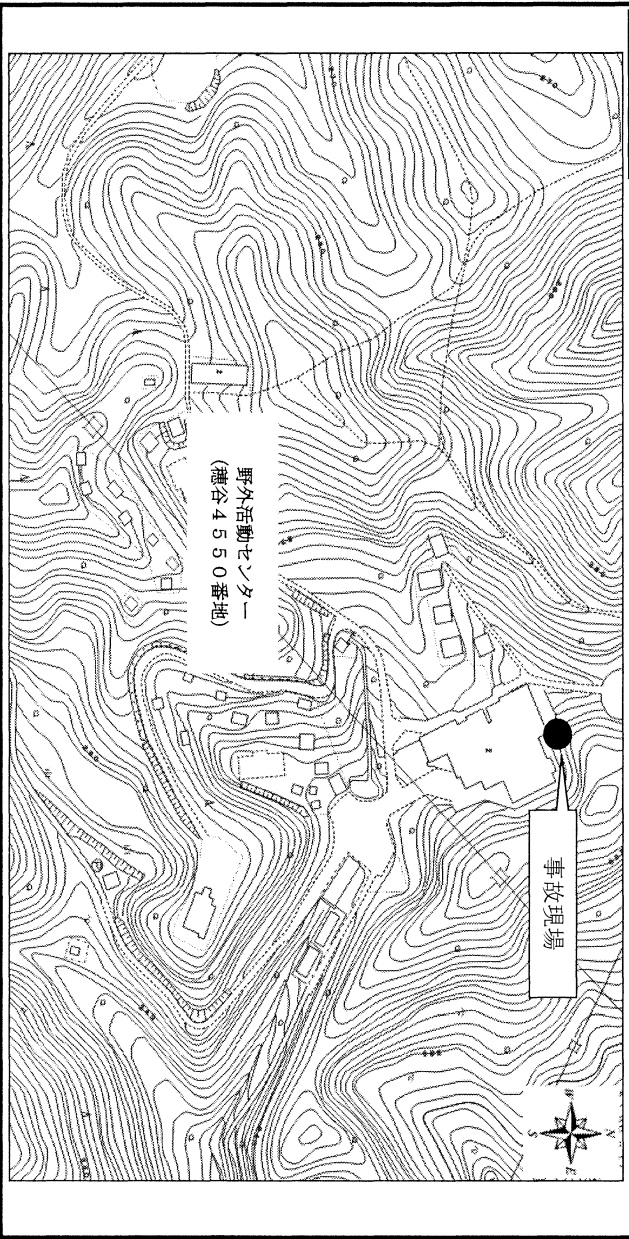
現場見取図



断面図



現場付近図



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和4年（2022年）11月15日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 445,000円

2. 賠償の相手方 大阪市所在の法人

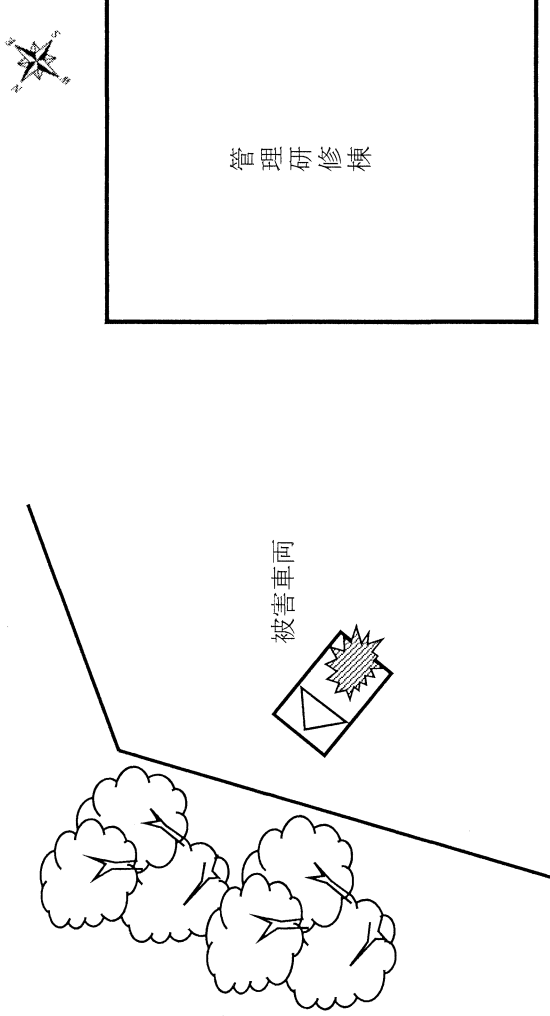
3. 賠償事件の内容 令和3年2月17日午後4時ごろ、枚方市野外活動センターにおいて、強風により木の枝が折れ、同センター内に駐車していた枚方市在住者が所有する普通乗用車後部に落下し、同車が損傷した事故である。本件の被害者は枚方市在住者であるが、枚方市在住者が自ら加入している自動車保険に基づき、大阪市所在の法人から被害車両の損害に係る保険金の支払を受けたため、損害賠償に係る求償権が同法人へ移転したものである。

4. 和解の内容

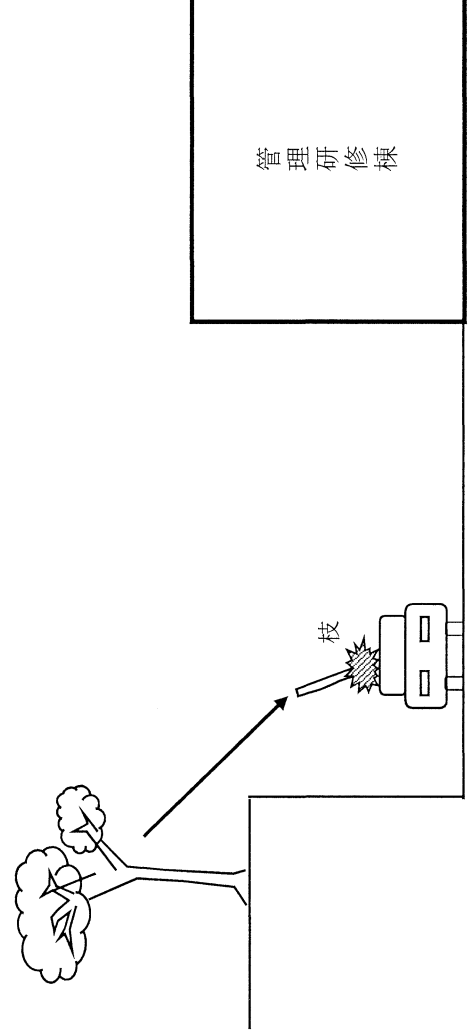
- (1) 本市は、相手方の本市に対する求償権に基づく本市の債務として、相手方に対し、445,000円の支払義務があることを確認する。
- (2) 本市は、相手方に対し、前項の金額を相手方の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、本件事故に係る本市に対するその余の請求権を放棄するものとする。
- (4) 本市及び相手方の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

専決第14号参考資料

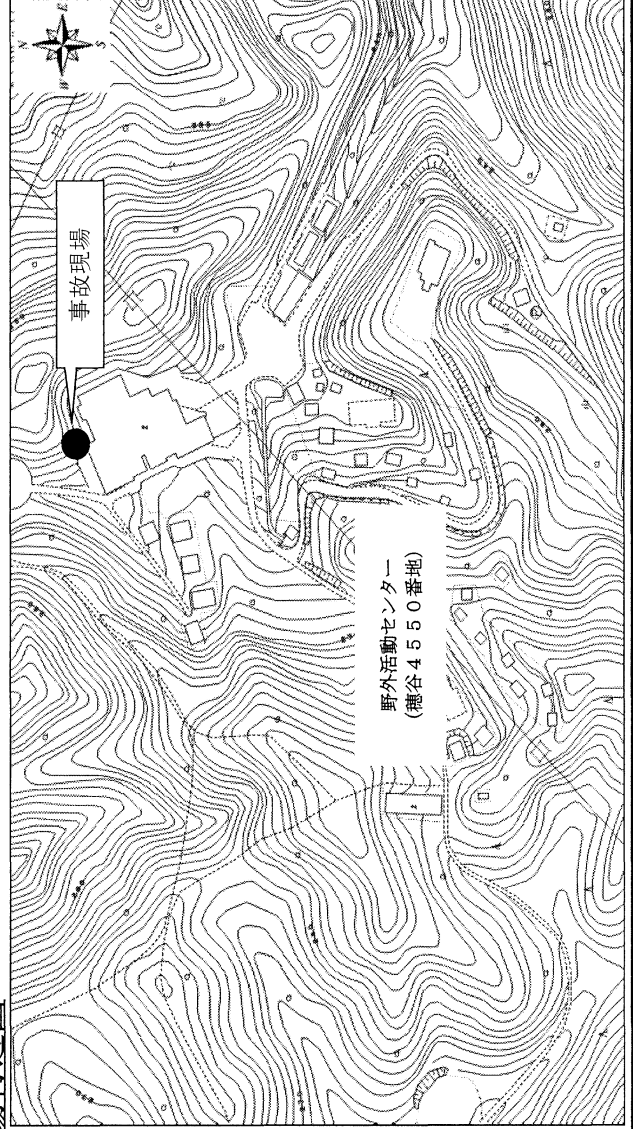
現場見取図



断面図



現場付近図



## 令和 4 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 87,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,237,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		7,633,397	10,000	7,643,397
	(1) 国民健康保険料	7,633,397	10,000	7,643,397
2. 府支出金		30,520,320	16,368	30,536,688
	(1) 府補助金	30,520,320	16,368	30,536,688
4. 繰入金		3,538,963	60,869	3,599,832
	(1) 一般会計繰入金	3,538,963	60,869	3,599,832
歳 入 合 計		43,149,955	87,237	43,237,192

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		585,897	73,169	659,066
	(1) 総務管理費	551,717	73,169	624,886
2. 保険給付費		29,828,874	4,000	29,832,874
	(7) 傷病手当金	3,000	4,000	7,000
4. 保健事業費		384,656	68	384,724
	(1) 特定健康診査等事業費	343,805	68	343,873
7. 諸支出金		51,640	10,000	61,640
	(1) 償還金及び還付加算金	51,640	10,000	61,640
合 計		43,149,955	87,237	43,237,192

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
口座振替磁気ファイル化処理委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,976
収納代行業務委託	-	-	令和4年度から 令和8年度まで	28,041
特定健康診査受診券封入封緘等業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	4,500
特定健康診査集団健診委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	16,865
金融機関統合対応委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	501
診療報酬明細書等点検業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	14,301
限度額適用認定証等更新案内 作成等業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	922
SMS送信サービス手数料	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,413
金融資産等調査電子化事業手数料	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	4,007
国民健康保険システム改修委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,430
システム保守等委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	18,754
電算システム等賃貸借料	令和4年度から 令和9年度まで	37,106	令和4年度から 令和10年度まで	67,322
合 計		295,485		418,411



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 国民健康保険料	7,633,397	10,000	7,643,397		
(項)					
(1) 国民健康保険料	7,633,397	10,000	7,643,397		
1. 一般被保険者国民健康保険料	7,631,997	10,000	7,641,997	4. 医療給付費分滞納繰越分	6,451
				5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,400
				6. 介護納付金分滞納繰越分	1,149
(款)					
2. 府支出金	30,520,320	16,368	30,536,688		
(項)					
(1) 府補助金	30,520,320	16,368	30,536,688		
1. 保険給付費等交付金	30,481,188	16,368	30,497,556	1. 保険給付費等交付金(普通交付金)	68
				2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	16,300
(款)					
4. 繰入金	3,538,963	60,869	3,599,832		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,538,963	60,869	3,599,832		
1. 一般会計繰入金	3,538,963	60,869	3,599,832	3. 職員給与等繰入金	2,395
				4. 事務費等分繰入金	58,474
歳入合計	43,149,955	87,237	43,237,192		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 医療給付費分滞納繰越分	6,451	1. 医療給付費分滞納繰越分	6,451
1. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,400	2. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,400
1. 介護納付金分滞納繰越分	1,149	3. 介護納付金分滞納繰越分	1,149
1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	68	1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	68
2. 特別調整交付金分（市町村向け）	16,300	2. 特別調整交付金分（市町村向け）	16,300
1. 職員給与等繰入金	2,395	1. 職員給与等繰入金	2,395
1. 事務費等繰入金	58,474	2. 事務費等繰入金	58,474

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	585,897	73,169	659,066	12,300	-	-	60,869
(項)							
(1) 総務管理費	551,717	73,169	624,886	12,300	-	-	60,869
1. 一般管理費	543,717	73,169	616,886	12,300	-	-	60,869
(款)							
2. 保険給付費	29,828,874	4,000	29,832,874	4,000	-	-	-
(項)							
(7) 傷病手当金	3,000	4,000	7,000	4,000	-	-	-
1. 傷病手当金	3,000	4,000	7,000	4,000	-	-	-
(款)							
4. 保健事業費	384,656	68	384,724	68	-	-	-
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	343,805	68	343,873	68	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 448	2. 一般職給 448	1. 人 件 費 2,395 (1) 一般職員 2,096 (2) 任期付短時間職員 299
3. 職員手当等 1,561	2. 地域手当 45 5. 時間外勤務手当 21 10. 期末手当 95 11. 勤勉手当 1,400	2. 国民健康保険事務処理標準システム事業経費 70,774 委 70,774
4. 共 済 費 386	2. 健康保険負担金 6 3. 共済組合負担金 356 10. 厚生年金負担金 24	
12. 委 託 料 70,774	1. 委 託 料 70,774	
18. 負担金補助及び 交付金 4,000	1. 負 担 金 4,000	1. 傷病手当金 4,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等 事業費	343,805	68	343,873	68	-	-	-
(款)							
7. 諸支出金	51,640	10,000	61,640	-	-	10,000	-
(項)							
(1) 償還金及び還付 加算金	51,640	10,000	61,640	-	-	10,000	-
1. 一般被保険者還 付金	30,000	10,000	40,000	-	-	10,000	-
歳 出 合 計	43,149,955	87,237	43,237,192	16,368	-	10,000	60,869

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 27	2. 一般職給 27	1. 人 件 費 68 (1) 任期付短時間職員 68
3. 職員手当等 30	2. 地域手当 3 10. 期末手当 6 11. 勤勉手当 21	
4. 共 済 費 11	2. 健康保険負担金 2 3. 共済組合負担金 3 10. 厚生年金負担金 6	
22. 償還金利子及び 割引料 10,000	6. 還 付 金 10,000	1. 還 付 金 10,000

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(34) 34	30,187	135,112	93,789	259,088	50,449	309,537	
補 正 額	(-) -	-	475	1,591	2,066	397	2,463	
補 正 後	(34) 34	30,187	135,587	95,380	261,154	50,846	312,000	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,224	-	1,224
	地 域 手 当	13,926	48	13,974
	通 勤 手 当	3,233	-	3,233
	管 理 職 手 当	2,904	-	2,904
	時 間 外 勤 務 手 当	10,225	21	10,246
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	16	-	16
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	36,412	101	36,513
	勤 勉 手 当	24,583	1,421	26,004
	住 居 手 当	1,266	-	1,266

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	475	1 給与改定に伴う増減分	475	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 0.27% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		2 その他の増減分	-	



(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	1,591	1 制度改正に伴う増減分	1,340	勤勉手当 1,340	12月期 0.95月分→1.05月分 実施時期 令和4年12月1日
		2 その他の増減分	251	扶養手当 - 地域手当 48 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 21 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 101 勤勉手当 81 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.15	2.15	4.30	有
補 正 後	2.15	2.25	4.40	有
国 の 制 度	2.15	2.25	4.40	有

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間 年度	金額
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-
	補正額	1,976	-
	補正後	1,976	-
収納代行業務委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	28,041	-
	補正後	28,041	-
特定健康診査受診券封入封緘等業務委託	補正前	-	-
	補正額	4,500	-
	補正後	4,500	-
特定健康診査集団健診委託	補正前	-	-
	補正額	16,865	-
	補正後	16,865	-
金融機関統合対応委託	補正前	-	-
	補正額	501	-
	補正後	501	-
診療報酬明細書等点検業務委託	補正前	-	-
	補正額	14,301	-
	補正後	14,301	-
限度額適用認定証等更新案内 作成等業務委託	補正前	-	-
	補正額	922	-
	補正後	922	-
SMS送信サービス手数料	補正前	-	-
	補正額	1,413	-
	補正後	1,413	-
金融資産等調査電子化事業手数料	補正前	-	-
	補正額	4,007	-
	補正後	4,007	-
国民健康保険システム改修委託	補正前	-	-
	補正額	1,430	-
	補正後	1,430	-

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	1,976	-	-	-	-	1,976
5	1,976	-	-	-	-	1,976
-	-	-	-	-	-	-
	28,041	-	-	-	-	28,041
5~8	28,041	-	-	-	-	28,041
-	-	-	-	-	-	-
	4,500	-	4,500	-	-	-
5	4,500	-	4,500	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	16,865	-	16,865	-	-	-
5	16,865	-	16,865	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	501	-	-	-	-	501
5	501	-	-	-	-	501
-	-	-	-	-	-	-
	14,301	-	14,301	-	-	-
5	14,301	-	14,301	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	922	-	-	-	-	922
5	922	-	-	-	-	922
-	-	-	-	-	-	-
	1,413	-	1,413	-	-	-
5	1,413	-	1,413	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	4,007	-	4,007	-	-	-
5	4,007	-	4,007	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,430	-	-	-	-	1,430
5	1,430	-	-	-	-	1,430

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間 年度	金額
システム保守等委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	18,754	-
	補正後	18,754	-
電算システム等賃貸借料 (令和4年度設定分)	補正前	37,106	-
	補正額	30,216	-
	補正後	67,322	-
合 計	補正前	1,626,201	948,059
	補正額	122,926	-
	補正後	1,749,127	948,059

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	18,754	-	2,464	-	-	16,290
5	18,754	-	2,464	-	-	16,290
5~9	37,106	-	-	-	-	37,106
	30,216	-	-	-	-	30,216
5~10	67,322	-	-	-	-	67,322
	678,142	-	81,479	-	15,250	581,413
	122,926	-	43,550	-	-	79,376
	801,068	-	125,029	-	15,250	660,789

令和4年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
クレジット決済業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,036
合 計		1,036



債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
クレジット決済業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,036		-
	補正後	1,036	-	-
合 計	補正前	242,536		39,600
	補正額	1,036		-
	補正後	243,572		39,600

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	1,036	-	-	-	1,036	-
5	1,036	-	-	-	1,036	-
	202,936	-	-	-	202,936	-
	1,036	-	-	-	1,036	-
	203,972	-	-	-	203,972	-

## 令和 4 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,262,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		6,027,360	1,620	6,028,980
	(1) 一般会計繰入金	5,402,673	1,620	5,404,293
合 計		36,261,096	1,620	36,262,716

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		588,858	1,620	590,478
	(1) 総務管理費	372,953	1,620	374,573
歳 出	合 計	36,261,096	1,620	36,262,716

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護予防普及啓発事業委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	3,600
口座振替磁気ファイル化処理委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	294
収納代行業務委託	-	-	令和4年度から 令和8年度まで	6,687
介護保険料納入関係 通知封入封緘業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	4,568
システム保守等委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	4,704
合 計		56,876		76,729

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
6. 繰入金	6,027,360	1,620	6,028,980		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	5,402,673	1,620	5,404,293		
1. 一般会計繰入金	5,402,673	1,620	5,404,293	3. 職員給与等繰入金	1,620
歳入合計	36,261,096	1,620	36,262,716		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	1,620	1. 職員給与等繰入金	1,620



歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	588,858	1,620	590,478	-	-	-	1,620
(項)							
(1) 総務管理費	372,953	1,620	374,573	-	-	-	1,620
1. 一般管理費	372,953	1,620	374,573	-	-	-	1,620
歳 出 合 計	36,261,096	1,620	36,262,716	-	-	-	1,620

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 209	2. 一般職給 209	1. 人 件 費 1,620 (1) 一般職員 1,620
3. 職員手当等 1,143	2. 地域手当 22 5. 時間外勤務手当 8 10. 期末手当 49 11. 勤勉手当 1,064	
4. 共 済 費 268	3. 共済組合負担金 268	

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(39) 28	63,830	106,633	85,868	256,331	49,836	306,167	
補 正 額	(-) -	-	209	1,143	1,352	268	1,620	
補 正 後	(39) 28	63,830	106,842	87,011	257,683	50,104	307,787	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	2,112	-	2,112
	地 域 手 当	11,169	22	11,191
	通 勤 手 当	3,217	-	3,217
	管 理 職 手 当	2,940	-	2,940
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	8	8,931
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	2	-	2
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	36,385	49	36,434
	勤 勉 手 当	19,488	1,064	20,552
	住 居 手 当	1,632	-	1,632

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	209	1 給与改定に伴う増減分	209	人事院勧告による給料月額の改定  改定率 0.27%  給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		2 その他の増減分	-	

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	1,143	1 制度改正に伴う増減分	1,025 勤勉手当 1,025	12月期 0.95月分→1.05月分 実施時期 令和4年12月1日
		2 その他の増減分	118 扶養手当 - 地域手当 22 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 8 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 49 勤勉手当 39 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.15	2.15	4.30	有
補 正 後	2.15	2.25	4.40	有
国 の 制 度	2.15	2.25	4.40	有

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間 年度	金額
介護予防普及啓発事業委託	補正前	-	-
	補正額	3,600	-
	補正後	3,600	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-
	補正額	294	-
	補正後	294	-
収納代行業務委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	6,687	-
	補正後	6,687	-
介護保険料納入関係 通知封入封緘業務委託	補正前	-	-
	補正額	4,568	-
	補正後	4,568	-
システム保守等委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	4,704	-
	補正後	4,704	-
合計	補正前	1,896,128	598,440
	補正額	19,853	-
	補正後	1,915,981	598,440

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					一 般 財 源
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源					
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他		
-	-	-	-	-	-	-	-
	3,600	900	450	-	1,800	450	
5	3,600	900	450	-	1,800	450	
-	-	-	-	-	-	-	-
	294	-	-	-	-	-	294
5	294	-	-	-	-	-	294
-	-	-	-	-	-	-	-
	6,687	-	-	-	-	-	6,687
5~8	6,687	-	-	-	-	-	6,687
-	-	-	-	-	-	-	-
	4,568	-	-	-	-	-	4,568
5	4,568	-	-	-	-	-	4,568
-	-	-	-	-	-	-	-
	4,704	-	-	-	-	-	4,704
5	4,704	-	-	-	-	-	4,704
	1,297,688	425,557	213,053	-	265,520	393,558	
	19,853	900	450	-	1,800	16,703	
	1,317,541	426,457	213,503	-	267,320	410,261	



## 令和 4 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 535 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,431,550 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		1,429,327	535	1,429,862
	(1) 一般会計繰入金	1,429,327	535	1,429,862
合 計		7,431,015	535	7,431,550

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		205,570	535	206,105
	(1) 総務管理費	192,676	535	193,211
歳 出	合 計	7,431,015	535	7,431,550

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
通知書等帳票封入封緘等業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	12,650
口座振替磁気ファイル処理委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,040
収納代行業務委託	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	3,843
合 計		17,533

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰入金	1,429,327	535	1,429,862		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,429,327	535	1,429,862		
1. 一般会計繰入金	1,429,327	535	1,429,862	3. 職員給与等繰入金	535
歳入合計	7,431,015	535	7,431,550		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	535	1. 職員給与等繰入金	535

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	205,570	535	206,105	-	-	-	535
(項)							
(1) 総務管理費	192,676	535	193,211	-	-	-	535
1. 一般管理費	192,676	535	193,211	-	-	-	535
歳 出 合 計	7,431,015	535	7,431,550	-	-	-	535

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 36	2. 一般職給 36	1. 人 件 費 535 (1) 一般職員 535
3. 職員手当等 410	2. 地域手当 4 5. 時間外勤務手当 2 10. 期末手当 8 11. 勤勉手当 396	
4. 共 済 費 89	3. 共済組合負担金 89	



## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(8) 9	8,674	38,745	27,511	74,930	15,371	90,301	
補 正 額	(-) -	-	36	410	446	89	535	
補 正 後	(8) 9	8,674	38,781	27,921	75,376	15,460	90,836	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,176	-	1,176
	地 域 手 当	4,146	4	4,150
	通 勤 手 当	961	-	961
	管 理 職 手 当	1,428	-	1,428
	時 間 外 勤 務 手 当	1,648	2	1,650
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	-	-	-
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	10,696	8	10,704
	勤 勉 手 当	7,244	396	7,640
	住 居 手 当	212	-	212

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	36	1 給与改定に伴う増減分	36	人事院勧告による給料月額改定 改定率 0.27% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		2 その他の増減分	-	

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	410	1 制度改正に伴う増減分	390 勤勉手当 390	12月期 0.95月分→1.05月分 実施時期 令和4年12月1日
		2 その他の増減分	20 扶養手当 - 地域手当 4 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 2 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 8 勤勉手当 6 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.15	2.15	4.30	有
補 正 後	2.15	2.25	4.40	有
国 の 制 度	2.15	2.25	4.40	有

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間 年度	金額
通知書等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-
	補正額	12,650	-
	補正後	12,650	-
口座振替磁気ファイル処理委託	補正前	-	-
	補正額	1,040	-
	補正後	1,040	-
収納代行業務委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	3,843	-
	補正後	3,843	-
合計	補正前	114,793	41,340
	補正額	17,533	-
	補正後	132,326	41,340

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	12,650	-	-	-	-	12,650
5	12,650	-	-	-	-	12,650
-	-	-	-	-	-	-
	1,040	-	-	-	-	1,040
5	1,040	-	-	-	-	1,040
-	-	-	-	-	-	-
	3,843	-	-	-	-	3,843
5~8	3,843	-	-	-	-	3,843
	73,453	-	-	-	-	73,453
	17,533	-	-	-	-	17,533
	90,986	-	-	-	-	90,986

令和 4 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,529千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		2,569	1,230	3,799
	(1) 一般会計繰入金	2,569	1,230	3,799
合 計		47,299	1,230	48,529



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		47,289	1,230	48,519
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	47,289	1,230	48,519
歳 出	合 計	47,299	1,230	48,529

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付金回収委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	500
口座振替磁気ファイル化处理委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	18
システム保守等委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,650
合 計		2,168

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 繰 入 金	2,569	1,230	3,799		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	2,569	1,230	3,799		
1. 一般会計繰入金	2,569	1,230	3,799	1. 事務費等分繰入金	1,230
歳 入 合 計	47,299	1,230	48,529		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 事務費等分繰入金	1,230	1. 事務費等分繰入金	1,230

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	47,289	1,230	48,519	-	-	-	1,230
(項) (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	47,289	1,230	48,519	-	-	-	1,230
2. 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	2,837	1,230	4,067	-	-	-	1,230
歳 出 合 計	47,299	1,230	48,529	-	-	-	1,230

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
12. 委託料 1,230	1. 委託料 1,230		1. 各種委託料 (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付システム改修委託料	1,230

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		
		期間 年度	金額	
母子父子寡婦福祉資金貸付金回収委託	補正前	-	-	-
	補正額	500		-
	補正後	500	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	18		-
	補正後	18	-	-
システム保守等委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,650		-
	補正後	1,650	-	-
合計	補正前	2,147		-
	補正額	2,168		-
	補正後	4,315		-

のについての前年度末までの支出額  
 の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	500	-	-	-	-	500
5	500	-	-	-	-	500
-	-	-	-	-	-	-
	18	-	-	-	-	18
5	18	-	-	-	-	18
-	-	-	-	-	-	-
	1,650	-	-	-	-	1,650
5	1,650	-	-	-	-	1,650
	2,147	-	-	-	-	2,147
	2,168	-	-	-	-	2,168
	4,315	-	-	-	-	4,315





令和4年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,257,025	4,461	6,261,486
第1項 営業費用	5,668,738	4,461	5,673,199

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,889,555千円は、当年度消費税資本的収支調整額323,685千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金754,006千円、当年度損益勘定留保資金1,611,864千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	5,816,603	1,881	5,818,484
第1項 建設改良費	3,911,283	1,881	3,913,164

## (債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中宮浄水場警備委託	-	-	令和4年度から 令和7年度まで	45,000
浄化槽清掃・維持管理委託 及び定期点検委託	-	-	令和4年度から 令和7年度まで	1,380
除草作業委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	17,000
水道料金等収納業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	2,878
職員定期・特殊健康診断 業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,625
電算システム等賃貸借 (令和4年度設定分)	-	-	令和4年度から 令和10年度まで	37,710
浄水発生土搬出運搬等委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	39,540
貸与用メーター購入費	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,843
上下水道料金システム改修 業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	3,951
クレーン定期点検及び性能 検査委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,160
配水管整備等工事 (令和4年度設定分)	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	141,000
合 計		529,955		823,042

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	1,026,673	6,342	1,033,015

令和4年(2022年)12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,257,025	4,461	6,261,486
営業費用		5,668,738	4,461	5,673,199
	原水及び浄水費	1,775,534	784	1,776,318
	配水及び給水費	822,600	2,605	825,205
	受託工事費	102,010	73	102,083
	業務費	240,948	364	241,312

# 会計補正予算説明書（第4号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	123	1. 人件費	784
		(1) 給料	123
		一般職員	
手 当 等	531	(2) 手当等	531
		ア. 地域手当	13
		イ. 時間外勤務手当	2
		ウ. 期末手当	27
		エ. 勤勉手当	489
法 定 福 利 費	130	(3) 法定福利費	130
		共済組合負担金	
給 料	531	1. 人件費	2,605
		(1) 給料	531
		一般職員	
手 当 等	1,643	(2) 手当等	1,643
		ア. 地域手当	54
		イ. 時間外勤務手当	18
		ウ. 期末手当	122
		エ. 勤勉手当	1,449
法 定 福 利 費	431	(3) 法定福利費	431
		ア. 共済組合負担金	430
		イ. 厚生年金負担金	1
給 料	19	1. 人件費	73
		(1) 給料	19
		一般職員	
手 当 等	42	(2) 手当等	42
		ア. 地域手当	2
		イ. 時間外勤務手当	1
		ウ. 期末手当	5
		エ. 勤勉手当	34
法 定 福 利 費	12	(3) 法定福利費	12
		共済組合負担金	
給 料	74	1. 人件費	364
		(1) 給料	74
		一般職員	
手 当 等	230	(2) 手当等	230
		ア. 地域手当	8

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	総 係 費	329,491	635	330,126
支 出	合 計	6,257,025	4,461	6,261,486

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
法 定 福 利 費	60		千円
		イ . 時間外勤務手当	1
		ウ . 期末手当	18
		エ . 勤勉手当	203
		(3) 法定福利費	60
		ア . 共済組合負担金	59
		イ . 厚生年金負担金	1
給 料	46	1 . 人件費	635
		(1) 給料	46
		一般職員	
手 当 等	488	(2) 手当等	488
		ア . 地域手当	5
		イ . 時間外勤務手当	6
		ウ . 期末手当	41
		エ . 勤勉手当	436
法 定 福 利 費	101	(3) 法定福利費	101
		共済組合負担金	



## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		5,816,603	1,881	5,818,484
建設改良費		3,911,283	1,881	3,913,164
	事務費	272,033	1,881	273,914
支出合計		5,816,603	1,881	5,818,484

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	317	1. 人件費	1,881
		(1) 給料	317
		一般職員	
手 当 等	1,254	(2) 手当等	1,254
		ア. 地域手当	32
		イ. 時間外勤務手当	18
		ウ. 期末手当	72
		エ. 勤勉手当	1,132
法 定 福 利 費	310	(3) 法定福利費	310
		ア. 共済組合負担金	308
		イ. 厚生年金負担金	2

## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損 益 勘 定 員	1	9	(10) 71	14,266	261,066	417,580	692,912	93,578	786,490
	資 本 勘 定 員	-	-	(2) 30	4,129	109,195	81,198	194,522	39,961	234,483
	合 計	1	9	(12) 101	18,395	370,261	498,778	887,434	133,539	1,020,973
補 正 額	損 益 勘 定 員	-	-	(-) -	-	793	2,934	3,727	734	4,461
	資 本 勘 定 員	-	-	(-) -	-	317	1,254	1,571	310	1,881
	合 計	-	-	(-) -	-	1,110	4,188	5,298	1,044	6,342
補 正 後	損 益 勘 定 員	1	9	(10) 71	14,266	261,859	420,514	696,639	94,312	790,951
	資 本 勘 定 員	-	-	(2) 30	4,129	109,512	82,452	196,093	40,271	236,364
	合 計	1	9	(12) 101	18,395	371,371	502,966	892,732	134,583	1,027,315

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	9,996	-
	地 域 手 当	39,453	114	39,567
	通 勤 手 当	8,534	-	8,534
	管 理 職 手 当	14,227	-	14,227
	時 間 外 勤 務 手 当	34,527	46	34,573
	特 殊 勤 務 手 当	282	-	282
	住 居 手 当	7,762	-	7,762
	期 末 手 当	88,516	285	88,801
	勤 勉 手 当	65,833	3,743	69,576
	退 職 給 付 費	229,648	-	229,648

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	1,110	1. 給与改定に伴う増減分	1,110		人事院勧告による給料月額の改定 改定率 0.27% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		2. その他の増減分	-		
手当	4,158	1. 制度改正に伴う増減分	3,538	勤勉手当 3,538	12月期 0.95月分→1.05月分 実施時期 令和4年12月1日
		2. その他の増減分	620	扶養手当 - 地域手当 114 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 46 特殊勤務手当 - 住居手当 - 期末手当 255 勤勉手当 205 退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正前	2.150	2.150	4.30	有
補正後	2.150	2.250	4.40	有
一般会計の制度	2.150	2.250	4.40	有

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	
中宮浄水場警備委託	補正前	-
	補正額	45,000
	補正後	45,000
浄化槽清掃・維持管理委託及び定期点検委託	補正前	-
	補正額	1,380
	補正後	1,380
除草作業委託	補正前	-
	補正額	17,000
	補正後	17,000
水道料金等収納業務委託	補正前	-
	補正額	2,878
	補正後	2,878
職員定期・特殊健康診断業務委託	補正前	-
	補正額	1,625
	補正後	1,625
電算システム等賃貸借（令和4年度設定分）	補正前	-
	補正額	37,710
	補正後	37,710
浄水発生土搬出運搬等委託	補正前	-
	補正額	39,540
	補正後	39,540
貸与用メーター購入費	補正前	-
	補正額	1,843
	補正後	1,843
上下水道料金システム改修業務委託	補正前	-
	補正額	3,951
	補正後	3,951
クレーン定期点検及び性能検査委託	補正前	-
	補正額	1,160
	補正後	1,160
配水管整備等工事（令和4年度設定分）	補正前	-
	補正額	141,000
	補正後	141,000
合 計	補正前	16,339,104
	補正額	293,087
	補正後	16,632,191

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	
/	-	/	45,000	水道料金等
-	-	5~7	45,000	
-	-	-	-	
/	-	/	1,380	水道料金等
-	-	5~7	1,380	
-	-	-	-	
/	-	/	17,000	水道料金等
-	-	5	17,000	
-	-	-	-	
/	-	/	2,878	水道料金等
-	-	5	2,878	
-	-	-	-	
/	-	/	1,625	水道料金等
-	-	5	1,625	
-	-	-	-	
/	-	/	37,710	水道料金等及び 損益勘定留保資金
-	-	5~10	37,710	
-	-	-	-	
/	-	/	39,540	水道料金等
-	-	5	39,540	
-	-	-	-	
/	-	/	1,843	損益勘定留保資金
-	-	5	1,843	
-	-	-	-	
/	-	/	3,951	水道料金等
-	-	5	3,951	
-	-	-	-	
/	-	/	1,160	水道料金等
-	-	5	1,160	
-	-	-	-	
/	-	/	141,000	工事負担金及び 損益勘定留保資金等
-	-	5	141,000	
/	674,517	/	15,664,587	
	-		293,087	
	674,517		15,957,674	

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,236,147 千円	374,451 千円	11,610,598 千円
第2項 医業外収益	1,816,440 千円	374,451 千円	2,190,891 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	11,179,275 千円	437,864 千円	11,617,139 千円
第1項 医業費用	10,754,580 千円	436,824 千円	11,191,404 千円
第3項 特別損失	1,000 千円	1,040 千円	2,040 千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
職員検診等委託 （令和4年度設定分）	—	—	令和4年度から 令和5年度まで	10,896 千円
医療機器賃借（その1） （令和4年度設定分）	—	—	令和4年度から 令和5年度まで	2,357 千円
簡易診察室賃借 （令和4年度設定分）	—	—	令和4年度から 令和5年度まで	6,937 千円
情報システム保守点検等委託 （その1）（令和4年度設定分）	令和4年度から 令和5年度まで	14 千円	令和4年度から 令和5年度まで	87,995 千円
医療機器保守点検委託（その1） （令和4年度設定分）	令和4年度から 令和8年度まで	21,512 千円	令和4年度から 令和8年度まで	23,387 千円
医療機器保守点検委託（その2） （令和4年度設定分）	令和4年度から 令和9年度まで	6,655 千円	令和4年度から 令和9年度まで	136,242 千円
医療機器保守点検委託（その3） （令和4年度設定分）	—	—	令和4年度から 令和5年度まで	111,296 千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
医療機器保守点検委託（その４） （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和７年度まで	65,340 千円
医療機器保守点検委託（その５） （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和11年度まで	7,681 千円
医療機器保守点検委託（その６） （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和12年度まで	6,094 千円
放射線量測定等業務委託 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	2,201 千円
未収金回収業務委託 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	1,144 千円
文献検索等ライセンス料 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	2,792 千円
ベンチマークシステム利用料 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	1,030 千円
経営コンサルティング等業務委託 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	5,000 千円
サイバーリスク保険料 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	751 千円
遠隔地医療通訳業務委託 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	858 千円
医薬品契約事務支援業務委託 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	7,260 千円
感染症対応業務委託 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	34,637 千円
バイタル連携機器等購入費 （令和４年度設定分）	—	—	令和４年度から 令和５年度まで	30,000 千円
合 計		31,849 千円		547,566 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条 予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,391,457 千円	104,172 千円	5,495,629 千円

令和４年（２０２２年）１２月８日 提出

枚方市長 伏見 隆



1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,236,147	374,451	11,610,598
2. 医業外収益		1,816,440	374,451	2,190,891
	3. 補助金	522,053	374,451	896,504
収入合計		11,236,147	374,451	11,610,598

病院事業会計補正予算説明書（第4号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
府 補 助 金	374,451	1. 府補助金 374,451 (1) お盆期間における発熱患者等診療・ 検査協力金 400 (2) 新型コロナウイルス感染症高齢者 リハビリ・ケア病床体制確保協力金 2,400 (3) 新型コロナウイルス感染症患者等 入院病床確保緊急支援事業費補助金 366,374 (4) 新型コロナウイルス感染症に係る 特殊勤務手当支給事業補助金 5,277

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		11,179,275	437,864	11,617,139
1. 医業費用		10,754,580	436,824	11,191,404
	1. 給 与 費	5,391,457	104,172	5,495,629
	2. 材 料 費	1,897,057	254,325	2,151,382

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	7,934	1. 給 料	7,934
		(1) 一般職	7,208
		ア. 医師給	595
		イ. 看護師給	5,447
		ウ. 医療技術員給	954
		エ. 事務員給	212
		(2) 任期付職員	726
		医師給	726
手 当 等	53,532	2. 手 当 等	53,532
		(1) 地域手当	797
		(2) 時間外勤務手当	613
		(3) 夜間勤務手当	98
		(4) 特殊勤務手当	30,150
		(5) 期末手当	1,953
		(6) 勤勉手当	19,921
法 定 福 利 費	6,099	3. 法定福利費	6,099
		(1) 共済組合負担金	6,092
		(2) 厚生年金負担金	7
退 職 給 付 費	36,607	4. 退職給付費	36,607
		退職給付引当金繰入額	36,607
薬 品 費	125,805	1. 薬 品 費	125,805
診 療 材 料 費	128,520	2. 診療材料費	128,520
		診療用消耗品費	128,520

## 2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	3. 経 費	2,460,844	78,327	2,539,171
3. 特 別 損 失		1,000	1,040	2,040
	2. その 他 特 別 損 失	-	1,040	1,040
支 出 合 計		11,179,275	437,864	11,617,139

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
光 熱 水 費	78,327	1. 光熱水費	78,327
		(1) 電気料金	64,308
		(2) ガス料金	14,019
そ の 他 特 別 損 失	1,040	1. その他特別損失	1,040

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	22	(167) 495	332,898	1,971,247	2,244,527	4,548,672	819,640	5,368,312
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(167) 495	332,898	1,971,247	2,244,527	4,548,672	819,640	5,368,312
補 正 額	損益勘定 支弁職員	-	-	(-) -	-	7,934	90,139	98,073	6,099	104,172
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	(-) -	-	7,934	90,139	98,073	6,099	104,172
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	22	(167) 495	332,898	1,979,181	2,334,666	4,646,745	825,739	5,472,484
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(167) 495	332,898	1,979,181	2,334,666	4,646,745	825,739	5,472,484

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後	
手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	37,164	-	37,164
	地 域 手 当	207,646	797	208,443
	通 勤 手 当	50,071	-	50,071
	管 理 職 手 当	79,306	-	79,306
	初 任 給 調 整 手 当	64,659	-	64,659
	時 間 外 勤 務 手 当	140,723	613	141,336
	夜 間 勤 務 手 当	34,237	98	34,335
	特 殊 勤 務 手 当	539,797	30,150	569,947
	宿 日 直 手 当	21,456	-	21,456
	期 末 手 当	513,145	1,953	515,098
	勤 勉 手 当	345,917	19,921	365,838
	住 居 手 当	46,096	-	46,096
退 職 給 付 費	164,310	36,607	200,917	

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	7,934	1. 給与改定に伴う増減分	7,934			人事院勧告による給料月額の改定 改定率 0.27% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		2. その他の増減分	-			
手当	90,080	1. 制度改正に伴う増減分	18,350	勤勉手当	18,350	12月期 0.95月分→1.05月分 実施時期 令和4年12月1日
		2. その他の増減分	71,730	扶養手当	-	
				地域手当	797	
				通勤手当	-	
				管理職手当	-	
				初任給調整手当	-	
				時間外勤務手当	613	
				夜間勤務手当	98	
				特殊勤務手当	30,150	
				宿日直手当	-	
				期末手当	1,894	
				勤勉手当	1,571	
				住居手当	-	
				退職給付費	36,607	

3. 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

区分	支給期別		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.150	2.150	4.30	有
補正後	2.150	2.250	4.40	有
一般会計の制度	2.150	2.250	4.40	有



債 務 負 担 行 為

事項	限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
		期 間 年度	金額
職員検診等委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	10,896	-
	補 正 後	10,896	-
医療機器賃借（その1） （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	2,357	-
	補 正 後	2,357	-
簡易診察室賃借 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	6,937	-
	補 正 後	6,937	-
情報システム保守点検等委託 （その1）（令和4年度設定分）	補 正 前	14	-
	補 正 額	87,981	-
	補 正 後	87,995	-
医療機器保守点検委託（その1） （令和4年度設定分）	補 正 前	21,512	-
	補 正 額	1,875	-
	補 正 後	23,387	-
医療機器保守点検委託（その2） （令和4年度設定分）	補 正 前	6,655	-
	補 正 額	129,587	-
	補 正 後	136,242	-
医療機器保守点検委託（その3） （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	111,296	-
	補 正 後	111,296	-
医療機器保守点検委託（その4） （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	65,340	-
	補 正 後	65,340	-
医療機器保守点検委託（その5） （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	7,681	-
	補 正 後	7,681	-
医療機器保守点検委託（その6） （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	6,094	-
	補 正 後	6,094	-
放射線量測定等業務委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	2,201	-
	補 正 後	2,201	-
未収金回収業務委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	1,144	-
	補 正 後	1,144	-

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金額	
-	-	診療収入
	10,896	
5	10,896	
-	-	診療収入
	2,357	
5	2,357	
-	-	診療収入
	6,937	
5	6,937	
-	14	診療収入
	87,981	
5	87,995	
-	21,512	診療収入
	1,875	
5～8	23,387	
-	6,655	診療収入
	129,587	
5～9	136,242	
-	-	診療収入
	111,296	
5	111,296	
-	-	診療収入
	65,340	
5～7	65,340	
-	-	診療収入
	7,681	
5～11	7,681	
-	-	診療収入
	6,094	
5～12	6,094	
-	-	診療収入
	2,201	
5	2,201	
-	-	診療収入
	1,144	
5	1,144	

事項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金額
文献検索等ライセンス料 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,792		-
	補 正 後	2,792	-	-
ベンチマークシステム利用料 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	1,030		-
	補 正 後	1,030	-	-
経営コンサルティング等業務委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	5,000		-
	補 正 後	5,000	-	-
サイバーリスク保険料 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	751		-
	補 正 後	751	-	-
遠隔地医療通訳業務委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	858		-
	補 正 後	858	-	-
医薬品契約事務支援業務委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	7,260		-
	補 正 後	7,260	-	-
感染症対応業務委託 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	34,637		-
	補 正 後	34,637	-	-
バイタル連携機器等購入費 （令和4年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	30,000		-
	補 正 後	30,000	-	-
合 計	補 正 前	4,413,517		1,348,574
	補 正 額	515,717		-
	補 正 後	4,929,234		1,348,574

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左の財源内訳
期間 年度	金額	
-	-	診療収入
	2,792	
5	2,792	
-	-	診療収入
	1,030	
5	1,030	
-	-	診療収入
	5,000	
5	5,000	
-	-	診療収入
	751	
5	751	
-	-	診療収入
	858	
5	858	
-	-	診療収入
	7,260	
5	7,260	
-	-	診療収入
	34,637	
5	34,637	
-	-	企業債、損益勘定留保資金
	30,000	
5	30,000	
	3,064,943	
	515,717	
	3,580,660	

議案第62号

令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,400,298	3,943	11,404,241
第1項 営業費用	9,954,872	3,943	9,958,815

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,916,316千円は、当年度消費税資本的収支調整額107,477千円、減債積立金256,365千円、過年度損益勘定留保資金1,652,522千円、当年度損益勘定留保資金2,899,952千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,094,143	2,399	9,096,542
第1項 整備事業費	2,531,162	1,916	2,533,078
第2項 建設改良事業費	1,371,196	483	1,371,679

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理等委託 (令和4年度設定分)	-	-	令和4年度から 令和7年度まで	123,430
電算システム等賃貸借 (令和4年度設定分)	-	-	令和4年度から 令和10年度まで	41,094
電算システム等保守委託 (令和4年度設定分)	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	4,270
職員定期・特殊健康診断 業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	1,762
水道料金等収納業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	2,878
汚水管移設工事	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	25,000
上下水道料金システム改修 業務委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	3,951
合 計		403,296		605,681

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	937,821	6,342	944,163

令和4年(2022年)12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		11,400,298	3,943	11,404,241
営業費用		9,954,872	3,943	9,958,815
	汚水費	302,830	457	303,287
	雨水費	845,305	2,345	847,650
	業務費	125,743	215	125,958
	総係費	264,531	926	265,457
支出合計		11,400,298	3,943	11,404,241

# 会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
手 当 等	380	1. 人件費 457 (1) 手当等 380 勤勉手当
法 定 福 利 費	77	(2) 法定福利費 77 ア. 共済組合負担金 75 イ. 厚生年金負担金 2
給 料	178	1. 人件費 2,345 (1) 給料 178 一般職員
手 当 等	1,780	(2) 手当等 1,780 ア. 地域手当 20 イ. 時間外勤務手当 20 ウ. 期末手当 42 エ. 勤勉手当 1,698
法 定 福 利 費	387	(3) 法定福利費 387 ア. 共済組合負担金 384 イ. 厚生年金負担金 3
手 当 等	179	1. 人件費 215 (1) 手当等 179 勤勉手当
法 定 福 利 費	36	(2) 法定福利費 36 共済組合負担金
給 料	114	1. 人件費 926 (1) 給料 114 一般職員
手 当 等	662	(2) 手当等 662 ア. 地域手当 13 イ. 時間外勤務手当 7 ウ. 期末手当 55 エ. 勤勉手当 587
法 定 福 利 費	150	(3) 法定福利費 150 共済組合負担金



## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,094,143	2,399	9,096,542
整備事業費		2,531,162	1,916	2,533,078
	整備事務費	277,157	1,916	279,073
建設改良事業費		1,371,196	483	1,371,679
	建設改良事務費	69,154	483	69,637
支 出 合 計		9,094,143	2,399	9,096,542

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
給 料	343	1. 人件費 1,916 (1) 給料 343 一般職員
手 当 等	1,257	(2) 手当等 1,257 ア. 地域手当 35 イ. 時間外勤務手当 27 ウ. 期末手当 73 エ. 勤勉手当 1,122
法 定 福 利 費	316	(3) 法定福利費 316 ア. 共済組合負担金 315 イ. 厚生年金負担金 1
給 料	49	1. 人件費 483 (1) 給料 49 一般職員
手 当 等	353	(2) 手当等 353 ア. 地域手当 6 イ. 時間外勤務手当 2 ウ. 期末手当 12 エ. 勤勉手当 333
法 定 福 利 費	81	(3) 法定福利費 81 共済組合負担金

## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損 益 勘 定	-	-	(9)	9,479	285,008	227,697	522,184	102,394	624,578
	支 弁 職 員			71						
	資 本 勘 定	-	-	(1)	1,893	139,705	113,774	255,372	50,476	305,848
	支 弁 職 員			38						
	合 計	-	-	(10)	11,372	424,713	341,471	777,556	152,870	930,426
				109						
補 正 額	損 益 勘 定	-	-	(-)	-	292	3,001	3,293	650	3,943
	支 弁 職 員			-						
	資 本 勘 定	-	-	(-)	-	392	1,610	2,002	397	2,399
	支 弁 職 員			-						
	合 計	-	-	(-)	-	684	4,611	5,295	1,047	6,342
				-						
補 正 後	損 益 勘 定	-	-	(9)	9,479	285,300	230,698	525,477	103,044	628,521
	支 弁 職 員			71						
	資 本 勘 定	-	-	(1)	1,893	140,097	115,384	257,374	50,873	308,247
	支 弁 職 員			38						
	合 計	-	-	(10)	11,372	425,397	346,082	782,851	153,917	936,768
				109						

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	15,525	-
	地 域 手 当	45,401	74	45,475
	通 勤 手 当	9,802	-	9,802
	管 理 職 手 当	13,656	-	13,656
	時 間 外 勤 務 手 当	47,774	56	47,830
	特 殊 勤 務 手 当	484	-	484
	住 居 手 当	5,052	-	5,052
	期 末 手 当	101,549	182	101,731
	勤 勉 手 当	77,228	4,299	81,527
	退 職 給 付 費	25,000	-	25,000

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	684	1. 給与改定に伴う増減分	684		人事院勧告による給料月額の改定 改定率 0.27% 給与改定の実施時期 令和4年4月1日
		2. その他の増減分	-		
手当	4,581	1. 制度改正に伴う増減分	4,170	勤勉手当 4,170	12月期 0.95月分→1.05月分 実施時期 令和4年12月1日
		2. その他の増減分	411	扶養手当 - 地域手当 74 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 56 特殊勤務手当 - 住居手当 - 期末手当 152 勤勉手当 129 退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正前	2.150	2.150	4.30	有
補正後	2.150	2.250	4.40	有
一般会計の制度	2.150	2.250	4.40	有

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
下水道施設維持管理等委託（令和4年度設定分）	補正前	-
	補正額	123,430
	補正後	123,430
電算システム等賃貸借（令和4年度設定分）	補正前	-
	補正額	41,094
	補正後	41,094
電算システム等保守委託（令和4年度設定分）	補正前	-
	補正額	4,270
	補正後	4,270
職員定期・特殊健康診断業務委託	補正前	-
	補正額	1,762
	補正後	1,762
水道料金等収納業務委託	補正前	-
	補正額	2,878
	補正後	2,878
汚水管移設工事	補正前	-
	補正額	25,000
	補正後	25,000
上下水道料金システム改修業務委託	補正前	-
	補正額	3,951
	補正後	3,951
合 計	補正前	3,894,563
	補正額	202,385
	補正後	4,096,948

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		123,430	
-	-	5~7	123,430	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 損益勘定留保資金
	-		41,094	
-	-	5~10	41,094	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		4,270	
-	-	5	4,270	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		1,762	
-	-	5	1,762	
-	-	-	-	下水道使用料等
	-		2,878	
-	-	5	2,878	
-	-	-	-	工事負担金及び 損益勘定留保資金等
	-		25,000	
-	-	5	25,000	
-	-	-	-	下水道使用料等
	-		3,951	
-	-	5	3,951	
	1,974,436		1,920,127	
	-		202,385	
	1,974,436		2,122,512	

議案第 63 号

枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

次のとおり枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため。

枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(開示決定等の期限等)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前3項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、これらの規定に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 実施機関がする開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等については、法第84条、第95条及び第103条の規定は、適用しない。

(訂正請求権及び利用停止請求権の特例)

第4条 訂正請求又は利用停止請求は、法第90条第1項各号に該当しない自己を本人とする保有個人情報についてもすることができる。

2 訂正請求及び利用停止請求については、法第90条第3項及び第98条第3項の規定は、適用しない。

(手数料等)

第5条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、文書の写しその他の法第87条の規定による開示により交付することとなるもの（以下「文書の写し等」という。）の交付により保有個人情報の開示を受ける場合においては、当該文書の写し等の作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。



い。

- 3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、文書の写し等の作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(利用及び提供に関する報告)

第6条 実施機関は、法第69条第2項第2号から第4号までの規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、当該目的、当該保有個人情報の内容その他当該利用又は提供の状況を明らかにするために必要な事項を枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成、公表等)

第7条 実施機関は、自ら保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

- 2 法第75条第4項において読み替えられた同条第1項に定める事項のほか、個人情報ファイル簿には、規則で定める事項を記載しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該個人情報ファイルの保有をやめ、又は届け出た事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、法及びこの条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市個人情報保護条例の廃止)

- 2 枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）は、廃止する。

(枚方市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の枚方市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において同項に規定する実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧個人情報保護条例第2条第11項に規定する受託業務又は同条第

12項に規定する指定管理業務に従事していた者

- 4 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第14条、第19条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る同条第8項に規定する個人情報ファイル（同項第1号に掲げる情報の集合物に係るもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第48条に規定する特定個人情報ファイルに該当するものを除く。）に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において同項に規定する実施機関の職員であった者
  - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関が保有していた旧個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの（番号法第2条第5項に規定する個人番号を除く。）に限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第2条第11項に規定する受託者又は同条第12項に規定する指定管理者であった法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 8 附則第5項及び第6項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 この条例の施行後において、偽りその他不正の手段により、附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報保護条例第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 10 この条例の施行前にした旧個人情報保護条例に関する違反行為の処罰については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（枚方市附属機関条例の一部改正）
- 11 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項中

次に掲げる事項に関する調査審議  
(1) 枚方市個人情報保護条例(平成29年枚方市条例第39号)の規定によりその権限に属させられた事項  
(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

を

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営についての重要事項に関する調査審議

に、「15

人以内」を「7人以内」に改める。

(枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会の委員に委嘱されている者(以下「現委員」という。)の数が、同項の規定による改正後の枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会の定数を超過しているときは、同表の規定にかかわらず、現委員の任期中は、現委員の数をもって定数とする。

議案第 64 号

枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

次のとおり枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、枚方市情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠等を整備するため。

枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 情報公開に係る審査請求及び個人情報に係る審査請求に関する審査を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報公開に係る審査請求 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第14条に規定する審査請求をいう。
- (2) 個人情報に係る審査請求 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項に規定する審査請求をいう。
- (3) 諮問庁 情報公開に係る審査請求にあつては枚方市情報公開条例第15条第1項の規定による諮問をした同条例第2条第1項に規定する実施機関を、個人情報に係る審査請求にあつては個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えられた同条第1項の規定による諮問をした枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年枚方市条例第号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。
- (4) 公文書 枚方市情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定等に係る同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (5) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第82条各項、第93条各項又は第101条各項の決定に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 市長は、審査会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(会議の非公開等)

第8条 審査会の会議は、非公開とする。

2 審査会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の調査審議の手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開又は開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、情報公開に係る審査請求についての審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例による。

(書面等交付手数料等)

第11条 枚方市行政不服審査に関する条例（平成27年枚方市条例第44号）第11条第3項から第5項までの規定は、前条第4項の規定によりその例によることとされる行政不服審査法第78条第4項又は同法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納めなければならない手数料について準用する。

2 枚方市行政不服審査に関する条例第11条第6項の規定は、送付により前条第4項の規定によりその例によることとされる行政不服審査法第78条第1項又は同法第81条第3項において準用する

同法第78条第1項の規定による交付を受ける者について準用する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

2 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審査会の項を削る。

(枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されている者は、第3条第2項の規定により委嘱された審査会の委員とみなす。

(枚方市情報公開条例の一部改正)

4 枚方市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第15条第3項」を「第15条第2項」に改める。

第15条第1項中「枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表」を「枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年枚方市条例第 号）第1条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項第1号中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

(枚方市行政不服審査に関する条例の一部改正)

5 枚方市行政不服審査に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

第11条第3項中「係る」の次に「法第81条第3項において準用する」を加え、同条第4項中「審査会は、」の次に「法第81条第3項において準用する」を加え、同条第6項中「又は」の次に「法第81条第3項において準用する」を加え、「受けた」を「受ける」に改める。

議案第 65 号

枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

次のとおり枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 生活保護法の規定による保護の停止をされている被保護者を医療費の助成の対象とするため。



枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（同法第26条の規定による保護の停止をされている被保護者を除く。）」を加える。

(枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年枚方市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（同法第26条の規定による保護の停止をされている被保護者を除く。）」を加える。

(枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年枚方市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」の次に「（同法第26条の規定による保護の停止をされている被保護者を除く。）」を加える。

第6条第3項中「市と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」を「大阪府内に所在する健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」に、「契約医療機関等に」を「大阪府内に所在する医療機関等に」に改める。

第8条第2項中「契約医療機関等」を「大阪府内に所在する医療機関等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第6条第3項及び第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号、第2条の規定による改正後の枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号及び第3条の規定による改正後の枚方市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例関係] （対象者）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による医療費の助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（<u>同法第26条の規定による保護の停止をされている被保護者を除く。</u>）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>[枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例関係] （対象者）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による医療費の助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>[枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例関係] （対象者等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による医療費の助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（<u>同法第26条の規定による保護の停止をされている被保護者を除く。</u>）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定</p>	<p>[枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例関係] （対象者等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による医療費の助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援 給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[枚方市子どもの医療費の助成に関する条例関係] (対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<del>ない</del>。ただし、第3号又は第4号に該当する者については、食事の提供たる療養（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。）に係る助成に限り、対象者とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者<u>（同法第26条の規定による保護の停止をされている被保護者を除く。）</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(医療証の交付等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 医療証の交付を受けた者が<u>大阪府内に所在する健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）</u>において助成対象医療を受けようとするときは、その保護者は、医療証を<u>大阪</u></p>	<p>給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[枚方市子どもの医療費の助成に関する条例関係] (対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<del>ない</del>。ただし、第3号又は第4号に該当する者については、食事の提供たる療養（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。）に係る助成に限り、対象者とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(医療証の交付等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 医療証の交付を受けた者が<u>市と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）</u>において助成対象医療を受けようとするときは、その保護者は、医療証を<u>契約医療機関等</u>に提示しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限り</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>府内に所在する医療機関等に提示しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、医療証を提示して、対象者に助成対象医療が行われた場合には、<u>大阪府内に所在する医療機関等</u>に対し、助成額を支払うことができる。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>でない。</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、医療証を提示して、対象者に助成対象医療が行われた場合には、<u>契約医療機関等</u>に対し、助成額を支払うことができる。</p> <p>3 〔略〕</p>

議案第 66 号

枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 対象者の年齢を拡大するため。

枚方市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

枚方市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年枚方市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) [略]</p>

議案第 67 号

市長等の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり市長等の給与に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

提案理由 期末手当の支給率を改定するため。



枚方市条例第 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p>

枚方市職員給与条例等の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 給料月額及び一時金に係る手当の支給率を改定するため。
- 2 管理職員特別勤務手当の支給対象及び額の規定を整備するため。

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「もの」の次に「（以下「管理職手当支給対象職員」という。）」を加え、同条第2項中「職員」を「管理職手当支給対象職員」に改め、同条第3項本文中「管理職手当の支給を受ける職員」を「管理職手当支給対象職員（規則で定めるものを除く。）」に改め、同項ただし書中「職員」を「管理職手当支給対象職員」に改め、「及び規則で定めるもの」を削る。

第34条第1項及び第2項を次のように改める。

管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営に必要な業務として規則で定める業務について勤務時間条例の規定により定められた週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職手当支給対象職員には、当該勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務をした時間を考慮して規則で定める勤務をした管理職手当支給対象職員にあつては、当該額に100分の150を乗じて得た額）を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、勤務時間条例第10条第3項の規定により、任命権者が管理職手当支給対象職員に休日の勤務に替えて他の勤務日等の勤務を免除した場合は、当該休日の勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により規則で定める業務について週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合は、当該管理職手当支給対象職員には、当該勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合は、この限りでない。

第34条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の勤務については、規則で定める勤務をもつて1回とする。

第34条の5第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

第41条第1項の表中「375,000円」を「376,000円」に改め、同条第4項中「管理職手当の支給を受ける職員」を「管理職手当支給対象職員」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「100分の215」を「100分の225」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 特定任期付職員について第34条の規定を適用する場合においては、同条第1項及び第2項中「管理職手当支給対象職員」とあるのは「特定任期付職員」と読み替えるものとする。

第41条の2第1項の表中「165,900円」を「169,800円」に、「174,500円」を「177,300円」

に、「183,400円」を「186,100円」に、「195,500円」を「198,500円」に、「199,700円」を「201,600円」に、「203,800円」を「204,600円」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100 円	205,400 円	246,000 円	294,400 円	344,600 円	382,100 円	425,900 円	479,600 円	504,600 円
	2	151,200	207,200	247,500	296,400	346,600	384,800	428,000	491,500	516,500
	3	152,400	209,000	249,000	298,500	348,600	387,400	430,100		
	4	153,500	210,800	250,300	300,500	350,600	390,100	432,200		
	5	154,600	212,400	251,800	302,400	352,300	392,500	433,900		
	6	155,700	214,200	253,000	304,500	354,300	394,800	435,700		
	7	156,800	216,000	254,300	306,500	356,100	397,000	437,700		
	8	157,900	217,800	255,500	308,600	358,000	399,400	439,700		
	9	158,900	219,200	256,800	310,300	359,900	401,200	441,600		
	10	160,300	221,000	258,200	312,400	361,800	403,200	443,400		
	11	161,600	222,700	259,600	314,400	363,800	405,100	445,200		
	12	162,900	224,500	261,100	316,400	365,700	406,900	446,900		
	13	164,100	226,100	262,700	318,100	367,700	408,800	448,700		
	14	165,600	227,800	264,400	320,100	369,600	410,600	450,200		
	15	167,100	229,400	266,000	322,200	371,600	412,400	451,600		
	16	168,700	230,900	267,600	324,300	373,600	414,300	453,100		
	17	169,800	232,200	269,400	325,500	375,100	416,100	454,500		
	18	171,200	233,800	271,200	327,500	376,900	417,600	455,800		
	19	172,600	235,400	272,900	329,400	378,700	419,100	457,100		
	20	174,000	236,900	274,600	331,500	380,300	420,700	458,300		
	21	175,300	237,900	276,200	333,400	382,100	422,300	459,300		
	22	177,800	239,400	277,900	335,300	383,500	423,600	460,000		
	23	180,300	240,700	279,700	337,300	385,000	424,900	460,800		
	24	182,800	241,900	281,200	339,200	386,600	426,100	461,500		
	25	185,200	243,100	282,400	341,100	388,000	427,300	462,200		
	26	186,900	244,100	284,100	343,000	389,200	428,600	463,000		
	27	188,500	245,100	285,700	344,800	390,400	429,900	463,700		
	28	190,200	246,100	287,400	346,700	391,500	431,100	464,300		
	29	191,700	247,200	289,000	348,200	392,600	432,300	464,800		
	30	193,400	248,100	290,700	349,600	393,800	433,100	465,400		
	31	195,200	249,000	292,500	351,100	395,000	433,900	466,000		
	32	196,900	250,000	294,300	352,600	396,100	434,700	466,600		
	33	198,500	250,900	295,800	354,200	396,800	435,300	467,100		
	34	199,900	252,200	297,500	355,000	397,500	436,000	467,600		
	35	201,400	253,400	299,000	356,200	398,200	436,700	468,000		
	36	202,900	254,700	300,600	357,200	398,900	437,400	468,300		
	37	204,200	256,000	302,200	358,100	399,500	438,200	468,600		
	38	205,500	257,400	303,900	359,200	400,100	439,000			
	39	206,700	258,600	305,500	360,100	400,600	439,400			
	40	208,000	259,800	307,200	361,200	401,000	440,100			
	41	209,300	260,900	308,100	362,100	401,400	440,600			
	42	210,600	262,100	309,600	362,800	401,700	441,000			
	43	211,900	263,400	311,100	363,500	402,000	441,400			
	44	213,200	264,500	312,700	364,200	402,300	441,800			
	45	214,300	265,600	314,300	364,600	402,600	442,200			
	46	215,600	266,600	315,900	365,200	402,900	442,600			
	47	216,900	267,800	317,500	365,900	403,200	443,000			
	48	218,200	268,900	319,000	366,600	403,500	443,300			
	49	219,200	269,900	320,500	366,900	403,800	443,600			
	50	220,300	270,900	321,700	367,600	404,100	444,000			
	51	221,300	272,000	322,900	368,300	404,400	444,300			
	52	222,300	273,100	324,100	369,000	404,700	444,600			
	53	223,300	274,000	324,800	369,300	405,000	444,900			
	54	224,200	275,000	325,700	369,900	405,300				
	55	225,100	275,900	326,500	370,600	405,600				
	56	226,000	277,000	327,300	371,200	405,900				
	57	226,300	278,100	328,200	371,500	406,100				
	58	227,100	279,100	328,600		406,400				
	59	227,800	280,000	329,300		406,700				
	60	228,500	281,000	330,100		407,000				
	61	229,200	281,500	330,900		407,200				
	62	230,000	282,400	331,600		407,500				
	63	230,700	283,100	332,300		407,800				
	64	231,300	284,000	333,000		408,000				
	65	231,900	285,000	333,500		408,200				
	66	232,500	285,800	334,100		408,500				
	67	233,100	286,600	334,600		408,800				
	68	233,800	287,400	335,200		409,000				
	69	234,500	288,200	335,500		409,200				

70	235,100	288,700	336,000		409,500				
71	235,600	289,100	336,400		409,800				
72	236,300	289,600	336,900		410,000				
73	237,000	289,800	337,300		410,200				
74	237,600		337,800						
75	238,200		338,300						
76	238,700		338,800						
77	239,300		339,100						
78	240,000		339,500						
79	240,700		340,000						
80	241,200		340,400						
81	241,700		340,700						
82	242,300								
83	242,900								
84	243,400								
85	243,900								
86	244,500								
87	245,100								
88	245,600								
89	246,100								
90	246,600								
91	246,900								
92	247,300								
93	247,600								
再任用 職員	150,160	172,160	204,160	219,680	231,760	252,080	285,440	311,920	352,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員(第3条に規定する職員を除く。)に適用する。



別表第3 (第5条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	136,200 円	187,400 円	213,600 円	269,400 円	300,000 円
	2	137,100	188,700	215,000	270,500	301,700
	3	138,100	190,100	216,400	271,500	303,300
	4	139,000	191,300	217,800	272,300	304,800
	5	140,000	192,300	219,100	273,200	306,300
	6	141,000	193,800	220,700	274,100	307,900
	7	142,000	195,200	222,300	275,100	309,500
	8	143,000	196,500	223,700	275,900	311,200
	9	143,800	197,900	224,900	276,500	312,200
	10	144,800	198,900	226,400	277,300	313,600
	11	145,800	200,200	227,900	278,200	315,000
	12	146,900	201,200	229,200	279,100	316,500
	13	147,700	202,400	230,000	280,000	317,600
	14	148,700	203,500	230,700	281,100	319,100
	15	149,800	204,600	231,600	282,100	320,500
	16	150,800	205,700	232,600	283,100	321,900
	17	151,900	206,600	233,200	283,800	323,500
	18	153,300	207,700	234,700	284,700	324,700
	19	154,500	208,700	236,000	285,600	326,000
	20	155,700	209,700	237,000	286,700	327,200
	21	156,800	210,600	238,300	287,300	328,300
	22	158,000	211,700	239,500	288,200	329,200
	23	159,200	212,800	240,800	289,100	330,300
	24	160,400	213,700	242,000	290,000	331,400
	25	161,500	214,600	242,800	290,600	332,500
	26	163,000	215,500	244,000	291,600	333,600
	27	164,500	216,200	245,200	292,600	334,600
	28	166,000	217,100	246,300	293,500	335,600
	29	167,400	217,900	247,400	294,200	336,600
	30	168,800	219,100	248,400	295,100	337,600
	31	170,300	220,100	249,500	296,000	338,600
	32	171,800	220,900	250,500	296,900	339,600
	33	173,100	221,500	251,600	297,600	340,500
	34	174,800	222,500	252,500	298,200	341,500
	35	176,500	223,600	253,500	298,900	342,500
	36	178,200	224,700	254,500	299,700	343,500
	37	179,900	225,200	255,500	300,300	344,400
	38	181,300	226,300	256,700	301,100	345,300
	39	183,000	227,400	257,600	301,800	346,200
	40	184,500	228,400	258,900	302,500	347,000
	41	185,800	229,200	259,600	303,200	347,800
	42	187,200	230,200	260,600	303,900	348,600
	43	188,500	231,200	261,700	304,700	349,400
	44	189,900	232,100	262,600	305,400	350,100
	45	191,400	233,000	263,700	306,000	350,800
	46	192,700	233,900	264,700	306,700	351,600
	47	194,100	234,700	265,800	307,400	352,400
	48	195,500	235,400	266,500	308,100	353,100
	49	196,800	236,300	267,200	308,600	353,800
	50	197,900	237,300	268,000	309,100	354,500
	51	199,000	238,300	269,000	309,700	355,200
	52	200,200	239,300	270,000	310,300	355,900
	53	201,300	240,300	270,800	310,900	356,500
	54	202,400	241,300	271,800	311,600	357,000
	55	203,300	242,000	272,900	312,300	357,500
	56	204,400	242,700	273,900	313,000	358,000
	57	205,500	243,500	274,900	313,700	358,400
	58	206,400	244,400	276,000	314,400	359,200
	59	207,400	245,300	276,800	315,100	360,100
	60	208,400	246,000	277,900	315,800	361,200
	61	209,500	246,800	278,700	316,500	362,100
	62	210,400	247,600	279,500	317,200	362,800

63	211,300	248,500	280,300	317,900	363,500	
64	212,200	249,200	281,100	318,600	364,200	
65	212,800	250,000	281,700	319,300	364,600	
66	213,600	250,600	282,500	320,000	365,200	
67	214,300	251,300	283,300	320,700	365,900	
68	215,000	251,800	284,000	321,400	366,600	
69	215,400	252,500	284,800	322,100	366,900	
70	215,800	253,100	285,500	322,800	367,600	
71	216,100	253,500	286,300	323,500	368,300	
72	216,400	253,900	287,100	324,200	369,000	
73	216,600	254,100	287,700	324,900	369,300	
74	217,000	254,500	288,200	325,600		
75	217,400	255,000	288,700	326,300		
76	218,000	255,500	289,100	327,000		
77	218,200	255,800	289,500	327,700		
78	218,700	256,200	289,900	328,400		
79	219,100	256,700	290,400	329,100		
80	219,500	257,200	290,900	329,800		
81	220,000	257,500	291,300	330,500		
82	220,300	257,800	291,900	331,200		
83	220,600	258,100	292,500	331,900		
84	221,000	258,400	293,100	332,600		
85	221,500	258,600	293,400	333,300		
86	221,900	258,800	293,900	334,000		
87	222,300	259,100	294,400	334,700		
88	223,000	259,400	294,800	335,400		
89	223,400	259,600	295,200	336,100		
90	223,900	259,800	295,700			
91	224,400	260,200	296,200			
92	224,800	260,400	296,700			
93	225,100	260,700	297,000			
94	225,500	261,100	297,400			
95	225,900	261,400	297,900			
96	226,200	261,700	298,400			
97	226,500	261,900	298,800			
98	226,900	262,200	299,200			
99	227,300	262,400	299,500			
100	227,700	262,700	299,800			
101	228,100	263,000	300,100			
102	228,500	263,200	300,500			
103	228,900	263,500	300,900			
104	229,300	263,800	301,300			
105	229,700	264,000	301,600			
106	230,200	264,200	302,000			
107	230,500	264,500	302,400			
108	230,900	264,700	302,700			
109	231,100	265,000	302,900			
110	231,500	265,300	303,200			
111	232,000	265,600	303,500			
112	232,400	265,800	303,700			
113	232,600	266,000	303,900			
114	233,100	266,300	304,200			
115	233,600	266,500	304,500			
116	234,100	266,700	304,700			
117	234,400	267,000	304,900			
118	234,800	267,300				
119	235,200	267,600				
120	235,600	267,900				
121	236,000	268,100				
再任用 職員		154,880	163,760	178,560	201,040	219,760

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する職員(市長が定める職員を除く。)に適用する。

別表第4 (第5条関係)

## 医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	253,600 円	338,400 円	400,400 円	471,700 円
2	256,100	341,400	403,300	474,000
3	258,600	344,200	405,900	476,200
4	261,100	347,100	408,600	478,500
5	263,300	349,800	411,000	480,700
6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900

63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

備考 この表は、医師及び歯科医師で、市長の定めるものに適用する。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第34条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第41条第6項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条の2中「限る」の次に「。以下「管理職手当支給対象職員」という」を加え、「に勤務した」を「(以下「週休日等」という。)に勤務をした」に、「当該職員」を「当該管理職手当支給対象職員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が定めるところにより、管理者が管理職手当支給対象職員に休日の勤務に替えて他の勤務日等の勤務を免除した場合には、当該休日の勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。

第14条の2に次の1項を加える。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合に、当該管理職手当支給対象職員に対して、当該勤務について支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合には、この限りでない。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

## 行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	150,100 円	205,400 円
2	151,200	207,200
3	152,400	209,000
4	153,500	210,800
5	154,600	212,400
6	155,700	214,200
7	156,800	216,000
8	157,900	217,800
9	158,900	219,200
10	160,300	221,000
11	161,600	222,700
12	162,900	224,500
13	164,100	226,100
14	165,600	227,800
15	167,100	229,400
16	168,700	230,900
17	169,800	232,200
18	171,200	233,800
19	172,600	235,400
20	174,000	236,900
21	175,300	237,900
22	177,800	239,400
23	180,300	240,700
24	182,800	241,900
25	185,200	243,100
26	186,900	244,100
27	188,500	245,100
28	190,200	246,100
29	191,700	247,200
30	193,400	248,100
31	195,200	249,000
32	196,900	250,000
33	198,500	250,900
34	199,900	252,200
35	201,400	253,400
36	202,900	254,700
37	204,200	256,000
38	205,500	257,400
39	206,700	258,600
40	208,000	259,800
41	209,300	260,900
42	210,600	262,100
43	211,900	263,400
44	213,200	264,500
45	214,300	265,600
46	215,600	266,600
47	216,900	267,800
48	218,200	268,900
49	219,200	269,900
50	220,300	270,900
51	221,300	272,000
52	222,300	273,100
53	223,300	274,000
54	224,200	275,000
55	225,100	275,900
56	226,000	277,000
57	226,300	278,100
58	227,100	279,100
59	227,800	280,000
60	228,500	281,000
61	229,200	281,500
62	230,000	282,400

63	230,700	283,100
64	231,300	284,000
65	231,900	285,000
66	232,500	285,800
67	233,100	286,600
68	233,800	287,400
69	234,500	288,200
70	235,100	288,700
71	235,600	289,100
72	236,300	289,600
73	237,000	289,800
74	237,600	
75	238,200	
76	238,700	
77	239,300	
78	240,000	
79	240,700	
80	241,200	
81	241,700	
82	242,300	
83	242,900	
84	243,400	
85	243,900	
86	244,500	
87	245,100	
88	245,600	
89	246,100	
90	246,600	
91	246,900	
92	247,300	
93	247,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

## 技能労務職給料表

職務 の級 号給	1級
	給料月額
1	136,200 円
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000
6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900
13	147,700
14	148,700
15	149,800
16	150,800
17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800
22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800
33	173,100
34	174,800
35	176,500
36	178,200
37	179,900
38	181,300
39	183,000
40	184,500
41	185,800
42	187,200
43	188,500
44	189,900
45	191,400
46	192,700
47	194,100
48	195,500
49	196,800
50	197,900
51	199,000
52	200,200
53	201,300
54	202,400
55	203,300
56	204,400
57	205,500
58	206,400
59	207,400
60	208,400
61	209,500
62	210,400



63	211,300
64	212,200
65	212,800
66	213,600
67	214,300
68	215,000
69	215,400
70	215,800
71	216,100
72	216,400
73	216,600
74	217,000
75	217,400
76	218,000
77	218,200
78	218,700
79	219,100
80	219,500
81	220,000
82	220,300
83	220,600
84	221,000
85	221,500
86	221,900
87	222,300
88	223,000
89	223,400
90	223,900
91	224,400
92	224,800
93	225,100
94	225,500
95	225,900
96	226,200
97	226,500
98	226,900
99	227,300
100	227,700
101	228,100
102	228,500
103	228,900
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する会計年度任用職員に適用する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中枚方市職員給与条例第12条の3及び第34条の改正規定、同条例第41条の改正規定（同条第1項の改正規定及び同条第5項の改正規定（「100分の215」を「100分の225」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第3条の規定は令和5年1月1日から、第2条及び第4条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第41条第1項、第41条の2第1項及び別表第2から別表第4までの規定は令和4年4月1日から、新給与条例第34条の5第2項及び第41条第6項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[第1条関係]</p> <p>第12条の3 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、市長が規則で定めるもの（以下「<u>管理職手当支給対象職員</u>」という。）についてその職務の特殊性に基づき支給する。</p> <p>2 管理職手当の額は、その<u>管理職手当支給対象職員</u>の属する職務の級における最高の号給の給料月額<del>の100分の25を超えない範囲</del>で規則で定める額とする。</p> <p>3 <u>管理職手当支給対象職員</u>（規則で定めるものを除く。）については、第24条から第26条までの規定は適用しない。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、<u>管理職手当支給対象職員</u>が災害救助の業務に従事した場合は、この限りでない。</p> <p>第34条 <u>管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営に必要な業務として規則で定める業務について勤務時間条例の規定により定められた週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理職手当支給対象職員には、当該勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務をした時間を考慮して規則で定める勤務をした管理職手当支給対象職員にあつては、当該額に100分の150を乗じて得た額）を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、勤務時間条例第10条第3項の規定により、任命権者が管理職手当支給対象職員に休日の勤務に替えて他の勤務日等の</u></p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第12条の3 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、市長が規則で定めるものについてその職務の特殊性に基づき支給する。</p> <p>2 管理職手当の額は、その<u>職員</u>の属する職務の級における最高の号給の給料月額<del>の100分の25を超えない範囲</del>で規則で定める額とする。</p> <p>3 <u>管理職手当の支給を受ける職員</u>については、第24条から第26条までの規定は適用しない。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け、<u>職員が災害救助の業務に従事した場合及び規則で定めるものは、この限りでない。</u></p> <p>第34条 <u>第12条の3第1項に規定する規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例の規定により定められた週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>勤務を免除した場合は、当該休日の勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により規則で定める業務について週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合は、当該管理職手当支給対象職員には、当該勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合は、この限りでない。</p> <p>3 前2項の勤務については、規則で定める勤務をもつて1回とする。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に</p>	<p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に</p>

新（改正後）	旧（現 行）																				
<p>100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="199 772 1084 1021"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定任期付職員について第12条の3第3項の規定を適用する場合には、同項中「<u>管理職手当支給対象職員</u>」とあるのは「特定任期付職員」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>特定任期付職員について第34条の規定を適用する場合には、同条第1項及び第2項中「管理職手当支給対象職員」とあるのは「特定任期付職員」と読み替えるものとする。</u></p>	号	給 料 月 額	1	376,000円	2	[略]	3	[略]	4	[略]	<p>100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1162 772 2047 1021"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定任期付職員について第12条の3第3項の規定を適用する場合には、同項中「<u>管理職手当の支給を受ける職員</u>」とあるのは「特定任期付職員」と読み替えるものとする。</p>	号	給 料 月 額	1	375,000円	2	[略]	3	[略]	4	[略]
号	給 料 月 額																				
1	376,000円																				
2	[略]																				
3	[略]																				
4	[略]																				
号	給 料 月 額																				
1	375,000円																				
2	[略]																				
3	[略]																				
4	[略]																				

新（改正後）	旧（現 行）																																																						
<p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」とする。</p> <p>7 [略] (任期付常勤職員の給料の特例)</p> <p>第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号</th> <th style="text-align: center;">給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">169,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">177,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">186,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">198,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">201,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">204,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>[第2条関係] (勤勉手当)</p>	号	給	給 料 月 額	1	1	169,800円	2	177,300円	3	186,100円	2	1	198,500円	2	201,600円	3	204,600円	~~~~~			4	1	[略]	2	[略]	3	[略]	<p>5 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の215</u>」とする。</p> <p>6 [略] (任期付常勤職員の給料の特例)</p> <p>第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号</th> <th style="text-align: center;">給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">165,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">174,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">183,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">195,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">199,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">203,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>[第2条関係] (勤勉手当)</p>	号	給	給 料 月 額	1	1	165,900円	2	174,500円	3	183,400円	2	1	195,500円	2	199,700円	3	203,800円	~~~~~			4	1	[略]	2	[略]	3	[略]
号	給	給 料 月 額																																																					
1	1	169,800円																																																					
	2	177,300円																																																					
	3	186,100円																																																					
2	1	198,500円																																																					
	2	201,600円																																																					
	3	204,600円																																																					
~~~~~																																																							
4	1	[略]																																																					
	2	[略]																																																					
	3	[略]																																																					
号	給	給 料 月 額																																																					
1	1	165,900円																																																					
	2	174,500円																																																					
	3	183,400円																																																					
2	1	195,500円																																																					
	2	199,700円																																																					
	3	203,800円																																																					
~~~~~																																																							
4	1	[略]																																																					
	2	[略]																																																					
	3	[略]																																																					

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の220</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p>	<p>第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第3条関係] （管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（管理者が定める者に限る。<u>以下「管理職手当支給対象職員」という。</u>）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合に、<u>当該管理職手当支給対象職員に対して、当該勤務について支給する。ただし、管理者が定めるところにより、管理者が管理職手当支給対象職員に休日の勤務に替えて他の勤務日等の勤務を免除した場合には、当該休日の勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>2 <u>前項本文に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合に、当該管理職手当支給対象職員に対して、当該勤務について支給する。ただし、当該勤務が同項本文の勤務に引き続く場合には、この限りでない。</u></p> <p>[第4条関係] （期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p>	<p>[第3条関係] （管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（管理者が定める者に限る。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に、<u>当該職員に対して、当該勤務について支給する。</u></p> <p>[第4条関係] （期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p>



議案第 69 号

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の退職手当の支給に関する規定を整備するため。

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（枚方市の休日に関する条例（平成3年枚方市条例第3号）第2条第1項に規定する市の休日の日数を除く1月の日数が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべての」を「全ての」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。</u>）が18日（<u>枚方市の休日に関する条例（平成3年枚方市条例第3号）第2条第1項に規定する市の休日の日数を除く1月の日数が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。</u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全ての期間</u>を除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3～17 [略]</p>	<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての期間</u>を除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3～17 [略]</p>

議案第 70 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会等を設置するため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市人事行政制度調査審議会の項の次に次のように加える。

枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会	枚方市生活困窮者等就労準備支援事業を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療に関する専門的知識を有する者 (3) 自立支援に関する専門的知識を有する者 (4) 雇用に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会	枚方市生活保護受給者等就労支援事業を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療に関する専門的知識を有する者 (3) 自立支援に関する専門的知識を有する者 (4) 雇用に関する専門的知識を有する者	答申の日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 (改正後)					旧 (現 行)				
別表 (第 1 条、第 2 条関係)					別表 (第 1 条、第 2 条関係)				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市人事 行政制度調 査審議会	[略]	[略]	[略]		枚方市人事 行政制度調 査審議会	[略]	[略]	[略]	
枚方市生活 困窮者等就 労準備支援 事業者選定 審査会	枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者の選定に関する審査	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療に関する専門的知識を有する者 (3) 自立支援に関する専門的知識を有する者 (4) 雇用に関する専門的知識を有する者	答申の 日まで					
枚方市生活 保護受給者 等就労支援 事業者選定 審査会	枚方市生活保護受給者等就労支援事業者の選定に関する審査	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療に関する専門的知識を有する者 (3) 自立支援に関する専門的知識を有する者	答申の 日まで					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
			(4) <u>雇用に関する専門的知識を有する者</u>						
枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]	



議案第 71 号

枚方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を  
改正する条例について

次のとおり枚方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 農地利用最適化推進委員の定数を見直すため。

枚方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する  
条例

枚方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年枚方市条例  
第39号）の一部を次のように改正する。

第2項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の規定は、  
この条例の施行の際現に農地利用最適化推進委員に委嘱されている者の任期満了後に委嘱する農  
地利用最適化推進委員の定数について適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>1 [略]</p> <p>2 法第18条第2項の規定により条例で定める農地利用最適化推進委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 法第18条第2項の規定により条例で定める農地利用最適化推進委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p>

議案第 72 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 個人番号を利用し、又は提供することができる事務及び情報の範囲を見直すため。

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）の次に「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」を加え、同表3の項中「又は中国残留邦人等支援給付関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護実施関係情報」に改め、同表4の項中「若しくは養育医療関係情報又はその他の」を「、養育医療関係情報、外国人生活保護実施関係情報又は」に改め、同表9の項中「又は介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「という。）」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加え、同表10の項及び15の項中「又は介護保険料関係情報」を「、介護保険料関係情報又は外国人生活保護実施関係情報」に改め、同表17の項中「又は介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「に関する情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加え、同表に次のように加える。

21	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
----	----	---	--

別表第2の1の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は外国人生活保護実施関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）				旧（現 行）			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
項	執行機関	事 務	特定個人情報	項	執行機関	事 務	特定個人情報
1				1			
削除				削除			
2	[略]	[略]	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、地方	2	[略]	[略]	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、地方

新（改正後）	旧（現 行）
<p>税法（昭和25年法律第226号）                      その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しく</p>	<p>税法（昭和25年法律第226号）                      その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しく</p>

新（改正後）			旧（現 行）				
			<p>は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）<u>又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報</u>（以下「<u>外国人生活保護実施関係情報</u>」<u>という。</u>）であって規則で定めるもの</p>			<p>は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）<u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	
3	[略]	[略]	<p>身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護実施関係情報、</p>	3	[略]	[略]	<p>身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護実施関係情報、</p>



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
			<p>地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、養育医療関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、<u>中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護実施関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>				<p>地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、養育医療関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報又は<u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
4	[略]	[略]	<p>生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、<u>養育医療関係情報、外国人生活保護実施関係情報又は枚方市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関し必要な情報</u>であって規則で定めるもの</p>	4	[略]	[略]	<p>生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報若しくは<u>養育医療関係情報又はその他の枚方市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関し必要な情報</u>であって規則で定めるもの</p>

新（改正後）				旧（現 行）			
9	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険料関係情報」という。）又は外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの	9	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報 <u>又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険料関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの
10	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、 <u>介護保険料関係情報又は外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの	10	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報 <u>又は介護保険料関係情報</u> であって規則で定めるもの
15	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、 <u>介護保険料関係情報又は外国人</u>	15	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報 <u>又は介護保険料関係情報</u> であって

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
			<u>生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの				規則で定めるもの
16	[略]	[略]	[略]	16	[略]	[略]	[略]
17	[略]	[略]	中国残留邦人等支援給付関係情報、 <u>介護保険法</u> による保険給付の支給に関する情報又は <u>外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの	17	[略]	[略]	中国残留邦人等支援給付関係情報又は介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
18	[略]	[略]	[略]	18	[略]	[略]	[略]
19	[略]	[略]	[略]	19	[略]	[略]	[略]
20	[略]	[略]	[略]	20	[略]	[略]	[略]
21	市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	<u>身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの				
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
項	情報照 会機関	事 務	情報提 供機関	特定個人情報	項	情報照 会機関	事 務	情報提 供機関	特定個人情報
1	[略]	[略]	[略]	生活保護実施関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は <u>外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの	1	[略]	[略]	[略]	生活保護実施関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの

議案第 73 号

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 許可を受けた者が持ち込んだごみ等の処理手数料の額を改定するため。

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成5年枚方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ごみ等の項中「90」を「150」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に持ち込まれたごみ等の処分について適用し、施行日前に持ち込まれたごみ等の処分については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和7年11月30日までの間に持ち込まれたごみ等の処分についての改正後の別表第1の規定の適用については、同表ごみ等の項中「150」とあるのは、「120」とする。

議案第 73 号参考資料

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)						旧 (現 行)							
別表第 1 (第23条関係)						別表第 1 (第23条関係)							
種類	名 称		取 扱 区 分		単 位	金 額	種類	名 称		取 扱 区 分		単 位	金 額
ごみ 等	[略]		[略]		[略]	[略]	ごみ 等	[略]		[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
	持込みごみ処理 手数料	市長が 指定す る場所 に搬入 したご み等の 処分	[略]	[略]	[略]	[略]		持込みごみ処理 手数料	市長が 指定す る場所 に搬入 したご み等の 処分	[略]	[略]	[略]	[略]
			許可を受けた者 が持ち込んだご み等	10キロ グラム	<u>150</u>	許可を受けた者 が持ち込んだご み等				10キロ グラム	<u>90</u>		
	備考	[略]						備考	[略]				

議案第 74 号

枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 指定管理者制度の円滑な実施に向け、有料施設の使用区分等を見直すため。



枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正する条例（令和4年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）第3条ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第4条第3項中「から第5号まで」を「及び第4号」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第1条のうち、枚方市都市公園条例第5条の改正規定の次に次のように加える。

第10条第2項中「有料施設（」の次に「王仁公園プール、」を加え、「（以下この条において「有料施設等」という。）」及び「（王仁公園プールにあつては、7月1日から8月31日までの日）」を削り、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「有料施設等」を「有料施設（会議室及び駐車場を除く。）及び鏡伝池緑地（次項において「有料施設等」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 王仁公園プールの供用日は、次の各号に掲げる使用の目的の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 遊泳 次に掲げる日

イ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により定められた枚方市立小学校及び中学校の夏季における休業日（ロにおいて「夏季休業日」という。）

ロ 6月1日から9月30日までの間（夏季休業日を除く。）において指定管理者が市長の承認を得て定める日

(2) 遊泳以外 12月29日から翌年の1月3日まで及び前号に定める日以外の日

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該有料施設を使用しようとする日前規則で定める日において、市長の登録を受けた団体が当該有料施設の使用の許可に係る申請をしていない場合又は市長と事前に協議を行った場合であつて、市長が特に認めたときは、この限りでない。

第12条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又はその施設を目的外に使用し」を削る。

第1条のうち、枚方市都市公園条例第16条第2項の改正規定中「、公園」の次に「の占用、公園」を加え、「又は公園における行為」を「又は公園の占用」に、「別表第5」を「から別表第5まで」に、「別表第4」を「及び別表第3」に改め、同条第3項の改正規定中「中「使用料」を「前2項の使用料」に改める」を「を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

3 市長は、公園における行為につき、特に収益が見込まれる場合においては、別表第4の規定

にかかわらず、当該収益を勘案して、第1項の使用料の額から収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において、使用料の額を定めることができる。

第1条のうち、枚方市都市公園条例第23条の2第2項各号の改正規定中「(第23条の3の2を除く。)」を削り、同条第3項の表の改正規定中「第3項各号」を「第3項第7号」に、「第10条第4項」を「第10条第5項」に改め、同条例第23条の3第3項後段を削り、同条第7項を改め、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第23条の3第3項後段を削り、同条第7項中「(王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。)」を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、有料施設の使用につき、特に収益が見込まれるときは、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内において指定管理者が定める額を利用料金の額とする。

第1条のうち、枚方市都市公園条例別表第1の改正規定中「改める」を「改め、同表に備考として次のように加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

備考 王仁公園プール、運動広場及び野球場は、それぞれ遊泳、運動及び野球以外の用途に使用することを妨げない。

第1条のうち、枚方市都市公園条例別表第5の改正規定を次のように改める。

別表第5中「(第16条、第23条の3関係)」を「(第23条の3関係)」に、「使用料」を「利用料金の上限」に改め、同表1の表王仁公園の項中

「

プール	個人	普通券	大人	1 日	900円	
			小人		450円	
		回数券	大人	1 日 券 5 枚つづり	4,000円	
			小人		2,000円	
			大人	1 日 券 50枚つづり	36,000円	
			小人		18,000円	
	団 体 (30人以上)			1 日	大 人 1 人	720円
					小 人 1 人	360円
運 動 広 場			2 時 間	1,500円 (3,000円)		
テニスコート			1 面 1 時間	600円 (1,200円)		
バレーボールコート			1 面 1 時間	300円 (600円)		

」

を

「

プール	遊 泳	大人 1 人	1 日	900円
		小人 1 人		450円
	遊 泳 以 外		4 時 間	5,400円
運 動 広 場	運 動	2 時 間	1,500円 (3,000円)	
	運 動 以 外	2 時 間	3,000円 (6,000円)	
テニスコート		1 面 1 時間	600円 (1,200円)	

」

に、同表香里ヶ丘中央公園の項及び中の池公園の項中

「

運 動 広 場	2 時 間	1,500円 (3,000円)
---------	-------	--------------------

」

を

「

運 動 広 場	運 動	2 時 間	1,500円 (3,000円)
	運 動 以 外	2 時 間	3,000円 (6,000円)

」

に、同表東部公園の項中

「

野 球 場	2 時 間 (規則で定める 時間帯を除く。)	3,000円 (6,000円)
	1 時 間 (規則で定める 時間帯に限る。)	1,500円 (3,000円)

」

を

野 球 場	野球又はソフトボール	2 時 間 (規則で定める 時間帯を除く。)	3,000円 (6,000円)
		1 時 間 (規則で定める 時間帯に限る。)	1,500円 (3,000円)
	野球又はソフトボール以外	2 時 間 (規則で定める 時間帯を除く。)	6,000円 (12,000円)
		1 時 間 (規則で定める 時間帯に限る。)	3,000円 (6,000円)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第1条 枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第4条第3項中「から第5号まで」を「及び第4号」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。</u></p> <p><u>第10条第2項中「有料施設（」の次に「王仁公園プール、」を加え、「（以下この条において「有料施設等」という。）」及び「（王仁公園プールにあつては、7月1日から8月31日までの日）」を削り、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「有料施設等」を「有料施設（会議室及び駐車場を除く。）及び鏡伝池緑地（次項において「有料施設等」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。</u></p> <p><u>3 王仁公園プールの供用日は、次の各号に掲げる使用の目的の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 遊泳 次に掲げる日</u></p> <p><u>イ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により定められた枚方市立小学校及び中学校の夏季における休業日（ロにおいて「夏季休業日」という。）</u></p> <p><u>ロ 6月1日から9月30日までの間（夏季休業日を除く。）において指定管理者が市長の承認を得て定める日</u></p>	<p>第1条 枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) <u>遊泳以外 12月29日から翌年の1月3日まで及び前号に定める日以外の日</u></p> <p><u>第11条第1項に次のただし書を加える。</u></p> <p><u>ただし、当該有料施設を使用しようとする日前規則で定める日において、市長の登録を受けた団体が当該有料施設の使用の許可に係る申請をしていない場合又は市長と事前に協議を行った場合であつて、市長が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第12条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又はその施設を目的外に使用し」を削る。</u></p> <p>第16条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「、公園の占有、公園における行為又は有料施設の使用」を「又は公園の占有」に、「から別表第5まで」を「及び別表第3」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。</p> <p><u>3 市長は、公園における行為につき、特に収益が見込まれる場合においては、別表第4の規定にかかわらず、当該収益を勘案して、第1項の使用料の額から収益の総額に100分の5を乗じて得た額までの範囲内において、使用料の額を定めることができる。</u></p> <p>第23条の2第1項中「有料施設（野球場及び会議室を除く。次項及び第3項本文において同じ。）、鏡伝池緑地及び香里ヶ丘中央公園のうち市長が定める区域（第6項及び第7項において「みどりの広場」という。）」を「王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地」に改め、同条第2項中「有料施設の指定管理者は、」を「指定管理者は、王仁</p>	<p>第16条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「、公園における行為又は有料施設の使用」を「又は公園における行為」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第3項中「使用料」を「前2項の使用料」に改める。</p> <p>第23条の2第1項中「有料施設（野球場及び会議室を除く。次項及び第3項本文において同じ。）、鏡伝池緑地及び香里ヶ丘中央公園のうち市長が定める区域（第6項及び第7項において「みどりの広場」という。）」を「王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地」に改め、同条第2項中「有料施設の指定管理者は、」を「指定管理者は、王仁</p>

新（改正後）	旧（現 行）																		
<p>公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地についての」に改め、同項各号を次のように改める。</p>	<p>公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地についての」に改め、同項各号を次のように改める。</p>																		
<p>(1) 公園の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務                      (2) 第4条第1項又は第2項の許可その他公園の利用に関する業務                      (3) 次条から第23条の5までに規定する利用料金に関する業務</p>	<p>(1) 公園の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務                      (2) 第4条第1項又は第2項の許可その他公園の利用に関する業務                      (3) 次条から第23条の5まで（第23条の3の2を除く。）に規定する利用料金に関する業務</p>																		
<p>(4) 公園の維持管理に関する業務                      第23条の2第3項表以外の部分中「有料施設」を「王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地」に改め、同項の表を次のように改める。</p>	<p>(4) 公園の維持管理に関する業務                      第23条の2第3項表以外の部分中「有料施設」を「王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地」に改め、同項の表を次のように改める。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 767 394 906">第4条（第3項第7号を除く。）</td> <td data-bbox="396 767 743 906">[略]</td> <td data-bbox="745 767 1093 906">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 908 394 959">第10条第1項</td> <td data-bbox="396 908 743 959">[略]</td> <td data-bbox="745 908 1093 959">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 960 394 1011">第10条第5項</td> <td data-bbox="396 960 743 1011">[略]</td> <td data-bbox="745 960 1093 1011">[略]</td> </tr> </table>	第4条（第3項第7号を除く。）	[略]	[略]	第10条第1項	[略]	[略]	第10条第5項	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 767 1366 906">第4条（第3項各号を除く。）</td> <td data-bbox="1368 767 1715 906">[略]</td> <td data-bbox="1718 767 2065 906">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 908 1366 959">第10条第1項</td> <td data-bbox="1368 908 1715 959">[略]</td> <td data-bbox="1718 908 2065 959">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 960 1366 1011">第10条第4項</td> <td data-bbox="1368 960 1715 1011">[略]</td> <td data-bbox="1718 960 2065 1011">[略]</td> </tr> </table>	第4条（第3項各号を除く。）	[略]	[略]	第10条第1項	[略]	[略]	第10条第4項	[略]	[略]
第4条（第3項第7号を除く。）	[略]	[略]																	
第10条第1項	[略]	[略]																	
第10条第5項	[略]	[略]																	
第4条（第3項各号を除く。）	[略]	[略]																	
第10条第1項	[略]	[略]																	
第10条第4項	[略]	[略]																	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 1038 394 1204" rowspan="3">第15条第2項</td> <td data-bbox="396 1038 743 1106">[略]</td> <td data-bbox="745 1038 1093 1106">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="396 1107 743 1174">[略]</td> <td data-bbox="745 1107 1093 1174">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="396 1176 743 1204">[略]</td> <td data-bbox="745 1176 1093 1204">[略]</td> </tr> </table>	第15条第2項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 1038 1366 1204" rowspan="3">第15条第2項</td> <td data-bbox="1368 1038 1715 1106">[略]</td> <td data-bbox="1718 1038 2065 1106">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 1107 1715 1174">[略]</td> <td data-bbox="1718 1107 2065 1174">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 1176 1715 1204">[略]</td> <td data-bbox="1718 1176 2065 1204">[略]</td> </tr> </table>	第15条第2項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
第15条第2項		[略]	[略]																
		[略]	[略]																
	[略]	[略]																	
第15条第2項	[略]	[略]																	
	[略]	[略]																	
	[略]	[略]																	
<p>第23条の3第3項後段を削り、同条第7項中「(王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。)」を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、</p>	<p>第23条の3第3項後段を削り、同条第7項中「(王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。</p>																		



新（改正後）	旧（現 行）												
<p>同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、有料施設の使用につき、特に収益が見込まれるときは、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内において指定管理者が定める額を利用料金の額とする。</p> <p>別表第1 王仁公園の項中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="226 810 857 911"> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バレーボールコート</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>」</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="226 1007 857 1059"> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> </tr> </table> <p>に改め、同表に備</p> <p>」</p> <p>考として次のように加える。</p> <p>備考 王仁公園プール、運動広場及び野球場は、それぞれ遊泳、運動及び野球以外の用途に使用することを妨げない。</p> <p>別表第5中「(第16条、第23条の3関係)」を「(第23条の3関係)」に、「使用料」を「利用料金の上限」に改め、同表王仁公園の項中</p>	テニスコート		バレーボールコート		テニスコート		<p>(利用料金の特例)</p> <p>第23条の3の2 第12条第1項の規定による有料施設の目的外の使用の許可を受けた者は、特に収益が見込まれるときは、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額及び別表第5に掲げる利用料金の上限の額を下回らない範囲内において、市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、前条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の使用料の算定方法及び徴収方法に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 王仁公園の項中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1196 810 1827 911"> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バレーボールコート</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>」</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1196 1007 1827 1059"> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> </tr> </table> <p>に改める。</p> <p>」</p> <p>別表第5中「(第16条、第23条の3関係)」を「(第23条の3、第23条の3の2関係)」に、「使用料」を「利用料金の上限」に改め、同表王仁公園の項中</p>	テニスコート		バレーボールコート		テニスコート	
テニスコート													
バレーボールコート													
テニスコート													
テニスコート													
バレーボールコート													
テニスコート													

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)					旧 (現 行)							
プール	個人	普通券	大人	1 日	900円	<table border="1"> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>600円 (1,200円)</td> </tr> <tr> <td>バレーボールコート</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>300円 (600円)</td> </tr> </table>	テニスコート	1 面 1 時間	600円 (1,200円)	バレーボールコート	1 面 1 時間	300円 (600円)
			テニスコート	1 面 1 時間	600円 (1,200円)							
		バレーボールコート	1 面 1 時間	300円 (600円)								
		小人		450円								
		回数券	大人	1 日 券	4,000円							
			小人	5 枚つづり	2,000円							
	大人		1 日 券	36,000円								
	小人		50 枚つづり	18,000円								
	団 体 (30人以上)	1 日	大人 1 人	720円	<table border="1"> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>600円 (1,200円)</td> </tr> </table>	テニスコート	1 面 1 時間	600円 (1,200円)				
			テニスコート	1 面 1 時間		600円 (1,200円)						
	小人 1 人	360円										
	運 動 広 場		2 時 間	1,500円 (3,000円)		<table border="1"> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>600円 (1,200円)</td> </tr> <tr> <td>バレーボールコート</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>300円 (600円)</td> </tr> </table>	テニスコート	1 面 1 時間	600円 (1,200円)	バレーボールコート	1 面 1 時間	300円 (600円)
テニスコート	1 面 1 時間	600円 (1,200円)										
バレーボールコート	1 面 1 時間	300円 (600円)										
テニスコート		1 面 1 時間	600円 (1,200円)									
バレーボールコート		1 面 1 時間	300円 (600円)									

を

↓

に改める。

↓

を

↓

新（改正後）				旧（現 行）	
「					
プール	遊 泳	大人 1人	1	日	900円
		小人 1人			450円
	遊 泳 以 外		4	時 間	5,400円
運動広場	運 動		2	時 間	1,500円 (3,000円)
	運 動 以 外		2	時 間	3,000円 (6,000円)
テニスコート			1面	1時間	600円 (1,200円)
」					
に、同表香里ヶ丘中央公園の項及び中の池公園の項中					
「					
運 動 広 場		2	時 間	1,500円 (3,000円)	
」					
を					

新（改正後）				旧（現 行）			
┌							
運動広場	運 動	2 時 間	1,500円 (3,000円)				
	運 動 以 外	2 時 間	3,000円 (6,000円)				
└							
に、同表東部公園の項中							
┌							
野 球 場	2 時 間 (規則で定め る時間帯を除 く。)	3,000円 (6,000円)					
	1 時 間 (規則で定め る時間帯に限 る。)	1,500円 (3,000円)					
└							
を							

新（改正後）				旧（現 行）	
野 球 場	野球又はソ フトボール	2 時 間 （規則で定め る時間帯を除 く。）	3,000円 (6,000円)		
		1 時 間 （規則で定め る時間帯に限 る。）	1,500円 (3,000円)		
	野球又はソ フトボール 以外	2 時 間 （規則で定め る時間帯を除 く。）	6,000円 (12,000円)		
		1 時 間 （規則で定め る時間帯に限 る。）	3,000円 (6,000円)		

に改める。

議案第 75 号

枚方市自転車駐車場条例の一部改正について

次のとおり枚方市自転車駐車場条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 指定管理者制度の円滑な実施に向け、自転車駐車場の使用車種及び使用時間帯の見直しを行うため。

枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

枚方市自転車駐車場条例（昭和61年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自転車及び原動機付自転車（藤阪自転車駐車場、村野自転車駐車場及び津田東自転車駐車場にあつては、自転車等）」を「自転車等（規則で定める駐車場にあつては、自転車及び原動機付自転車）」に改める。

第6条第2項第2号中「第11条」を「第12条」に改める。

第7条第1項ただし書中「駐車場に自転車等を入庫し、又は駐車場から自転車等を」を「規則で定める駐車場において自転車等を入庫し、又は」に改める。

第8条中「日からその翌日の午前1時までを限度とする使用方法をいう」を「時刻から24時間（前条第1項ただし書に規定する駐車場にあつては、入庫の日からその翌日の午前1時まで）を限度とする使用方法をいう。以下同じ」に改める。

第9条第1項ただし書中「規則で定める駐車券の交付」を「駐車場に設置している機械式設備の使用（第7条第1項ただし書に規定する駐車場にあつては、規則で定める駐車券の交付）」に改める。

第17条を第18条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収方法）

第11条 使用許可期間に係る使用料は、次の各号に掲げる使用区分に応じて、当該各号に定める行為の際に徴収する。

- (1) 一時使用 自転車等の入庫又は出庫
- (2) 定期使用 定期使用に係る許可

2 使用許可期間を経過して駐車した場合の当該経過した部分に係る使用料は、自転車等の出庫の際に徴収する。

別表第2備考3中「額は、」の次に「機械式設備の使用をもつて許可を受けた場合にあつては経過した時間24時間（24時間に満たない場合についても、これを24時間とする。）、駐車券の交付をもつて許可を受けた場合又は定期使用に係る許可を受けた場合にあつては」を加え、同表備考に次のように加える。

- 4 第5条第1項又は第7条第1項ただし書の規則の施行その他の事情の変更があつた場合についての備考3の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（使用車種）</p> <p>第5条 駐車場に駐車をすることができる車種は、<u>自転車等（規則で定める駐車場にあつては、自転車及び原動機付自転車）</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第9条に規定する使用の許可及び<u>第12条</u>に規定する使用の許可の取消し等に関する業務</p> <p>(3) [略]</p> <p>（駐車場の使用時間等）</p> <p>第7条 駐車場の使用は、全日について行うことができる。ただし、<u>規則で定める駐車場において自転車等を入庫し、又は出庫することができる時間は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（駐車場の使用区分）</p> <p>第8条 駐車場の使用区分は、一時使用（入庫の時刻から24時間（前条第1項ただし書に規定する駐車場にあつては、<u>入庫の日からその翌日の午</u></p>	<p>（使用車種）</p> <p>第5条 駐車場に駐車をすることができる車種は、<u>自転車及び原動機付自転車（藤阪自転車駐車場、村野自転車駐車場及び津田東自転車駐車場にあつては、自転車等）</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第9条に規定する使用の許可及び<u>第11条</u>に規定する使用の許可の取消し等に関する業務</p> <p>(3) [略]</p> <p>（駐車場の使用時間等）</p> <p>第7条 駐車場の使用は、全日について行うことができる。ただし、<u>駐車場に自転車等を入庫し、又は駐車場から自転車等を出庫することができる時間は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（駐車場の使用区分）</p> <p>第8条 駐車場の使用区分は、一時使用（入庫の日からその翌日の午前1時までを限度とする使用方法をいう。）及び定期使用（月の初日から当該</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>前1時まで)を限度とする使用方法をいう。以下同じ。)及び定期使用(月の初日から当該月の末日までを単位とする使用方法をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第9条 駐車をしようとする者は、指定管理者に申請してその許可を受けなければならない。ただし、一時使用については、<u>駐車場に設置している機械式設備の使用（第7条第1項ただし書に規定する駐車場にあつては、規則で定める駐車券の交付）</u>をもつて、その許可があつたものとみなす。</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第11条 <u>使用許可期間に係る使用料は、次の各号に掲げる使用区分に応じて、当該各号に定める行為の際に徴収する。</u></p> <p>(1) <u>一時使用</u> 自転車等の入庫又は出庫</p> <p>(2) <u>定期使用</u> 定期使用に係る許可</p> <p>2 <u>使用許可期間を経過して駐車した場合の当該経過した部分に係る使用料は、自転車等の出庫の際に徴収する。</u></p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p> <p>第14条 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>月の末日までを単位とする使用方法をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第9条 駐車をしようとする者は、指定管理者に申請してその許可を受けなければならない。ただし、一時使用については、<u>規則で定める駐車券の交付</u>をもつて、その許可があつたものとみなす。</p> <p>2 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p> <p>第14条 [略]</p> <p>第15条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第17条 [略] 第18条 [略]</p> <p>別表第2（第10条関係） 表 [略] 備考 1・2 [略] 3 <u>使用許可期間を経過して駐車した場合の使用料の額は、機械式設備の使用をもつて許可を受けた場合にあつては経過した時間24時間（24時間に満たない場合についても、これを24時間とする。）、駐車券の交付をもつて許可を受けた場合又は定期使用に係る許可を受けた場合にあつては経過した日1日につき自転車については100円、原動機付自転車については200円、普通自動二輪車及び大型自動二輪車については300円とする。</u> 4 <u>第5条第1項又は第7条第1項ただし書の規則の施行その他の事情の変更があつた場合についての備考3の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第16条 [略] 第17条 [略]</p> <p>別表第2（第10条関係） 表 [略] 備考 1・2 [略] 3 使用許可期間を経過して駐車した場合の使用料の額は、経過した日1日につき自転車については100円、原動機付自転車については200円、普通自動二輪車及び大型自動二輪車については300円とする。</p>

議案第76号

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館  
枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館
2. 団体の名称 枚方まなびつながりプロジェクト  
(代表団体) 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館 枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館				
指定候補者として選定された団体	枚方まなびつながりプロジェクト	指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月9日	選定委員会からの答申日	令和4年10月20日		
選定の概要	<p>枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館の指定候補者を選定するため「枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年8月10日から9月9日までの間、公募を行った。申請団体は2団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は700点満点とし、指定管理料の額は最低金額を300点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>総合評価点が1位である枚方まなびつながりプロジェクトについて、豊富な同種施設の実績があり、現指定管理者としての実績や本施設の現状認識に基づく提案は、現実的なもので、その実現は大いに期待できる。</p> <p>また、施設広報・地域連携担当者を選任するなど、運営の拡充に努めるとともに、学校へのアウトリーチを充実させる取り組みや、コロナ禍の中でも、施設活性化につながる自主事業や施設連携事業のオンライン配信などが提案されており工夫が見られること、利用者目線に立った魅力ある提案がなされており、現状のブラッシュアップに加えて新しい提案が多数なされている。</p> <p>これらの内容を含め安定した着実な施設経営が期待でき、他の申請団体よりも優れた内容であると評価できることから、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月7日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	1,078,244,000円	調査基準価格	916,507,400円		
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 700点満点	提案された指定管理料の額 (B) 300点満点	総合評価点 (A)+(B) 1,000点満点	順位
①	枚方まなびつながりプロジェクト 1,078,138,000円	510.50点	299.94点	810.44点	1
②	カルチャ・コンビニエンス・クラブ 1,077,922,611円	350.00点	300.00点	650.00点	2

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果【枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館  
及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館】

事業計画に関する内容審査 配点700点

要求事項	配点	申請団体1 枚方まなびつながり プロジェクト	申請団体2 カルチャー・コンビニエンス・クラ ブ株式会社
		得点	得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	90	63.00	45.00
①経営方針	30	15.00	15.00
②指定管理者の指定を申請した理由	25	20.00	12.50
③経営の継続性・安定性	35	28.00	17.50
2. 施設の経営方針に関する事項	480	376.50	240.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	15	12.00	7.50
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	30	24.00	15.00
イ)改善提案(生涯学習市民センター)	120	96.00	60.00
ウ)改善提案(図書館)	120	96.00	60.00
エ)事業提案(生涯学習市民センター)	85	68.00	42.50
オ)事業提案(図書館)	85	68.00	42.50
カ)利用者対応提案	25	12.50	12.50
3. 施設の管理に関する事項	80	40.00	40.00
施設の管理に関する事項	80	40.00	40.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	15	7.50	7.50
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	15	7.50	7.50
5. 緊急時における対策に関する事項	20	16.00	10.00
緊急時における対策に関する事項	20	16.00	10.00
6. その他	15	7.50	7.50
その他	15	7.50	7.50
得点合計(A) (700点満点)	700	510.50	350.00

指定管理料の額 配点300点(1位の額を300点とする)

項 目	申請団体1 枚方まなびつながり プロジェクト	申請団体2 カルチャー・コンビニエンス・クラ ブ株式会社
提案された指定管理料(単位:円)	1,078,138,000	1,077,922,611
指定管理料の得点(B)【300-300×(提案額-1位の額)÷1位の額】(300点満点)	299.94	300.00

○総合評価点

項 目	申請団体1 枚方まなびつながり プロジェクト	申請団体2 カルチャー・コンビニエンス・クラ ブ株式会社
総合評価点(A+B)	810.44	650.00
順位	1	2

○評価内容

<申請団体1> 枚方まなびつながりプロジェクト

申請団体は、豊富な同種施設の実績があり、現指定管理者としての実績や本施設の現状認識に基づく提案は、現実的なもので、その実現は大いに期待できる。

施設広報・地域連携担当者を選任するなど、運営の拡充に努めるとともに、学校へのアウトリーチを充実させる取り組みや、コロナ禍の中でも、施設活性化につなげる自主事業や施設連携事業のオンライン配信などが提案されており工夫が見られる。利用者目線に立った魅力ある提案がなされており、現状のブラッシュアップに加えて新しい提案が多数なされているという点で評価できる。

これらの内容を含め、安定した着実な施設経営が期待でき、他の申請団体よりも優れた内容であると評価できる。

なお、より高いレベルのサービスの提供や、利用率向上に結びつくような申請団体の更なる取り組みに期待する。

<申請団体2> カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

申請団体は、単一の事業体であり、施設全体の効率的運営が期待できる反面、設備管理、警備、清掃などが再委託されることになっており、維持管理面に関して専門的な知見が十分であるのか、やや不安を感じる。また、マルチタスクによる人件費の節減はサービスの低下に繋がる可能性がある。

事業提案については、利用時間帯区分の変更、市民活動のポータルサイト、デザイン担当の配置、SNS等の活用など利便性の向上が期待できる提案がされているが、実現可能性を十分に検討した上で提案しているのかやや疑問がある。

高齢者・障害者サービスについては、多様な配慮を模索しており、好印象であった。

全体的に概念的な段階での記述が多く、抽象的な提案に留まっているところがあり、有効性が十分に伝わる提案ではなかった。

事業計画に関する確認事項一覧

(枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。 3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている)か。 5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。 8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	10. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されているか。 11. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されているか。 12. 業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置するとともに、利用者サービスの向上、効果的・効率的な管理運営の観点から踏まえた実施体制等について提案されているか。
イ)改善提案(生涯学習市民センター)	13. 生涯学習市民センターの諸室の利用率増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。 14. 生涯学習市民センターで活動する団体の登録数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。 15. ロビーを含む生涯学習市民センター全体の利用者数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。 16. 生涯学習市民センターの設置目的等を踏まえた事務所サービスが具体的に提案されているか。 17. 生涯学習市民センターの魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。

要求事項	確認事項
ウ)改善提案(図書館)	18. 図書館の新規登録者を増やすための取組みが提案されているか。
	19. 図書館の来館者を増やし、貸出冊数を増やすための取組みが提案されているか。
	20. 図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。
	21. 利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス等について具体的なアイデアが提案されているか。
エ)事業提案(生涯学習市民センター)	22. 生涯学習市民センターの設置趣旨等を踏まえ、生涯学習市民センターの活性化や利用者数の増加につながるような自主事業が具体的に提案されているか。
	23. ウィズコロナの観点から、SNS・動画配信サービス等を活用した具体的な事業が提案されているか。
	24. 生涯学習市民センターと図書館との施設連携事業の実施について、具体的に提案されているか。
	25. 生涯学習市民センターの夜間の利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されているか。
	26. 楠葉施設2階ロビーのくずはキッチン(厨房設備を備えたオープンスペース)を活用した事業が具体的に提案されているか。
オ)事業提案(図書館)	27. 図書館子ども読書活動推進計画の趣旨に沿った子ども向けの事業が提案されているか。
	28. 一般成人を対象とした図書館読書推進事業が提案されているか。
	29. ウィズコロナの観点から、電子図書館の利用を増やすための取組みが提案されているか。
カ)利用者対応提案	30. 利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。
	31. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。
	32. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。
	33. 利用者サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、利用者に対するアンケートの実施について提案されているか。
	34. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。



要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>35. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>36. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>37. 基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されているか。</p> <p>38. 生涯学習市民センターのロビーにおいて、基本仕様書の規定に従い、適正なWi-Fi環境の整備について明確に示されているか。</p> <p>39. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p> <p>40. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>41. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されているか。</p> <p>42. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>43. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>44. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>45. 施設(監視盤等)の状況を踏まえ、緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>46. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>47. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>48. 高齢者・障害者サービスを維持・向上させる取り組みについて提案されているか。</p> <p>49. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月9日 (2022年)	枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定 管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管 理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法につい て審議
令和4年10月2日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション 実施
令和4年10月20日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指 定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の構成

(委員名は五十音順)

氏名(所属)	選出区分
会 長 本多 重夫 (弁護士)	学識経験のある者
副会長 服部 純子 (税理士)	
委 員 渥美 公秀 (大阪大学大学院人間科学研究科 教 授)	専門的知識を有する者
委 員 萩原 雅也 (大阪樟蔭女子大学学芸学部ライフプ ランニング学科 教授)	
委 員 原田 隆史 (同志社大学大学院総合政策科学研究 科 教授)	

議案第77号

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館  
枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館
2. 団体の名称 枚方まなびつながりプロジェクト  
(代表団体) 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館 枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館				
指定候補者として選定された団体	枚方まなびつながりプロジェクト	指定期間	令和 5年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月9日	選定委員会からの答申日	令和4年10月20日		
選定の概要	<p>枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館の指定候補者を選定するため「枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年8月10日から9月9日までの間、公募を行った。申請団体は1団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は700点満点とし、指定管理料の額は最低金額を300点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>枚方まなびつながりプロジェクトについて、本施設の指定管理者としての実績があり、現状認識に基づく適切な人員配置を行っており、財務状況も良好で、安定した施設経営が期待できる。</p> <p>改善提案、事業提案に関して、生涯学習市民センターでは、地域連携事業、市民の創作活動を促進する取り組みなど、アートを介してつながることを積極的に推進できる自主事業が具体的に提案されており、図書館では学校図書館との連携について豊富な経験を有するとともに、スタンプラリーの実施やSNSの活用など、各年代に向けて利用促進を図る具体的な提案がされていた。施設管理についても業務改善に積極的に取り組む姿勢が見られること、Wi-Fi環境の整備が明記されるとともに、利用者の安全や災害時の対応にも配慮している点が評価できる。以上の内容も含め、指定候補者として適当であると判断し、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月7日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	1,154,295,000 円	調査基準価格	981,150,750 円		
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 700 点満点	提案された指定管理料の額 (B) 300 点満点	総合評価点 (A)+(B) 1,000 点満点	順位
① 枚方まなびつながりプロジェクト	1,154,113,000 円	522.50 点	300.00 点	822.50 点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果【枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館  
及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館】

事業計画に関する内容審査 配点700点

要求事項	配点	申請団体1 枚方まなびつながりプロジェクト
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	90	72.00
①経営方針	30	24.00
②指定管理者の指定を申請した理由	25	20.00
③経営の継続性・安定性	35	28.00
2. 施設の経営方針に関する事項	480	379.50
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	15	7.50
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	30	24.00
イ)改善提案(生涯学習市民センター)	120	96.00
ウ)改善提案(図書館)	120	96.00
エ)事業提案(生涯学習市民センター)	85	68.00
オ)事業提案(図書館)	85	68.00
カ)利用者対応提案	25	20.00
3. 施設の管理に関する事項	80	40.00
施設の管理に関する事項	80	40.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	15	7.50
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	15	7.50
5. 緊急時における対策に関する事項	20	16.00
緊急時における対策に関する事項	20	16.00
6. その他	15	7.50
その他	15	7.50
得点合計(A) (700点満点)	700	522.5

指定管理料の額 配点300点(1位の額を300点とする)

項 目	申請団体1 枚方まなびつながりプロジェクト
提案された指定管理料(単位:円)	1,154,113,000
指定管理料の得点(B)【 $300-300 \times (\text{提案額}-1\text{位の額}) / 1\text{位の額}$ 】(300点満点)	300.00

○総合評価点

項 目	申請団体1 枚方まなびつながりプロジェクト
総合評価点(A+B)	822.50
順位	1

○評価内容

＜申請団体1＞ 枚方まなびつながりプロジェクト

本施設の指定管理者としての実績があり、現状認識に基づく、適切な人員配置を行っており、財務状況も良好で、安定した施設経営が期待できる。

改善提案、事業提案に関しては、生涯学習市民センターでは、地域連携事業、市民の創作活動を促進する取り組みなど、アートを介してつながることを積極的に推進できる自主事業が具体的に提案されている。図書館では、学校図書館との連携について豊富な経験を有するとともに、スタンプラリーの実施やSNSの活用など、各年代に向けて利用促進を図る具体的な提案がされていた。

施設管理については、業務改善に積極的に取り組む姿勢が見られる。また、Wi-Fi環境の整備が明記されるとともに、利用者の安全や災害時の対応にも配慮している点が評価できる。

以上の内容も含め、申請団体は指定候補者として適当であると判断する。

なお、より高いレベルのサービスが提供できるよう、申請団体の更なる取り組みに期待する。

**事業計画に関する確認事項一覧**  
 (枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。
	2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。
	3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。
	4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている)か。
	5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。
	8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	10. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されているか。
	11. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されているか。
	12. 業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置するとともに、利用者サービスの向上、効果的・効率的な管理運営の観点から踏まえた実施体制等について提案されているか。
イ)改善提案(生涯学習市民センター)	13. 生涯学習市民センターの諸室の利用率増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。
	14. 生涯学習市民センターで活動する団体の登録数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。
	15. ロビーを含む生涯学習市民センター全体の利用者数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。
	16. 生涯学習市民センターの設置目的等を踏まえた事務所サービスが具体的に提案されているか。
	17. 生涯学習市民センターの魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。

要求事項	確認事項
ウ)改善提案(図書館)	18. 図書館の新規登録者を増やすための取組みが提案されているか。
	19. 図書館の来館者を増やし、貸出冊数を増やすための取組みが提案されているか。
	20. 図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。
	21. 利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス等について具体的なアイデアが提案されているか。
エ)事業提案(生涯学習市民センター)	22. 生涯学習市民センターの設置趣旨等を踏まえ、生涯学習市民センターの活性化や利用者数の増加につながるような自主事業が具体的に提案されているか。
	23. ウィズコロナの観点から、SNS・動画配信サービス等を活用した具体的な事業が提案されているか。
	24. 生涯学習市民センターと図書館との施設連携事業の実施について、具体的に提案されているか。
	25. 生涯学習市民センターの夜間の利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されているか。
	26. 菅原施設のコミュニティスペースMOKUを活用した事業について、具体的に提案されているか。
	27. 御殿山生涯学習美術センターの展示ケース等を用いた展示事業をはじめ、様々な美術事業が、具体的に提案されているか。
	28. 菅原生涯学習市民センターにおける利用者の作陶経験等に応じた各種講座等の実施について、具体的に提案されているか。
	オ)事業提案(図書館)
30. 一般成人を対象とした図書館読書推進事業が提案されているか。	
31. ウィズコロナの観点から、電子図書館の利用を増やすための取組みが提案されているか。	
カ)利用者対応提案	32. 利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。
	33. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。
	34. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。
	35. 利用者サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、利用者に対するアンケートの実施について提案されているか。
	36. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。



要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>37. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>38. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>39. 基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されているか。</p> <p>40. 生涯学習市民センターのロビーにおいて、基本仕様書の規定に従い、適正なWi-Fi環境の整備について明確に示されているか。</p> <p>41. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p> <p>42. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>43. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されているか。</p> <p>44. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>45. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>46. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>47. 施設(監視盤等)の状況を踏まえ、緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>48. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>49. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>50. 高齢者・障害者サービスを維持・向上させる取り組みについて提案されているか。</p> <p>51. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月9日 (2022年)	枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年10月2日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
令和4年10月20日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の構成 (委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会長	本多 重夫 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	服部 純子 (税理士)	
委員	渥美 公秀 (大阪大学大学院人間科学研究科 教授)	専門的知識を有する者
委員	萩原 雅也 (大阪樟蔭女子大学学芸学部ライフプランニング学科 教授)	
委員	原田 隆史 (同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授)	

議案第78号

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館  
枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館
2. 団体の名称 さだ・まきの文化創造プロジェクト  
(代表団体) 株式会社小学館集英社プロダクション
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館 枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館				
指定候補者として選定された団体	さだ・まきの文化創造プロジェクト	指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月9日	選定委員会からの答申日	令和4年10月20日		
選定の概要	<p>枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定候補者を選定するため「枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年8月10日から9月9日までの間、公募を行った。申請団体は1団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は700点満点とし、指定管理料の額は最低金額を300点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>さだ・まきの文化創造プロジェクトについて、他施設において日本でもトップレベルの豊富な管理経験を有しており、本施設の指定管理者としても実績があり安心感があるため、今後も本施設の適切な現状認識に基づく管理運営が期待できる。</p> <p>改善提案・事業提案としては、ビジネス系講座などの新たな事業提案がなされており、現行サービスをベースにした新たな提案は実現の可能性を高く感じる内容であり、現在の指定管理者として十分に学習活動を推進されている。</p> <p>施設管理についても、施設の老朽化に対する問題意識も強く、ピクトグラムを用いた掲示などの取り組みもサービス向上が期待できる。以上の内容も含め、指定候補者として適当であると判断し、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月7日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	1,162,967,000円	調査基準価格	988,521,950円		
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 700点満点	提案された指定管理料の額 (B) 300点満点	総合評価点 (A)+(B) 1,000点満点	順位
① さだ・まきの文化創造プロジェクト	1,160,290,000円	417.50点	300.00点	717.50点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果【枚方市立蹠跽生涯学習市民センター・蹠跽図書館  
及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館】

事業計画に関する内容審査 配点700点

要求事項	配点	申請団体1 さだ・まきの文化創造 プロジェクト
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	90	72.00
①経営方針	30	24.00
②指定管理者の指定を申請した理由	25	20.00
③経営の継続性・安定性	35	28.00
2. 施設の経営方針に関する事項	480	276.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	15	7.50
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	30	15.00
イ)改善提案(生涯学習市民センター)	120	60.00
ウ)改善提案(図書館)	120	96.00
エ)事業提案(生涯学習市民センター)	85	42.50
オ)事業提案(図書館)	85	42.50
カ)利用者対応提案	25	12.50
3. 施設の管理に関する事項	80	40.00
施設の管理に関する事項	80	40.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	15	7.50
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	15	7.50
5. 緊急時における対策に関する事項	20	10.00
緊急時における対策に関する事項	20	10.00
6. その他	15	12.00
その他	15	12.00
得点合計(A) (700点満点)	700	417.50

指定管理料の額 配点300点(1位の額を300点とする)

項 目	申請団体1 さだ・まきの文化創造 プロジェクト
提案された指定管理料(単位:円)	1,160,290,000
指定管理料の得点(B)【 $300-300 \times (\text{提案額}-1\text{位の額}) / 1\text{位の額}$ 】(300点満点)	300.00

○総合評価点

項 目	申請団体1 さだ・まきの文化創造 プロジェクト
総合評価点(A+B)	717.50
順位	1

○評価内容

<申請団体1> さだ・まきの文化創造プロジェクト

他施設において、日本でもトップレベルの豊富な管理経験を有しており、本施設の指定管理者としても実績があり安心感があるため、今後も本施設の適切な現状認識に基づく管理運営が期待できる。

改善提案・事業提案としては、ビジネス系講座などの新たな事業提案がなされており、現行サービスをベースにした新たな提案は実現の可能性を高く感じる内容であり、現在の指定管理者として十分に学習活動を推進されている。

施設管理については、施設の老朽化に対する問題意識も強く、ピクトグラムを用いた掲示などの取り組みもサービス向上が期待できる。

以上の内容も含め、申請団体は指定候補者として適当であると判断する。

なお、図書館利用に関し、電子図書館の利用促進、新たな利用者を獲得できるような宣伝ツールの構築など、より積極的な取り組みに期待する。

事業計画に関する確認事項一覧

(枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。
	2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。
	3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。
	4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている)か。
	5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。
	8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する計画 ア)管理経費・管理体制の提案	10. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されているか。
	11. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されているか。
	12. 業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置するとともに、利用者サービスの向上、効果的・効率的な管理運営の観点から踏まえた実施体制等について提案されているか。
イ)改善提案(生涯学習市民センター)	13. 生涯学習市民センターの諸室の利用率増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。
	14. 生涯学習市民センターで活動する団体の登録数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。
	15. ロビーを含む生涯学習市民センター全体の利用者数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。
	16. 生涯学習市民センターの設置目的等を踏まえた事務所サービスが具体的に提案されているか。
	17. 生涯学習市民センターの魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。

要求事項	確認事項
ウ)改善提案(図書館)	18. 図書館の新規登録者を増やすための取組みが提案されているか。
	19. 図書館の来館者を増やし、貸出冊数を増やすための取組みが提案されているか。
	20. 図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。
	21. 利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス等について具体的なアイデアが提案されているか。
エ)事業提案(生涯学習市民センター)	22. 生涯学習市民センターの設置趣旨等を踏まえ、生涯学習市民センターの活性化や利用者数の増加につながるような自主事業が具体的に提案されているか。
	23. ウィズコロナの観点から、SNS・動画配信サービス等を活用した具体的な事業が提案されているか。
	24. 生涯学習市民センターと図書館との施設連携事業の実施について、具体的に提案されているか。
	25. 牧野北分館の調理室・和室の利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されているか。
	26. 生涯学習市民センターの夜間の利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されているか。
オ)事業提案(図書館)	27. 図書館子ども読書活動推進計画の趣旨に沿った子ども向けの事業が提案されているか。
	28. 一般成人を対象とした図書館読書推進事業が提案されているか。
	29. ウィズコロナの観点から、電子図書館の利用を増やすための取組みが提案されているか。
カ)利用者対応提案	30. 利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。
	31. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。
	32. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。
	33. 利用者サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、利用者に対するアンケートの実施について提案されているか。
	34. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。



要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>35. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>36. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>37. 基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されているか。</p> <p>38. 生涯学習市民センターのロビー等において、基本仕様書の規定に従い、適正なWi-Fi環境の整備について明確に示されているか。</p> <p>39. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p> <p>40. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>41. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されているか。</p> <p>42. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>43. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>44. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>45. 施設(監視盤等)の状況を踏まえ、緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>46. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>47. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>48. 高齢者・障害者サービスを維持・向上させる取組みについて提案されているか。</p> <p>49. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月9日 (2022年)	枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定 管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管 理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法につい て審議
令和4年10月2日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション 実施
令和4年10月20日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指 定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の構成

(委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会 長	本多 重夫 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	服部 純子 (税理士)	
委 員	渥美 公秀 (大阪大学大学院人間科学研究科 教 授)	専門的知識を有する者
委 員	萩原 雅也 (大阪樟蔭女子大学学芸学部ライフプ ランニング学科 教授)	
委 員	原田 隆史 (同志社大学大学院総合政策科学研究 科 教授)	

議案第79号

枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの  
指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター
2. 団体の名称 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称		枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター		
指定候補者として選定された団体	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
選定委員会への 諮問日	令和4年6月13日	選定委員会からの 答申日	令和4年10月11日	
選定の概要	<p>枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定候補者を選定するため「枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年7月8日から8月8日までの間、公募を行った。申請団体は1団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査を1,000点満点とする評価方式で行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会について、約30年という長期にわたり本施設の管理運営に携わっており、これまでも堅実な施設運営がなされていることから、運営面における一定の信頼と実績が認められること、また対応困難な利用者や医療的ケアの必要な方の受け入れ、個別ケアの工夫など、入所者等に対する誠実な対応からも、公的機関としての自覚が見られ、今後も施設運営にかかわる経験やノウハウを生かし、諸問題に対応しながら運営していくことが期待できること、さらに、他に多くの施設を運営していることによる人事交流・研修等でのスケールメリットの効果や、地域貢献活動等の実績なども評価できることから、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月7日に指定候補者を選定した。</p>			
申請団体		提案指定管理料の額 (5ケ年の合計額)	評価点 (事業計画に関する内容審査) 1,000点満点	順位
①	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	—	560.0点	1

※ 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターは利用料金制を採用しており、指定管理料は発生しない。

# ◆評価結果【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター】

事業計画に関する内容審査 配点1,000点

要求事項	配点	申請団体 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	100	80.00
①経営方針	60	48.00
②指定管理者の指定を申請した理由	20	16.00
③経営の継続性・安定性	20	16.00
2. 施設の経営方針に関する事項	500	280.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	100	80.00
②施設運営に関する計画	400	200.00
3. 施設の管理に関する事項	100	50.00
施設の管理に関する事項	100	50.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
5. 緊急時における対策に関する事項	100	50.00
緊急時における対策に関する事項	100	50.00
6. その他	100	50.00
その他	100	50.00
得点合計 (1,000点満点)	1,000	560.00

## ○評価点

項 目	申請団体 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
評価点	560.00
順位	1

## ○評価内容

<p>申請団体については、約30年という長期にわたり本施設の管理運営に携わっており、これまでも堅実な施設運営がなされていることから、運営面における一定の信頼と実績が認められる。</p> <p>また、対応困難な利用者や医療的ケアの必要な方の受け入れ、個別ケアの工夫など、入所者等に対する誠実な対応からも、公的機関としての自覚が見られ、今後も施設運営にかかわる経験やノウハウを生かし、諸問題に対応しながら運営していくことが期待できる。</p> <p>さらに、他に多くの施設を運営していることから、人事交流・研修等でのスケールメリットの効果があるとともに、地域貢献活動等の実績なども評価できる。</p> <p>以上の内容も含め、申請団体は、事業計画書において各要求事項をすべて満たしており、指定候補者として適当であると判断する。</p> <p>一方で、事業計画書の記載内容はその多くが従来の踏襲となっており、新たな取り組み等がわかりづらく、評価に反映しづらい部分があった。また、職員の質的・量的向上の取り組みについても充分とはいえないことから、今後の人員の確保、定着を図るためにも、各職種に応じた教育体制の明確化、キャリアプランの策定等に努めていただきたい。</p>
--

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、運営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている 3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている) 5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されている
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している 8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状 認識及び今後の方向性が明確に提案されている
②施設運営に関する計画	10. 施設利用料金等による収入に見合う運営計画が立てられている 11. 施設の利用の向上に関する計画が具体的に提案されている 12. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている 13. 利用者に対する接遇対応向上について具体的に提案されている 14. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている 15. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている 16. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている 17. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている

要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>18. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている</p> <p>19. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている</p> <p>20. 文書の適切な管理・保存の提案がなされている</p> <p>21. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている</p> <p>22. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任の所在について提案されている</p> <p>23. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されている</p> <p>24. 業務基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されている</p> <p>25. 高齢者虐待を未然に防止する取り組みについて提案されている</p> <p>26. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されている</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>27. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている</p> <p>28. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>29. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている</p> <p>30. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている</p> <p>31. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>32. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されている</p> <p>33. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年6月13日 (2022年)	枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年9月1日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
令和4年10月11日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会の構成（委員名は五十音順）

	氏名（所属）	選出区分
会 長	明石 成司（弁護士）	学識経験のある者
副会長	平田 義明（税理士）	
委 員	小寺 鐵也（種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授）	専門的知識を有する者
委 員	中村 亜紀（京都女子大学 発達教育学部 教育学科 養護・福祉教育学専攻 准教授）	
委 員	橋本 有理子（関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授）	



議案第80号

枚方市立くずは北デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立くずは北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立くずは北デイサービスセンター
2. 団体の名称 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立くずは北デイサービスセンター		
指定候補者として選定された団体	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
選定委員会への 諮問日	令和4年6月13日	選定委員会からの 答申日	令和4年10月11日
選定の概要	<p>枚方市立くずは北デイサービスセンターの指定候補者を選定するため「枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年7月8日から8月8日までの間、公募を行った。申請団体は1団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査を1,000点満点とする評価方式で行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会について、約25年という長期にわたり本施設の管理運営に携わっており、これまでも堅実な施設運営がなされ、運営面における一定の信頼と実績が認められること、またコロナ禍においても利用率を大きく下げることなく、利用者に対する誠実な対応のもと介護を提供しており、施設に対する利用者からの安全面での信頼がうかがえるとともに、公的機関としての自覚が見られ、今後も従来からの施設運営にかかわる経験やノウハウを生かした運営を期待できること、さらに、他に多くの施設を運営していることによる人事交流・研修等でのスケールメリットの効果や、地域貢献活動等の実績なども評価できることから、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月7日に指定候補者を選定した。</p>		
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	評価点 (事業計画に関する内容審査) 1,000点満点	順位
① 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	—	530.0点	1

※ 枚方市立くずは北デイサービスセンターは利用料金制を採用しており、指定管理料は発生しない。

## ◆評価結果【枚方市立くずは北デイサービスセンター】

事業計画に関する内容審査 配点1,000点

要求事項	配点	申請団体 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	100	80.00
①経営方針	60	48.00
②指定管理者の指定を申請した理由	20	16.00
③経営の継続性・安定性	20	16.00
2. 施設の経営方針に関する事項	500	250.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	100	50.00
②施設運営に関する計画	400	200.00
3. 施設の管理に関する事項	100	50.00
施設の管理に関する事項	100	50.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
5. 緊急時における対策に関する事項	100	50.00
緊急時における対策に関する事項	100	50.00
6. その他	100	50.00
その他	100	50.00
得点合計 (1,000点満点)	1,000	530.00

### ○評価点

項 目	申請団体 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
評価点	530.00
順位	1

### ○評価内容

申請団体については、約25年という長期にわたり本施設の管理運営に携わっており、これまでも堅実な施設運営がなされていることから、運営面における一定の信頼と実績が認められる。

また、コロナ禍においても利用率を大きく下げることなく、利用者に対する誠実な対応のもと介護を提供しており、施設に対する利用者からの安全面での信頼がうかがえるとともに、公的機関としての自覚が見られ、今後も従来からの施設運営にかかわる経験やノウハウを生かした運営を期待できる。

さらに、他に多くの施設を運営していることから、人事交流・研修等でのスケールメリットの効果があるとともに、地域貢献活動等の実績なども評価できる。

以上の内容も含め、申請団体は、事業計画書において各要求事項をすべて満たしており、指定候補者として適当であると判断する。

一方で、事業計画書の記載内容はその多くが従来の踏襲となっており、新たな取り組み等がわかりづらく、評価に反映しづらい部分があった。また、デイサービスセンターは他事業所との差別化を図る試みが必要であるが、本施設の特長をより打ち出すためには、その前提として、職員の就業定着を図ることが重要である。同時に、マンパワーの減少による介護の質の低下を未然に防ぐためにも、日常ケアのモニタリングや人員確保の努力のほか、職員がやりがいを感じられる職場づくり、長く働きたいと思えるようなキャリア体制の検討に努めていただきたい。

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市くずは北デイサービスセンター)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている 3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている) 5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されている
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している 8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状 認識及び今後の方向性が明確に提案されている
②施設運営に関する計画	10. 施設利用料金等による収入に見合う運営計画が立てられている 11. 施設の利用の向上に関する計画が具体的に提案されている 12. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている 13. 利用者に対する接遇対応向上について具体的に提案されている 14. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている 15. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている 16. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている 17. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている

要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>18. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている</p> <p>19. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている</p> <p>20. 文書の適切な管理・保存の提案がなされている</p> <p>21. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている</p> <p>22. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任の所在について提案されている</p> <p>23. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されている</p> <p>24. 業務基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されている</p> <p>25. 高齢者虐待を未然に防止する取り組みについて提案されている</p> <p>26. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されている</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>27. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている</p> <p>28. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>29. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている</p> <p>30. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている</p> <p>31. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>32. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取り組みについて提案されている</p> <p>33. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年6月13日 (2022年)	枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年9月1日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
令和4年10月11日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会の構成

(委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会長	明石 成司(弁護士)	学識経験のある者
副会長	平田 義明(税理士)	
委員	小寺 鐵也(種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授)	専門的知識を有する者
委員	中村 亜紀(京都女子大学 発達教育学部 教育学科 養護・福祉教育学専攻 准教授)	
委員	橋本 有理子(関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授)	

議案第 81 号

枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター
2. 団体の名称 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会
3. 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

枚方市 指定候補者 選定調査

施設名称		枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター		
指定候補者として選定された団体	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	指定期間	令和 5年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで	
選定委員会への諮問日	令和4年6月13日	選定委員会からの答申日	令和4年10月11日	
選定の概要	<p>枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの指定候補者を選定するため「枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 4年 7月 8日から 8月 8日（再公募分は 8月 26日から 9月 16日）までの間、公募を行った。申請団体は 1 団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査を1,000点満点とする評価方式で行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会について、長期にわたり枚方市立デイサービスセンター等の管理運営に携わっており、運営面における一定の信頼と実績が認められ、本施設においてもこれまで培われた知識と経験を生かした堅実な施設運営を期待できること、また本施設が再公募になったことで、このままでは管理運営が困難となることを知り、本施設利用者のために申請に至ったことや、利用者の目線に立ち、運営団体の交代による不安を与えないようにとする配慮も認められ、公の施設としての役割を理解した上でその使命を果たす自覚が見られることも評価できることから、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年 11 月 7 日に指定候補者を選定した。</p>			
申請団体		提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	評価点 (事業計画に関する内容審査) 1,000点満点	順位
①	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	—	506.0 点	1

※ 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターは利用料金制を採用しており、指定管理料は発生しない。



## ◆評価結果【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター】

事業計画に関する内容審査 配点1,000点

要求事項	配点	申請団体 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	100	56.00
①経営方針	60	30.00
②指定管理者の指定を申請した理由	20	16.00
③経営の継続性・安定性	20	10.00
2. 施設の経営方針に関する事項	500	250.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	100	50.00
②施設運営に関する計画	400	200.00
3. 施設の管理に関する事項	100	50.00
施設の管理に関する事項	100	50.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
5. 緊急時における対策に関する事項	100	50.00
緊急時における対策に関する事項	100	50.00
6. その他	100	50.00
その他	100	50.00
得点合計 (1,000点満点)	1,000	506.00

### ○評価点

項 目	申請団体 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
評価点	506.00
順位	1

### ○評価内容

申請団体は、長期にわたり枚方市立デイサービスセンター等の管理運営に携わっており、運営面における一定の信頼と実績が認められることから、本施設においてもこれまで培われた知識と経験を生かした堅実な施設運営を期待できる。

また、本施設が再公募になったことで、このままでは管理運営が困難となることを知り、本施設利用者のために申請に至ったことや、利用者の目線に立ち、運営団体の交代による不安を与えないようにとする配慮も認められ、公の施設としての役割を理解した上でその使命を果たす自覚が見られることも評価できる。

以上の内容も含め、申請団体は、事業計画書において各要求事項をすべて満たしており、指定候補者として適当であると判断する。

一方で、当施設における経営課題の分析が必ずしも充分とはいえず、経営改善策も具体的なものは見られなかった。前指定管理者からスムーズかつ有効な引継ぎを行い、サービスの継続・向上を図るとともに、民間に先んじた取り組みなど、さらなる利用率のアップや利用者数の増加を目指し、より一層安定した施設運営に努めていただきたい。

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市総合福祉会館デイサービスセンター)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている
	2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている
	3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している
	4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている)
	5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されている
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している
	8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている
②施設運営に関する計画	10. 施設利用料金等による収入に見合う運営計画が立てられている
	11. 施設の利用の向上に関する計画が具体的に提案されている
	12. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている
	13. 利用者に対する接遇対応向上について具体的に提案されている
	14. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている
	15. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている
	16. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている 17. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている

要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>18. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている</p> <p>19. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている</p> <p>20. 文書の適切な管理・保存の提案がなされている</p> <p>21. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている</p> <p>22. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任の所在について提案されている</p> <p>23. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されている</p> <p>24. 業務基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されている</p> <p>25. 高齢者虐待を未然に防止する取り組みについて提案されている</p> <p>26. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されている</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>27. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている</p> <p>28. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>29. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている</p> <p>30. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている</p> <p>31. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>32. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取り組みについて提案されている</p> <p>33. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年6月13日 (2022年)	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年8月9日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等の報告 再公募に伴う募集要項等について審議
令和4年10月11日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 申請状況等の報告、事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会の構成

(委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会 長	明石 成司 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	平田 義明 (税理士)	
委 員	小寺 鐵也 (種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授)	専門的知識を有する者
委 員	中村 亜紀 (京都女子大学 発達教育学部 教育学科 養護・福祉教育学専攻 准教授)	
委 員	橋本 有理子 (関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授)	

議案第82号

枚方市立障害者社会就労センターの指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立障害者社会就労センターの指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立障害者社会就労センター
2. 団体の名称 社会福祉法人 わらしべ会
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立障害者社会就労センター		
指定候補者として選定された団体	社会福祉法人 わらしべ会	指定期間	令和 5年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
選定委員会への諮問日	令和4年7月5日	選定委員会からの答申日	令和4年10月4日
選定の概要	<p>枚方市立障害者社会就労センターの指定候補者を選定するため「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 4年 8月 3日から 9月 5日までの間、公募を行った。申請団体は 1 団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査を 1,000 点満点とする評価方式で行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>社会福祉法人 わらしべ会については、約 20 年間本施設の管理運営に携わり、枚方市において社会福祉分野で大きな貢献を果たしており、知名度、実績ともに申し分なく、自然豊かなロケーションを活用し、長年にわたって馬とのふれあいを取り入れた事業を行い、地域の公園等の清掃活動で関係機関と連携するといった地域に根ざした活動にも取り組むほか、枚方市の自立支援協議会就労支援部会の活動を通じて、共同受注・優先調達を推進し、市内事業所の賃金・工賃向上に貢献してきた点などが評価された。申請団体は、社会貢献の面で優れた実績を残していることなども含め、引き続き本施設の指定候補者としてふさわしい団体であることから、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年 10 月 26 日に指定候補者を選定した。</p>		
申請団体	提案指定管理料の額 (5 ヶ年の合計額)	評 価 点 (事業計画に関する内容審査) 1,000 点満点	順位
① 社会福祉法人 わらしべ会	—	498.00 点	1

※枚方市立障害者社会就労センターは利用料金制を採用しており、指定管理料は発生しない。

◆評価結果【枚方市立障害者社会就労センター】

事業計画に関する内容審査 配点1,000点

要求事項	配点	申請団体 社会福祉法人わらしべ会
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	100	68.00
①経営方針	60	48.00
②指定管理者の指定を申請した理由	20	10.00
③経営の継続性・安定性	20	10.00
2. 施設の経営方針に関する事項	500	250.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	100	50.00
②施設運営に関する計画	400	200.00
3. 施設の管理に関する事項	100	50.00
施設の管理に関する事項	100	50.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	100	50.00
5. 緊急時における対策に関する事項	100	30.00
緊急時における対策に関する事項	100	30.00
6. その他	100	50.00
その他	100	50.00
得点合計 (1,000点満点)	1,000	498.00

○評価点

項 目	申請団体 社会福祉法人わらしべ会
評価点	498.00
順位	1

○評価内容

<p>申請団体は、約20年間本施設の管理運営に携わり、枚方市において社会福祉分野で大きな貢献を果たしており、知名度、実績ともに申し分ない。</p> <p>自然豊かなロケーションを活用し、長年にわたって馬とのふれあいを取り入れた事業を行い、地域の公園等の清掃活動で関係機関と連携するといった地域に根ざした活動にも取り組むほか、枚方市の自立支援協議会就労支援部会の活動を通じて、共同受注・優先調達を推進し、市内事業所の賃金・工賃向上に貢献してきた点も評価できる。</p> <p>一方で、今回の申請書類に一部、準備不足が見受けられる面もあり、事業内容も継続を基本としたものであった。また、申請団体の特色でもある馬事業の経費負担が本施設運営の収支に少なからず影響していることを踏まえ、さらなる財務状況の健全化に努めていただきたい。併せて危機管理マニュアルのさらなる充実にも注力してほしい。</p> <p>これらの事項には留意していく必要はあるが、申請団体は、社会貢献の面で優れた実績を残していることなども含め、引き続き本施設の指定候補者としてふさわしい団体であると評価できる。</p> <p>今後も障害者の方の生活の向上や福祉の社会的評価のさらなる向上に、より一層寄与されるよう期待する。</p>
--

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市立障害者社会就労センター)

要求事項	確認事項
1.申請団体の経営方針等に関する事項	
①経営方針	1.設立目的、経営実績、組織の状況及び団体の運営方針の具体的な説明がなされているか。 2.育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。 3.公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。 4.障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されているか。(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されているか。) 5.セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。
②指定管理者の指定を申請した理由	6.申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	7.国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。 8.財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。
2.施設の経営方針に関する事項	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9.施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する計画	10.施設利用料金等による収入に見合う運営計画が立てられているか。 11.施設の利用の向上に関する計画が具体的に提案されているか。 12.関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されているか。 13.利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。 14.利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。 15.利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。 16.セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されているか。 17.業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。



要求事項	確認事項
3.施設の管理に関する事項	
	<p>18.関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>19.建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>20.文書の適切な管理・保存の提案がされているか。</p> <p>21.適正な人員配置が提案されているか。</p> <p>22.施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p> <p>23.備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任の所在について提案されているか。</p> <p>24.環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されているか。</p> <p>25.障害者虐待を未然に防止する取り組みについて提案されているか。</p> <p>26.業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	
	<p>27.枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>28.枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
5.緊急時における対策に関する事項	
	<p>29.緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>30.緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>31.構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
6.その他	
	<p>32.利用者サービスを維持・向上させる具体的な取り組みについて提案されているか。</p> <p>33.施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月5日 (2022年)	枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年10月4日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会からの答申
令和4年10月26日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会の構成（委員名は五十音順）

	氏名（所属）	選出区分
会長	明石 成司（弁護士）	学識経験のある者
副会長	平田 義明（税理士）	
委員	小寺 鐵也（種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授）	専門的知識を有する者
委員	橋本 有理子（関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授）	
委員	三田 優子（大阪公立大学 准教授）	

議案第 83 号

枚方市立火葬場（やすらぎの杜）の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立火葬場（やすらぎの杜）の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立火葬場（やすらぎの杜）
2. 団体の名称 五輪・日本管財グループ  
（代表団体）株式会社五輪
3. 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

## 枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立火葬場（やすらぎの杜）				
指定候補者として選定された団体	五輪・日本管財グループ	指定期間	令和 5年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月4日	選定委員会からの答申日	令和4年10月19日		
選定の概要	<p>枚方市立火葬場（やすらぎの杜）の指定候補者を選定するため「枚方市立火葬場指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 4年 8 月 3 日から 9 月 7 日までの間、公募を行ったところ、申請団体は 2 団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>（評価方法）</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は600点満点とし、指定管理料の額は最低金額を400点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>（選定委員会での主な意見と結果）</p> <p>総合評価点が 1 位である五輪・日本管財グループについて、全国で指定管理者として多くの受託実績を有しているなど、火葬場の指定管理者としての豊富な業務経験を有しており、これまでの指定管理者としての実績からも、高い専門性を活かした管理運営や、さらなる利用者ニーズに寄り添ったサービスの提供が期待できる。</p> <p>施設の維持管理に関しては、施設の状況を十分に把握し、施設の老朽化への対応など、綿密な建物管理計画が示されており、さらに、火葬炉の維持管理については、グループ企業であるメーカーとの連携による的確な対応が期待できる。</p> <p>火葬業務に関しても、綿密な計画が示され、人員不足が発生した場合や、大規模な災害時や感染症拡大時の対応に関しては、全国各地の豊富な人材を活かした応援体制が構築されており、コロナ禍における本施設での運用実績からも、その危機管理体制は評価できる。</p> <p>また、照明器具のLED化など、施設の環境配慮に関する計画も、枚方市の方針に沿うものとなっている。</p> <p>その他、障害者雇用率については、改善の必要があるものの、情報セキュリティへの取り組みについては、万が一の情報漏洩に備えた業務フローが整備されており、評価できるものである。</p> <p>こうしたことから、総合的に判断し、他の申請団体よりもすぐれており、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年 11 月 2 日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	461, 270, 000 円		調査基準価格	392, 079, 500 円	
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 600点満点	提案された指定管理料の額 (B) 400点満点	総合評価点 (A)+(B) 1,000点満点	順位
①	五輪・日本管財グループ	460, 549, 000 円	480.00 点	392.21 点	872.21 点 1
②	やすらぎの杜マネジメントグループ	451, 753, 000 円	332.40 点	400.00 点	732.40 点 2

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

## ◆評価結果【枚方市立火葬場(やすらぎの杜)】

事業計画に関する内容審査 配点600点

要求事項	配点	申請団体1 五輪・日本管財 グループ	申請団体2 やすらぎの杜マネジ メントグループ
		得点	得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	60	48.00	44.40
①経営方針	36	28.80	28.80
②指定管理者の指定を申請した理由	12	9.60	6.00
③経営の継続性・安定性	12	9.60	9.60
2. 施設の経営方針に関する事項	300	240.00	150.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	60	48.00	30.00
②施設運営に関する計画	240	192.00	120.00
3. 施設の管理に関する事項	60	48.00	48.00
施設の管理に関する事項	60	48.00	48.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	60	48.00	30.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	60	48.00	30.00
5. 緊急時における対策に関する事項	60	48.00	30.00
緊急時における対策に関する事項	60	48.00	30.00
6. その他	60	48.00	30.00
その他	60	48.00	30.00
得点合計(A) (600点満点)	600	480.00	332.40

指定管理料の額 配点400点(1位の額を400点とする)

項 目	申請団体1 五輪・日本管財 グループ	申請団体2 やすらぎの杜マネジ メントグループ
提案された指定管理料(単位:円)	460,549,000	451,753,000
指定管理料の得点(B) $[400 - 400 \times (\text{提案額} - 1\text{位の額}) / 1\text{位の額}]$ (400点満点)	392.21	400.00

○総合評価点

項 目	申請団体1 五輪・日本管財 グループ	申請団体2 やすらぎの杜マネジ メントグループ
総合評価点(A+B)	872.21	732.40
順位	1	2

## ○評価内容

### 【申請団体1. 五輪・日本管財グループ】

全国で指定管理者として多くの受託実績を有しているなど、火葬場の指定管理者としての豊富な業務経験を有しており、枚方市でのこれまでの指定管理者としての実績からも、高い専門性を活かした管理運営や、さらなる利用者ニーズに寄り添ったサービスの提供が期待できる。

施設の維持管理に関しては、施設の状況を十分に把握し、施設の老朽化への対応など、綿密な建物管理計画が示されており、さらに、火葬炉の維持管理については、グループ企業であるメーカーとの連携による的確な対応が期待できる。

火葬業務に関しても、綿密な計画が示され、人員不足が発生した場合においても、全国各地に豊富な人材を有するスケールメリットを活かした対応が期待できる。

大規模災害時や感染症拡大時の対応に関しては、全国各地の豊富な人材を活かした応援体制が構築されており、コロナ禍における本施設での運用実績からも、その危機管理体制は評価できる。

また、照明器具のLED化など、施設の環境配慮に関する計画も、枚方市の方針に沿うものとなっている。

その他、障害者雇用率については改善の必要があるものの、情報セキュリティへの取り組みについては、万が一の情報漏洩に備えた業務フローが整備されており、評価できるものである。

こうしたことから、総合的に判断し、他の申請団体よりも優れた提案内容であると評価できる。

### 【申請団体2. やすらぎの杜マネジメントグループ】

代表団体は広島市に本社を置く企業であり、中国地方を中心とした指定管理者として、火葬業務の実績を十分に有している。

本施設を関西進出の基盤とする意欲を評価する中で、施設利用者と接するセレモニー業務は新規採用者の配置が予定されていることから、接遇レベルが一定水準に達するまで相当の研修期間や実務経験を要することが予想される。

施設の維持管理に関しては、建物管理の計画が綿密で信頼できるものであること、複数の火葬炉メーカーの設備を取り扱ってきた実績と、火葬件数の増加に伴う火葬炉設備の老朽化に対応できる技術を有しており、評価できるものである。

なお、共同事業体を設立して日が浅く、構成員は清掃業務を主体としており、その連携手法や現在の主な事業拠点が中国地方にあることによる大規模災害及び感染症拡大、人員不足などの緊急時の迅速な人員確保等の対応に関して、より踏み込んだ提案が確認できれば、なお良かった。

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市立火葬場(やすらぎの杜))

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
<b>①経営方針</b>	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている
	2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている
	3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している
	4. 障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている（申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている）
	5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されている
<b>②指定管理者の指定を申請した理由</b>	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている
<b>③経営の継続性・安定性</b>	7. 国税、市税（市内に事業所を有する者）に係る徴収金を完納している
	8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
<b>①施設の現状に対する考え方や将来展望</b>	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている
<b>②施設運営に関する計画</b>	10. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されている
	11. 火葬炉設備維持管理業務、火葬運営業務、建築設備等保守管理業務の運営計画について、具体的に提案されている
	12. 利用者に対する接遇対応向上について、具体的に提案されている
	13. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている
	14. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている
	15. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている
	16. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている
	17. 待合スペースでの利用者サービスについて提案されている
	18. 施設の利用案内等について、ホームページを活用した具体的な取組みが提案されている
19. 副葬品の削減についての方策が提案されている	

要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>20. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている</p> <p>21. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている</p> <p>22. 業務仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど、適正な人員配置が提案されている</p> <p>23. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている</p> <p>24. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されている</p> <p>25. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取り組みが具体的に提案されている</p> <p>26. 火葬炉の所与の性能を維持するための、日常点検・定期点検・清掃等の具体的な体制方策が提案されている</p> <p>27. 火葬炉の特性を踏まえたうえで、ダイオキシン類等の環境汚染物質の排出を最小限に抑制する運転方法などが提案されている</p> <p>28. 残骨灰及び集じん灰の処理について、適切な処理方法が提案されている</p> <p>29. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されている</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>30. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている</p> <p>31. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>32. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている</p> <p>33. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている</p> <p>34. 大規模災害時における、施設の復旧や、広域的な火葬の受け入れへの協力体制について具体的に提案されている</p> <p>35. 構成員間（本支社間を含む）、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>36. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されている</p>



## 指定候補者選定の経過

令和4年7月4日 (2022年)	枚方市立火葬場指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年9月27日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
令和4年10月19日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立火葬場指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月2日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立火葬場指定管理者選定委員会の構成（委員名は五十音順）

氏名（所属）	選出区分
会 長 本多 重夫（弁護士）	学識経験のある者
副会長 服部 純子（税理士）	
委 員 高橋 泰代（大阪国際大学 経営経済学部 経営学科教授）	専門的知識を有する者
委 員 森井 規仁（飯盛霊園組合 管理課長）	
委 員 渡辺 信久（大阪工業大学工学部 環境工学科教授）	

都市公園の指定管理者の指定について

次のとおり都市公園の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 都市公園（王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園・鏡伝池緑地・東部公園）
2. 団体の名称 京阪ひらかたスポーツみどりグループ  
（代表団体）京阪園芸株式会社
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	都市公園（王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園・鏡伝池緑地・東部公園）				
指定候補者として選定された団体	京阪ひらかたスポーツみどりグループ	指定期間	令和 5年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月14日	選定委員会からの答申日	令和4年10月13日		
選定の概要	<p>都市公園の指定候補者を選定するため「枚方市都市公園指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 4年 8月 29 日から 9月 28 日までの間、公募を行った。申請団体は 1 団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は700点満点とし、指定管理料の額は最低金額を300点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>総合評価点が 1 位である京阪ひらかたスポーツみどりグループについて、各構成員ともに公園管理運営及び植栽管理の経験が豊富であり、確実な管理運営や緑の資源を活かした事業の展開が期待できることと、現施設の問題点も把握しており、将来展望に関する提案があったことが評価できる。今後は、各構成員やそのグループ企業だけではなく、市民・行政と協働していくことで、良好な公園の管理運営やその仕組みが確立することと、緑や生き物、子育て支援、健康づくり、歴史文化等の分野について緩やかで大きなネットワークを繋げることで、枚方市のまちづくりと市民生活の向上に役立つような管理運営の期待を込め、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年 11 月 7 日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	529,442,000 円	調査基準価格	450,025,700 円		
申請団体	提案指定管理料の額 (5 ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 700 点満点	提案された指定管理料の額 (B) 300 点満点	総合評価点 (A) + (B) 1,000 点満点	順位
① 京阪ひらかたスポーツみどりグループ	528,000,000 円	437.40 点	300.00 点	737.40 点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果

【都市公園(王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園・鏡伝池緑地・東部公園)】

事業計画に関する内容審査 配点700点

要求事項	配点	京阪ひらかたスポーツみどりグループ
		得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	60	44.40
①経営方針	36	28.80
②指定管理者の指定を申請した理由	12	9.60
③経営の継続性・安定性	12	6.00
2. 施設の経営方針に関する事項	260	148.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	60	48.00
②施設運営に関する計画	200	100.00
(ア)運営計画に関する提案	40	20.00
(イ)事業提案・改善に関する提案	120	60.00
(ウ)利用者対応に関する提案	40	20.00
3. 施設の管理に関する事項	260	185.00
①植物管理	80	80.00
②運動施設管理運営	80	40.00
③維持管理	50	40.00
④管理体制	40	20.00
⑤その他	10	5.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	40	20.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	40	20.00
5. 緊急時における対策に関する事項	40	20.00
緊急時における対策に関する事項	40	20.00
6. その他	40	20.00
その他	40	20.00
得点合計(A) (700点満点)	700	437.40

指定管理料の額 配点300点(1位の額を300点とする)

項 目	京阪ひらかたスポーツみどりグループ
提案された指定管理料(単位:円)	528,000,000
指定管理料の得点(B)【 $300-300 \times (\text{提案額}-1\text{位の額}) / 1\text{位の額}$ 】(300点満点)	300.00

○総合評価点

項 目	京阪ひらかたスポーツみどりグループ
総合評価点(A+B)	737.40
順位	1

○評価内容

<申請団体> 京阪ひらかたスポーツみどりグループ

申請団体は、各構成員ともに公園管理運営及び植栽管理の経験が豊富であり、確実な管理運営や緑の資源を活かした事業の展開が期待できる。また、現施設の問題点も把握しており、将来展望に関する提案がなされていたことは評価できる。

以上の内容も含め、申請団体は、指定候補者として適当であると判断する。

一方、ソフト面については目立った特徴的な提案が無く、複数の公園を一括管理運営するという事業の特徴を活かした視点が無かった点に大いに課題があった。また、施設運営に関しては、安直に一部の競技団体の利用促進にとらわれるのではなく、多様な団体に参画を促し、公園がより広く市民の健康増進に寄与するよう、尽力されたい。

今後、各構成員やそのグループ企業だけではなく、市民・行政と協働していくことで、良好な公園の管理運営やその仕組みが確立されることを期待する。また、各公園はそれぞれ小さな公園ではあるが、緑や生き物、子育て支援、健康づくり、歴史文化等の分野について緩やかで大きなネットワークを繋げることにより、枚方市のまちづくりと市民生活の向上に役立つような管理運営を期待する。

事業計画に関する確認事項一覧  
(都市公園(王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園・鏡伝池緑地・東部公園))

要求事項	確認事項	
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>		
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。	
	2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。	
	3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。	
	4. 障害者法定雇用率が達成されているか(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されているか)。	
	5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。	
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。	
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。	
	8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。	
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>		
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 都市公園の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。	
②施設運営に関する計画	(ア)運営計画に関する提案	10. 関係法令及び市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理・運営計画が提案されているか。
		11. 利用料金の収入見込額及び指定管理料(指定管理料にあつては、提案上限額を下回り、かつ、適正な額)が提案されているか。
	(イ)事業提案・改善に関する提案	12. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されているか。
		13. 利用者の利便性向上に繋がるイベントやプログラム等が提案されているか。
		14. ボランティアとの協働等、公園管理に係る市民参加について提案されているか。
		15. P-PFI事業者や周辺施設の運営者等との連携による利用促進方策が提案されているか。
	(ウ)利用者対応に関する提案	16. 緑化推進に関する提案がされているか。
		17. 利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。
		18. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。
		19. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。
		20. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施等の実施について提案されているか。
		21. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。
22. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。		

要求事項	確認事項
3.施設の管理に関する事項	
①植物管理	<p>23. 各公園の特徴を踏まえた、具体的な植栽管理(剪定、除草、芝刈、病虫害防除、花壇管理等)方法が示されているか。</p> <p>24. 鏡伝池緑地の主要植物(花しょうぶ、スイレン等)の育成管理について具体的な方法が示されているか。</p> <p>25. 鏡伝池緑地において花苗育成及び花壇管理について具体的な方法が示されているか。</p>
②運動施設管理運営	<p>26. 運動施設の具体的な維持管理方法が示されているか。</p> <p>27. 市民がスポーツに親しめる環境づくり、スポーツを通じた健康づくりについて提案されているか。</p> <p>28. 地域スポーツ活動、障害者のスポーツ活動の支援など、市民の多様なニーズに対応した取組みについて提案されているか。</p>
③維持管理	<p>29. 遊具の日常点検や建築・電気・機械設備に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>30. トイレをはじめとする各施設及び一般園内の清掃方法とその頻度が示されているか。</p> <p>31. 自然環境の維持・改善に関する考え方と方法が提案されているか。</p> <p>32. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p>
④管理体制	<p>33. 業務を履行するうえで、必要な人員配置が提案されているか。</p> <p>34. 鏡伝池緑地において、特殊植物の育成や緑化相談を含め、緑地を良好に管理運営できる業務実施体制が示されているか。</p>
⑤その他	<p>35. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>36. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取組みが具体的に提案されているか。</p> <p>37. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	
	<p>38. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>39. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
5.緊急時における対策に関する事項	
	<p>40. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>41. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>42. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
6.その他	
	<p>43. 点在する5公園を管理運営する上で、公園間の連携を活かした運営方法やサービス等が提案されているか。</p> <p>44. 点在する5公園を包括的に管理する上で、効率的な作業方法等が示されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月14日 (2022年)	枚方市都市公園指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年10月13日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議 枚方市都市公園指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月7日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市都市公園指定管理者選定委員会の構成（委員名は五十音順）

	氏名（所属）	選出区分
会長	本多 重夫（弁護士）	学識経験のある者
副会長	服部 純子（税理士）	
委員	高見 彰（大阪国際大学 人間科学部 スポーツ行動学科 教授）	専門的知識を有する者
委員	平田 富士男（兵庫県立大学大学院 緑環境計画マネジメント研究科 教授）	
委員	藤本 真里（兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授）	



枚方市自転車駐車場の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市自転車駐車場の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称      枚方市自転車駐車場
2. 団体の名称      サイカパーキング株式会社
3. 指定の期間      令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市自転車駐車場				
指定候補者として選定された団体	サイカパーキング株式会社	指定期間	令和 5年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月1日	選定委員会からの答申日	令和4年10月19日		
選定の概要	<p>枚方市自転車駐車場の指定候補者を選定するため「枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年8月3日から9月8日までの間、公募を行った。申請団体は4団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。</p> <p>その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は600点満点とし、指定管理料の額は最低金額を400点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>総合評価点が1位であるサイカパーキング株式会社は、自転車駐車場等の管理運営企業として、全国の市町村で豊富な実績とノウハウを有しており、経営の継続性・安定性が十分に認められること、詳細な現地調査のもと本施設の現状の課題を分析され、各自転車駐車場に応じた機械化やキャッシュレス化などについて極めて具体的に提案されており、利用者の利便性の向上が期待でき、また、公共施設等の維持管理・運営等に民間の資金やノウハウを活用するPFIの経験がある点も評価された。</p> <p>また、事業計画書では、本市と協議の上で、今後の施設運営の更なる改善策を進めていく方針が示されているなど、実務を理解した上で現実的な提案がなされている点も高く評価できることから、他の申請団体よりもすぐれており、次期指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月1日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	1,410,643,000円		調査基準価格	1,199,046,550円	
申請団体	提案指定管理料の額 (5ケ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 600点満点	提案された指定管理料の額 (B) 400点満点	総合評価点 (A)+(B) 1,000点満点	順位
① 株式会社ダイゾー	1,295,100,000円	336.00点	337.46点	673.46点	4
② 一般財団法人京都市都市整備公社	1,120,000,000円	300.00点	400.00点	700.00点	3
③ サイカパーキング株式会社	1,370,605,000円	547.20点	310.50点	857.70点	1
④ 株式会社アーキエムズ	1,199,700,000円	471.00点	371.54点	842.54点	2

※ 「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果【枚方市自転車駐車場】

事業計画に関する内容審査 配点600点

要求事項	配点	申請団体1 (株)ダイソー	申請団体2 (一財)京都市都市整備公社	申請団体3 サイバーキング(株)	申請団体4 (株)アーキエムズ
		得点	得点	得点	得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	60	48.00	30.00	55.20	48.00
①経営方針	36	28.80	18.00	36.00	28.80
②指定管理者の指定を申請した理由	12	9.60	6.00	9.60	9.60
③経営の継続性・安定性	12	9.60	6.00	9.60	9.60
2. 施設の経営方針に関する事項	360	198.00	180.00	348.00	288.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	60	48.00	30.00	48.00	48.00
②施設運営に関する計画	300	150.00	150.00	300.00	240.00
3. 施設の管理に関する事項	60	30.00	30.00	48.00	48.00
施設の管理に関する事項	60	30.00	30.00	48.00	48.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	30	15.00	15.00	24.00	15.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	30	15.00	15.00	24.00	15.00
5. 緊急時における対策に関する事項	60	30.00	30.00	48.00	48.00
緊急時における対策に関する事項	60	30.00	30.00	48.00	48.00
6. その他	30	15.00	15.00	24.00	24.00
その他	30	15.00	15.00	24.00	24.00
得点合計(A) (600点満点)	600	336.00	300.00	547.20	471.00

指定管理料の額 配点400点(1位の額を400点とする)

項 目	申請団体1 (株)ダイソー	申請団体2 (一財)京都市都市整備公社	申請団体3 サイバーキング(株)	申請団体4 (株)アーキエムズ
提案された指定管理料(単位:円)	1,295,100,000	1,120,000,000	1,370,605,000	1,199,700,000
提案された指定管理料の順位	3	1	4	2
指定管理料の得点(B)【400-400×(提案額-1位の額)÷1位の額】(400点満点)	337.46	400.00	310.50	371.54

○総合評価点

項 目	申請団体1 (株)ダイソー	申請団体2 (一財)京都市都市整備公社	申請団体3 サイバーキング(株)	申請団体4 (株)アーキエムズ
総合評価点(A+B)	673.46	700.00	857.70	842.54
順位	4	3	1	2

○評価内容

<申請団体1> 株式会社ダイゾー

現指定管理者として安定した管理運営をしており、指定管理業務について豊富な実績とノウハウを有している。有人による暖かみのある管理運営や、効果的な整列駐輪による自転車受入台数の最大化など、有人管理の強みを活かした提案に加え、一部施設の24時間開放や出入り口付近への監視カメラの増設など、具体的で実現性が高く利用者の利便性向上を第一に考えた提案が評価できる。無人機械化と有人による管理運営のメリット・デメリットを十分比較・検討した上で、後者を提案したとの説明は説得力があった。

一方で、他の申請団体からは現状の施設利用の不便性の指摘と改善策の提案があったが、現指定管理者として、現状の課題などに対する改善策の提示がなく、また新たな視点での提案が乏しかった。

<申請団体2> 一般財団法人 京都市都市整備公社

京都市をはじめ、関西一円で自転車駐車場の管理運営に関して、豊富な実績を有しており、安定した経営力が感じられる。

現在の利用者のニーズを的確にとらえ、全施設の機械化、24時間化、定期券購入のWEB化、キャッシュレス決済の導入など利用者サービスの向上及び経費削減を積極的に進める提案は評価できる。

また、デジタルサイネージ設置の提案は、非常時には緊急事態を知らせるなど防災面で、日常では近隣店舗の情報を発信する広報面で役立ち、地域に寄り添ったまちづくり拠点としての自転車駐車場の可能性を感じられた。

一方で、収支が乖離しており利益とサービスの質のバランスに疑問を感じるほか、機械化やキャッシュレス化により人員配置が少ないことや、行政の開庁時間に責任者の不在時間が発生するなど、効率化を重視しすぎることで、利用者の安全性確保や緊急時の対応が危惧される。

<申請団体3> サイカパーキング株式会社

自転車駐車場等の管理運営企業として、全国の市町村で豊富な実績とノウハウを有しており、経営の継続性・安定性が十分に認められる。

詳細な現地調査のもと、本施設の現状の課題を分析し、各自転車駐車場に応じた機械化やキャッシュレス化、及び人員削減案などを極めて具体的に提案しており、利用者の利便性の向上が期待できる。また、公共施設等の維持管理・運営等に民間の資金やノウハウを活用するPFIの経験がある点も評価できる。

指定管理料の提案額が高い点はあるものの、事業計画では、本市と協議の上で、今後の施設運営の更なる改善策を進めていく方針が示されているなど、実務を理解した上で現実的な提案がなされている点も評価できる。

以上のことから、他の団体よりも優れた提案内容であると評価する。

今後予定される市との協議がより丁寧になされるよう要望するとともに、指定管理者での管理運営の実務を経て、より効率的な運営の提案がなされることを期待する。

<申請団体4> 株式会社アーキエムズ

京阪神地域で多数の自転車駐車場の管理運営実績を有しており、自転車駐車場でまちづくりをしていこうとする経営姿勢が感じられた点は評価できる。建築設計事務所として創業していることから、駅前の景観の改革を目指すなど、枚方市の各地域の景観デザインへの配慮にも貢献する可能性が感じられる。

また、本施設の現状の課題を的確に分析し、機械化、無人化、WEBシステム化、キャッシュレス決済導入など、実績に裏付けられた種々の具体的改善策や提案がされており、利用者サービスの向上が期待できる。本施設利用促進の広報活動や自転車の放置防止の啓発活動について、斬新で具体的な提案がなされている点も評価できる。

一方で、自転車駐車場を通したまちづくりの提案内容に具体的なものがなく、無人化に伴う巡回管理の体制についても緊急時の対応等にやや不安が感じられる。

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市自転車駐車場)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている。 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている。 3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している。 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている。(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている) 5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されている。
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている。
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している。 8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる。 9. 申請締切日時点において、自転車駐車場の管理運営実績が3年以上ある。
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	10. 対象施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている。
②施設運営に関する計画	11. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されている。 12. 対象施設の利用の向上に関する計画が提案されている。 13. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、対象施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている。 14. 利用者に対する接遇対応向上について提案されている。 15. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている。 16. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている。 17. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている。 18. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されている。 19. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている。

要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>20. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている。</p> <p>21. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている。</p> <p>22. 適正な人員配置が提案されている。</p> <p>23. 対象施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている。</p> <p>24. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されている。</p> <p>25. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されている。</p> <p>26. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されている。</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>27. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている。</p> <p>28. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている。</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>29. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている。</p> <p>30. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている。</p> <p>31. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている。</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>32. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている。</p> <p>33. 自転車等の放置防止の啓発について提案されている。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月1日 (2022年)	枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和4年9月30日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等について報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
令和4年10月19日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会からの答申
令和4年11月1日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会の構成（委員名は五十音順）

	氏名（所属）	選出区分
会長	明石 成司（弁護士）	学識経験のある者
副会長	平田 義明（税理士）	
委員	川上 比奈子（摂南大学 理工学部住環境デザイン学科 教授）	専門的知識を有する者
委員	北村 幸定（大阪公立大学工業高等専門学校 都市環境コース 特任教授）	
委員	西田 一芳（一般社団法人 枚方交野交通安全協会 専務理事・事務局長）	

議案第86号

枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場
2. 団体の名称 図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体  
（代表団体）株式会社図書館流通センター
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間



枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場				
指定候補者として選定された団体	図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体	指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和4年7月9日	選定委員会からの答申日	令和4年10月17日		
選定の概要	<p>枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の指定候補者を選定するため「枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和4年8月10日から9月9日までの間、公募を行った。申請団体は2団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は800点満点とし、指定管理料の額は最低金額を200点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>総合評価点が1位である図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体について、図書館の指定管理者としての豊富な経験を活かした、安定的な運営が期待できる。令和2年の建替えによるリニューアルオープン以降の利用増大を支える現指定管理者であり、現状認識を踏まえた、現行のサービスをベースにした新たな提案には、高い実現可能性が感じられる。また、利用状況に応じ、人員の増員を予定している点も評価できる。施設運営に当たっては、多様な利用者層を想定し、「バーチャル香里ヶ丘図書館」の構築やSNSの活用など、様々な情報技術を用いた企画が提案されており、幅広い世代の利用が増えることが期待できる。みどりの広場の維持管理についても市と連携しながら柔軟に対応する姿勢が示されており、意欲が感じられた。</p> <p>これらのことから、他の申請団体よりもすぐれており、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年10月20日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	408,075,000円	調査基準価格	346,863,750円		
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 800点満点	提案された指定管理料の額 (B) 200点満点	総合評価点 (A)+(B) 1,000点満点	順位
① 枚方グリーンライフプロジェクト	396,990,000円	575.50点	200.00点	775.50点	2
② 図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体	407,748,000円	587.50点	194.58点	782.08点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

評価結果【枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場】

事業計画に関する内容審査 配点800点

要求事項	配点	申請団体1 枚方グリーンライフプロジェクト	申請団体2 図書館流通センター・長谷エコ コミュニティ共同事業体
		得点	得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	95	67.00	76.00
①経営方針	30	24.00	24.00
②指定管理者の指定を申請した理由	30	15.00	24.00
③経営の継続性・安定性	35	28.00	28.00
2. 施設の経営方針に関する事項	550	416.00	428.00
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	40	32.00	32.00
②施設運営に関する ア)管理経費・管理体制の提案	40	20.00	32.00
イ)改善提案	215	172.00	172.00
ウ)事業提案	215	172.00	172.00
エ)利用者対応提案	40	20.00	20.00
3. 施設の管理に関する事項	85	42.50	42.50
施設の管理に関する事項	85	42.50	42.50
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	20	10.00	10.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	20	10.00	10.00
5. 緊急時における対策に関する事項	30	24.00	15.00
緊急時における対策に関する事項	30	24.00	15.00
6. その他	20	16.00	16.00
その他	20	16.00	16.00
得点合計(A) (800点満点)	800	575.50	587.50

指定管理料の額 配点200点(1位の額を200点とする)

項 目	申請団体1 枚方グリーンライフ プロジェクト	申請団体2 図書館流通センター・長谷エコ コミュニティ共同事業体
提案された指定管理料(単位:円)	396,990,000	407,748,000
指定管理料の得点(B)【200-200×(提案額-1位の額)÷1位の額】(200点満点)	200.00	194.58

○総合評価点

項 目	申請団体1 枚方グリーンライフ プロジェクト	申請団体2 図書館流通センター・長谷エコ コミュニティ共同事業体
総合評価点(A+B)	775.50	782.08
順位	2	1

○評価内容

<申請団体1> 枚方グリーンライフプロジェクト

施設運営の豊富な経験から、安全・安心な管理運営が期待できる。また、構成団体それぞれの専門分野における「まちづくりに関わるプロフェッショナル集団」として、本施設が『みどりの広場を含めた「憩いの場」としての図書館』となることを目指す、今後の方向性が示されている。

施設の現状を理解したうえで、図書館イベントのリアルタイムでの動画配信、レファレンスサービスの向上の提案のほか、子育て・高齢者支援の経験を有する職員の配置や利用者のニーズに応じた備品の貸し出しなど、利用者サービス向上の取組みが提案されている。

図書館とみどりの広場の一体的な運営に関する部分では、みどりの広場を活かす自主事業の提案等、新しく魅力的な提案が多数ある点が評価できる。また、地域性を重視する姿勢が窺え、地元企業の展示や、2週間ごとのテーマ展示等も魅力的で、地域との連携から可能性が広がることも期待できる。

一方で、新たな提案をどのように実行し、効果をあげるのかといった分析が十分に説明されておらず、その実現性に不安が残った。また、香里ヶ丘図書館ならではの特色を引き出す具体策や、多種多様な利用者層を意識した手法の異なる具体的な提案があればなお良かった。

<申請団体2> 図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体

図書館の指定管理者としての豊富な経験を活かした、安定的な運営が期待できる。令和2年の建替えによるリニューアルオープン以降の利用増大を支える現指定管理者であり、現状認識を踏まえた、現行のサービスをベースにした新たな提案には、高い実現可能性が感じられる。また、利用状況に応じ、人員の増員を予定している点も評価できる。

施設運営に当たっては、多様な利用者層を想定し、「バーチャル香里ヶ丘図書館」の構築やSNSの活用など、様々な情報技術を用いた企画が提案されており、幅広い世代の利用が増えることが期待できる。

みどりの広場の維持管理についても市と連携しながら柔軟に対応する姿勢が示されており、意欲が感じられた。これらのことから、他の団体よりも優れた内容であると評価する。

ただし、提案内容について、これまでの運営での課題や地域との関係性から得られたビジョンなどが感じられず、目新しさに欠けるところがある。今後は、維持管理においてより一層の努力がなされるとともに、他の図書館にはない面白い取り組みや、さらに図書館とみどりの広場の一括管理を活かした事業が展開されることを期待する。

事業計画に関する確認事項一覧(枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場)

要求事項	確認事項
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。 3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されているか。(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されているか。) 5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納しているか。 8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する ア)管理経費・管理体制の提案	10. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されているか。 11. 施設の利用の向上に関する計画が提案されているか。 12. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。 13. 業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者及び有資格者を適正に配置するとともに、利用者サービス向上、効率的・効果的な管理運営の観点を踏まえた実施体制等について提案されているか。
イ)改善提案	14. 図書館の新規登録者を増やすための取組が提案されているか。 15. 図書館の来館者を増やし、貸出冊数を増やすための取組みが提案されているか。 16. 利用者サービス向上の観点から、設置目的等を踏まえた備品の貸出しなどのサービスが提案されているか。 17. 施設・備品等について、図書館又は広場の魅力アップのための具体的なアイデアが提案されているか。 18. 図書館2階多目的室の活用(空き時間の自学自習タイム等)について提案されているか。 19. 利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス等について具体的なアイデアが提案されているか。

要求事項	確認事項
ウ)事業提案	20. ウイズコロナの観点から、SNS・動画配信サービス等を活用した事業が提案されているか。
	21. 図書館1階香里ヶ丘ギャラリーの活用方法(展示作品募集・市民の作品展示コーナーなど)や備品購入等による整備について提案されているか。
	22. 香里ヶ丘地区の拠点施設として、地域の活性化に資する事業が提案されているか。
	23. 図書館と公園の機能連携を視野に入れた、図書館と広場との一体的な運営が提案されているか。
	24. 図書館子ども読書活動推進計画の趣旨に沿った子ども向けの事業が具体的に提案されているか。
	25. 一般成人を対象とした図書館読書振興事業が具体的に提案されているか。
エ)利用者対応提案	26. ウイズコロナの観点から、電子図書館の利用を増やすための取組みが提案されているか。
	27. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されているか。
	28. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。
	29. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。
	30. 利用者に対する接遇対応向上について研修計画などが提案されているか。
	31. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。

要求事項	確認事項
<b>3.施設の管理に関する事項</b>	
	<p>32. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>33. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>34. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p> <p>35. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>36. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電など省エネルギー対策が具体的に提案されているか。</p> <p>37. 業務仕様書の内容に従い、適正なWi-Fi環境が明確に示されているか。</p> <p>38. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
<b>4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項</b>	
	<p>39. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>40. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
<b>5.緊急時における対策に関する事項</b>	
	<p>41. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>42. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>43. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
<b>6.その他</b>	
	<p>44. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されているか。</p> <p>45. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

## 指定候補者選定の経過

令和4年7月9日 (2022年)	枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定 管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管 理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法につい て審議
令和4年9月27日 (2022年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等の報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション 実施
令和4年10月17日 (2022年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指 定管理者選定委員会からの答申
令和4年10月20日 (2022年)	指定候補者の選定

## 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会の構成 (委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会 長	本多 重夫 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	服部 純子 (税理士)	
委 員	加嶋 章博 (摂南大学理工学部建築学科 教授)	専門的知識を有する者
委 員	原田 隆史 (同志社大学大学院総合政策科学研究 科 教授)	
委 員	藤本 真里 (兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授)	

議案第 87 号

大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について

次のとおり大阪府都市競艇企業団規約の変更に関し、協議することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

提案理由 大阪府都市競艇企業団の名称変更に伴い、所要の整備を行うため。



## 大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和27年8月11日許可）の一部を次のように変更する。  
題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第1条及び第2条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第87号参考資料

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約について

変更部分の新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）
<p><u>大阪府都市ボートレース企業団規約</u> （名称） 第1条 この企業団は、<u>大阪府都市ボートレース企業団</u>という。 （企業団の事務） 第2条 <u>大阪府都市ボートレース企業団</u>（以下「企業団」という。） は、モーターボート競走に関する事務を処理する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>大阪府都市競艇企業団規約</u> （名称） 第1条 この企業団は、<u>大阪府都市競艇企業団</u>という。 （企業団の事務） 第2条 <u>大阪府都市競艇企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。</p>

市道の廃止について

次の路線を廃止するにつき、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

記

（廃止 - 1）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	養父第 2 号線	養父西町 877-9 番地先	養父西町 877-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 1）のとおり

提案理由： 養父西町地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

（廃止 - 2）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	家具町第 1 号線	長尾家具町 1 丁目 1-14 番地先	長尾家具町 1 丁目 1-13 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 2）のとおり

提案理由： 長尾家具町 1 丁目地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	長尾元町第 66 号線	長尾元町 6 丁目 3733-9 番地先	長尾元町 5 丁目 3733-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 3）のとおり

提案理由： 長尾元町 6 丁目、長尾元町 5 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	禁野第 2 号線	天之川町 1768-1 番地先	禁野本町 2 丁目 1143-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 4）のとおり

提案理由： 天之川町、禁野本町 2 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 5)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	堂山第 11 号線	堂山 3 丁目 1355-20 番地先	堂山 3 丁目 1355-13 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 5）のとおり

提案理由： 堂山 3 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 6)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	高塚 1 号線	高塚町 247-1 番地先	高塚町 235-3 番地先	-
②	高塚 2 号線	高塚町 431-1 番地先	高塚町 460-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 6）のとおり

提案理由： 高塚町地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 7)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	桜丘第4号線	桜丘町 1888-1 番地先	桜丘町 1889-16 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 7）のとおり

提案理由： 桜丘町地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 8)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	香里ヶ丘54号線	香里ヶ丘12丁目 3204-13 番地先	香里ヶ丘12丁目 3164-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 8）のとおり

提案理由： 香里ヶ丘12丁目地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 9)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	高田9号線	高田1丁目 1443 番地先	高田1丁目 1298-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 9）のとおり

提案理由： 高田1丁目地区において、既存の認定路線の起点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 10)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	東香里43号線	東香里1丁目 2055-19 番地先	東香里1丁目 2084-1 番地先	-
②	東香里高田1号線	東香里1丁目 2043-20 番地先	高田1丁目 1536-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 10）のとおり

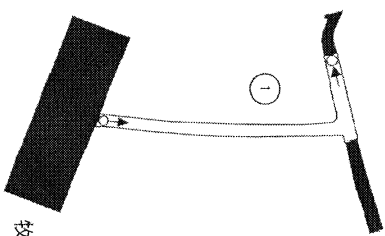
提案理由： 東香里1丁目、高田1丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。



今回廃止予定路線

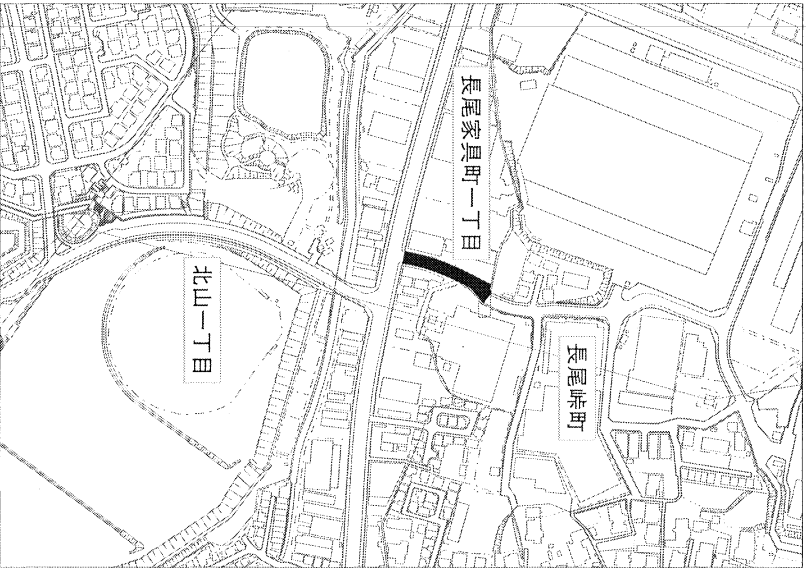


上島養父第1号線



牧野長尾線

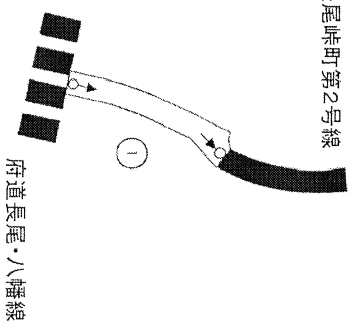
市道廃止参考図	
○→	起点
→○	終点
——	現認定期路線
——	今回廃止予定路線
----	国道・府道
....	



今回廃止予定路線

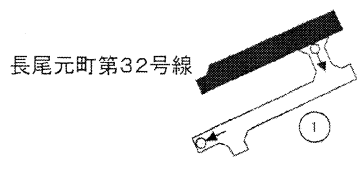


長尾峠町第2号線



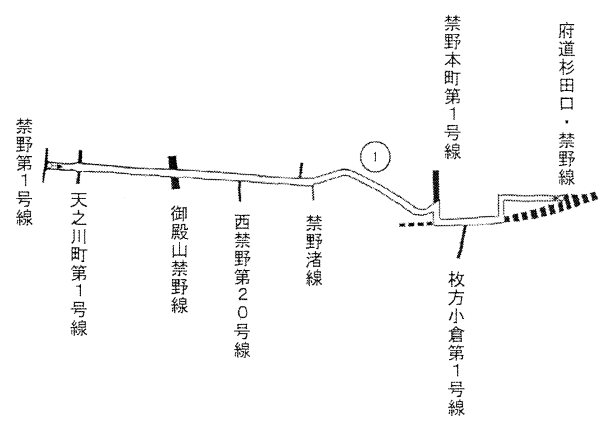
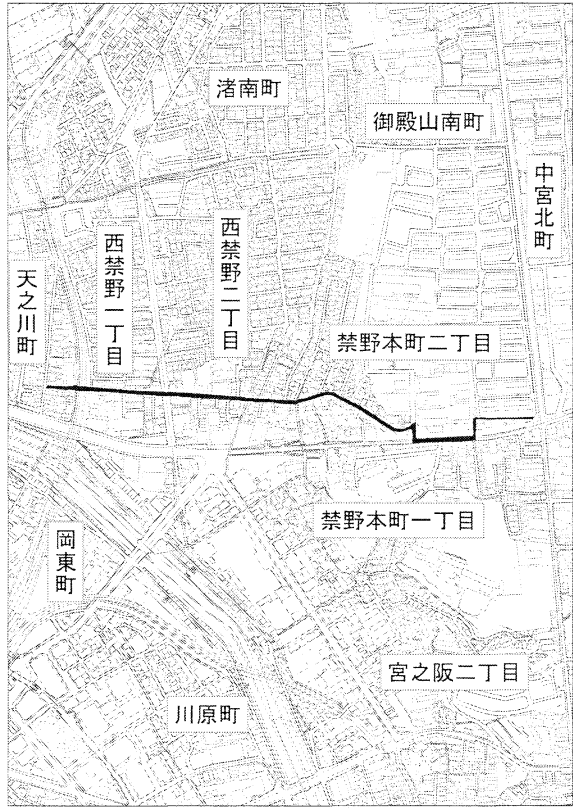
府道長尾・八幡線

市道廃止参考図	
○→	起点
→○	終点
——	現認定期路線
——	今回廃止予定路線
----	国道・府道
....	



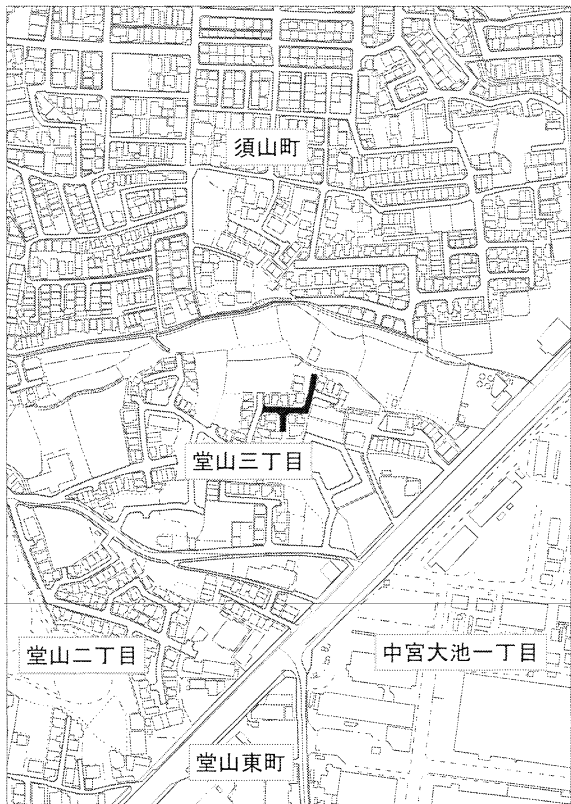
市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

今回廃止予定路線

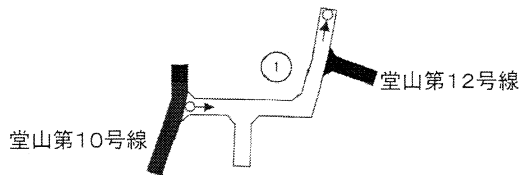


市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

今回廃止予定路線



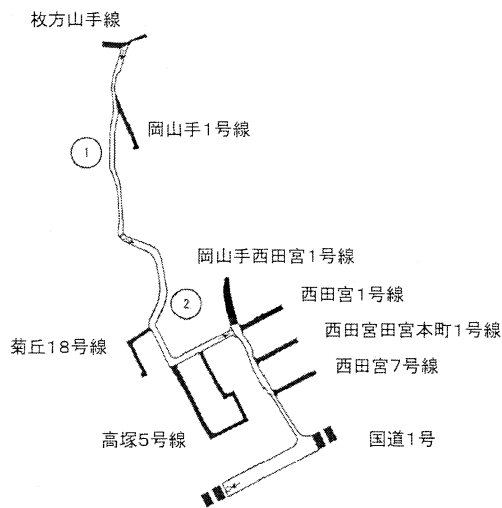
今回廃止予定路線



市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

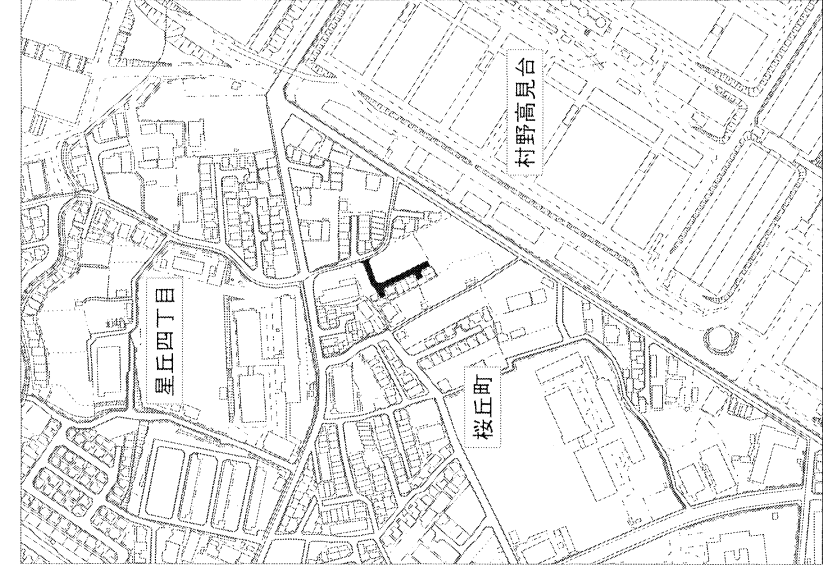


今回廃止予定路線

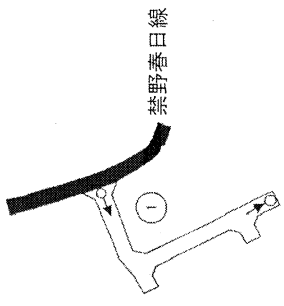


市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



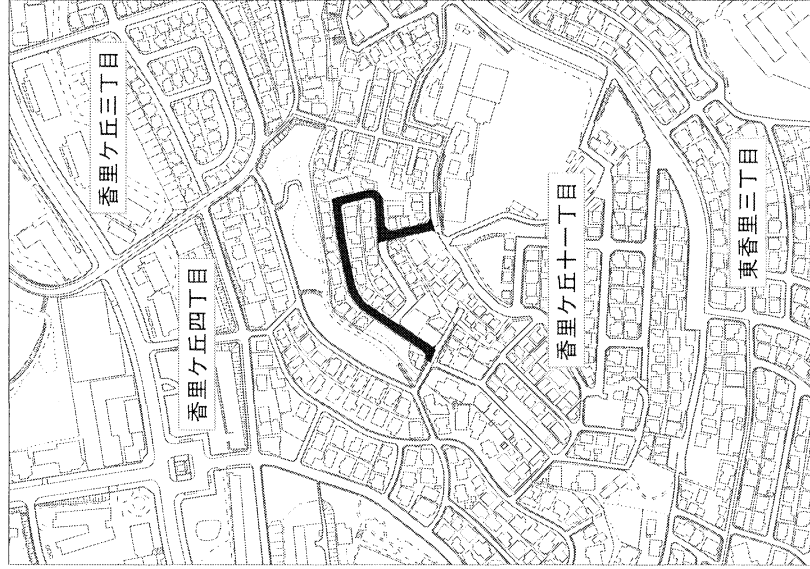


今回廃止予定路線

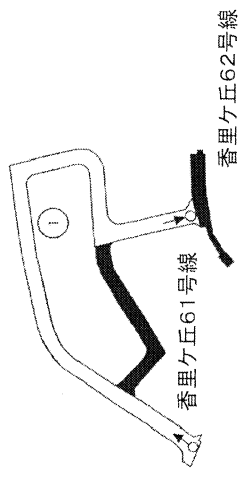


市道廃止参考図

	起点
	終点
	現認定期路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

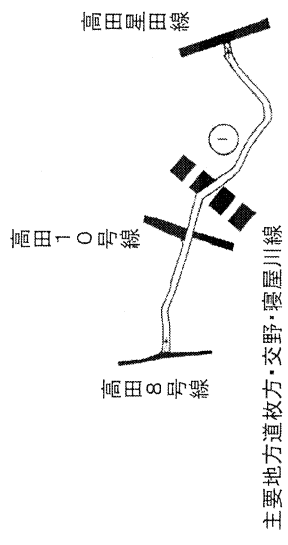
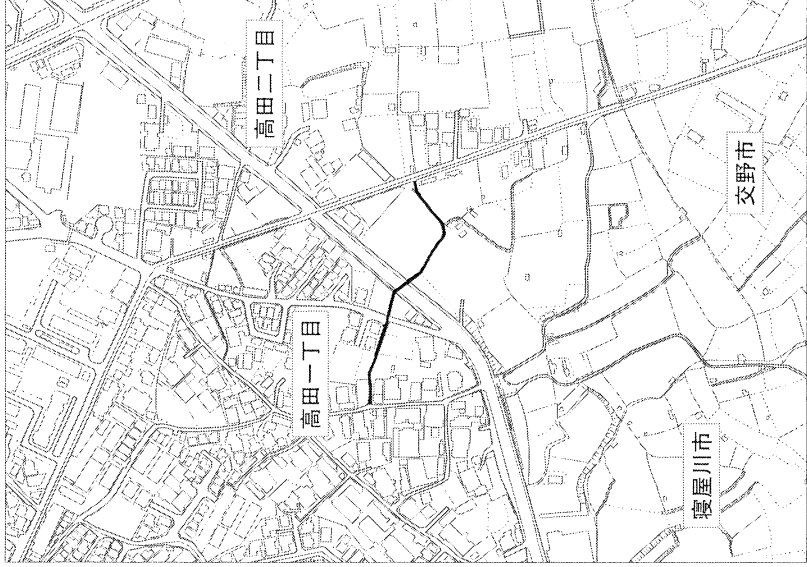


今回廃止予定路線



市道廃止参考図

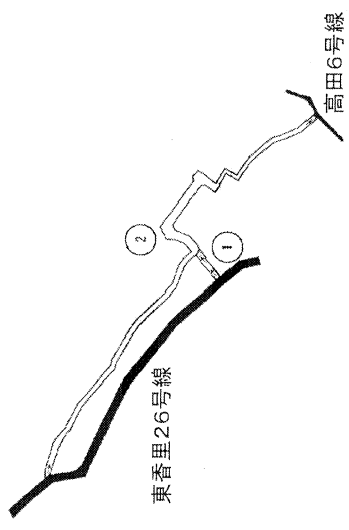
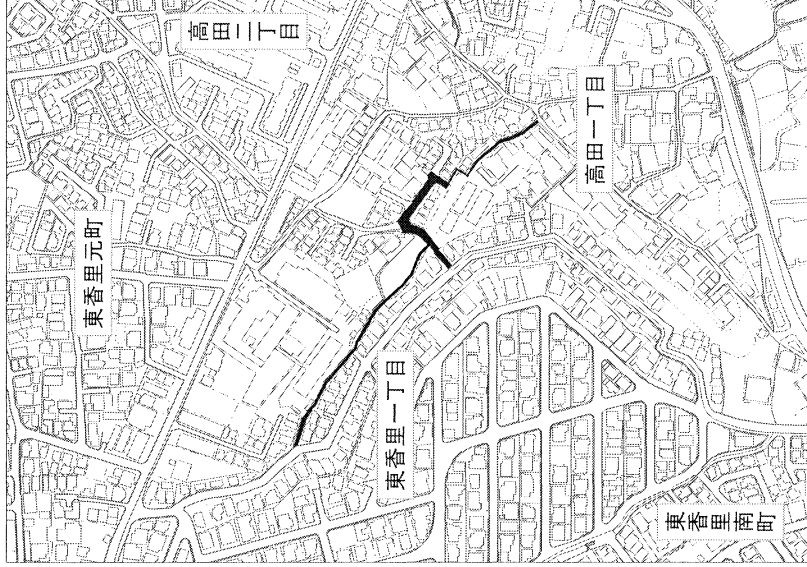
	起点
	終点
	現認定期路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



主要地方道枚方・交野・寝屋川線

市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定期路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

今回廃止予定路線



市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定期路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

今回廃止予定路線

市道の認定について

次の路線を認定するにつき、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022 年）12 月 8 日提出

枚方市長 伏見 隆

記

（認定 - 1）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	楠葉野田第 35 号線	楠葉野田 1 丁目 1064-1 番地先	楠葉野田 1 丁目 1064-11 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 1）のとおり

提案理由： 楠葉野田 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

（認定 - 2）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	牧野下島第 5 号線	牧野下島町 163-5 番地先	牧野下島町 301-9 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 2）のとおり

提案理由： 牧野下島町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	養父第 2 号線	養父元町 877-22 番地先	養父西町 877-9 番地先	-
②	養父元町第 16 号線	養父元町 42-15 番地先	養父元町 43-17 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 3）のとおり

提案理由： 養父元町、養父西町地区において、路線の起終点を変更及び開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	養父東第 13 号線	養父東町 1404-10 番地先	養父東町 1404-13 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 4）のとおり

提案理由： 養父東町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 5)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	招提元町第 32 号線	招提元町 4 丁目 1688-1 番地先	招提元町 4 丁目 1688-7 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 5）のとおり

提案理由： 招提元町 4 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 6)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	招提中町第 27 号線	招提中町 1 丁目 199-1 番地先	招提中町 1 丁目 191-10 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 6）のとおり

提案理由： 招提中町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 7)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	招提南町第 25 号線	招提南町 2 丁目 569-31 番地先	招提南町 2 丁目 569-28 番地先	-
②	招提南町第 26 号線	招提南町 2 丁目 586-2 番地先	招提南町 2 丁目 584-11 番地先	-
③	招提南町第 27 号線	招提南町 3 丁目 706-3 番地先	招提南町 3 丁目 705-10 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 7）のとおり

提案理由： 招提南町 2 丁目、招提南町 3 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 8)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	長尾元町第 66 号線	長尾元町 6 丁目 3733-9 番地先	長尾元町 6 丁目 3735-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 8）のとおり

提案理由： 長尾元町 6 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 9)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	磯島北町第 3 号線	磯島北町 209-1 番地先	磯島北町 209-11 番地先	-
②	磯島北町第 4 号線	磯島北町 202-9 番地先	磯島北町 202-18 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 9）のとおり

提案理由： 磯島北町地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 10)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	禁野第2号線	天之川町 1768-1 番地先	禁野本町2丁目 1200-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 10）のとおり

提案理由： 天之川町、禁野本町2丁目地区において、路線の終点を変更したため。

## (認定 - 11)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	禁野本町第3号線	禁野本町2丁目 1134-3 番地先	禁野本町2丁目 1142-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 11）のとおり

提案理由： 禁野本町2丁目地区において、路線の起終点を変更したため

## (認定 - 12)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	堂山第11号線	堂山3丁目 1355-20 番地先	堂山3丁目 1327-39 番地先	-
②	須山第24号線	須山町 1128-5 番地先	堂山3丁目 1327-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 12）のとおり

提案理由： 堂山3丁目、須山町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 13)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	岡山手7号線	岡山手町 333-4 番地先	岡山手町 327-17 番地先	-
②	岡山手8号線	岡山手町 327-22 番地先	岡山手町 327-25 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 13）のとおり

提案理由： 岡山手町地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 14)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	大垣内11号線	大垣内町1丁目 113-5 番地先	大垣内町1丁目 113-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 14）のとおり

提案理由： 大垣内町1丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 15)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	高塚1号線	岡山手町 246-1 番地先	高塚町 126-13 番地先	-
②	高塚8号線	高塚町 126-38 番地先	高塚町 126-34 番地先	-
③	高塚9号線	高塚町 213-14 番地先	高塚町 213-12 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 15）のとおり

提案理由： 岡山手町、高塚町地区において、路線の起終点を変更及び開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 16)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	田宮本町7号線	田宮本町 355-9 番地先	田宮本町 355-6 番地先	-
②	山之上西21号線	山之上西町 448-15 番地先	山之上西町 448-12 番地先	-
③	山之上西22号線	山之上西町 311-2 番地先	山之上西町 311-26 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 16）のとおり

提案理由： 田宮本町、山之上西町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 17)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	星丘第44号線	星丘2丁目 497-10 番地先	星丘2丁目 497-5 番地先	-
②	星丘第45号線	星丘2丁目 3455-17 番地先	星丘2丁目 3455-12 番地先	-
③	星丘第46号線	星丘4丁目 533-11 番地先	星丘4丁目 533-18 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 17）のとおり

提案理由： 星丘2丁目、星丘4丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 18)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	村野本町第21号線	村野本町 1087-10 番地先	村野本町 1087-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 18）のとおり

提案理由： 村野本町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。



## (認定 - 19)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	桜丘第4号線	桜丘町 1887-10 番地先	村野高見台 1877-6 番地先	-
②	桜丘第9号線	桜丘町 893-11 番地先	桜丘町 893-5 番地先	-
③	桜丘第10号線	桜丘町 885-6 番地先	桜丘町 885-21 番地先	-
④	桜丘第11号線	桜丘町 1254-5 番地先	桜丘町 1237-2 番地先	-
⑤	桜丘第12号線	桜丘町 1276-1 番地先	桜丘町 1252-11 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 19）のとおり

提案理由： 桜丘町、村野高見台地区において、開発行為等により築造した道路を引継ぎ、また本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 20)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	大峰第9号線	大峰東町 3708-1 番地先	大峰東町 3551-4 番地先	-
②	大峰第10号線	大峰南町 312-7 番地先	大峰南町 310-7 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 20）のとおり

提案理由： 大峰東町、大峰南町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 21)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	野村中町第15号線	野村中町 3466-12 番地先	野村中町 3466-9 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 21）のとおり

提案理由： 野村中町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 2 2)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	津田第 37 号線	津田元町 1 丁目 66-4 番地先	津田元町 1 丁目 66-8 番地先	-
②	津田西町第 8 号線	津田西町 2 丁目 161-1 番地先	津田西町 2 丁目 161-25 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 2 2）のとおり

提案理由： 津田元町 1 丁目、津田西町 2 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 2 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	津田東町第 16 号線	津田東町 1 丁目 2887-1 番地先	津田東町 1 丁目 2867-26 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 2 3）のとおり

提案理由： 津田東町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 2 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	尊延寺第 46 号線	尊延寺 3 丁目 1610-16 番地先	尊延寺 3 丁目 1610-9 番地先	-
②	尊延寺第 47 号線	尊延寺 3 丁目 1548-9 番地先	尊延寺 3 丁目 1546-18 番地先	-
③	尊延寺第 48 号線	尊延寺 5 丁目 1467-7 番地先	尊延寺 5 丁目 1467-6 番地先	-
④	尊延寺第 49 号線	尊延寺 5 丁目 1469-5 番地先	尊延寺 5 丁目 1469-9 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 2 4）のとおり

提案理由： 尊延寺 3 丁目、尊延寺 5 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 25)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	伊加賀西 61 号線	伊加賀西町 932-38 番地先	伊加賀西町 932-38 番地先	-
②	出口 65 号線	出口 2 丁目 905-7 番地先	出口 2 丁目 905-13 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 25）のとおり

提案理由： 伊加賀西町、出口 2 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 26)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	出口 66 号線	出口 5 丁目 632-2 番地先	出口 5 丁目 638 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 26）のとおり

提案理由： 出口 5 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を寄附採納としたため。

(認定 - 27)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	北中振 38 号線	北中振 3 丁目 321-8 番地先	北中振 3 丁目 321-4 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 27）のとおり

提案理由： 北中振 3 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を寄附採納としたため。

## (認定 - 28)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	走谷 21 号線	走谷 1 丁目 137-1 番地先	走谷 1 丁目 1-2 番地先	-
②	走谷 22 号線	走谷 1 丁目 1014-8 番地先	走谷 1 丁目 1014-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 28）のとおり

提案理由： 走谷 1 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を引継ぎ、また本市の帰属としたため。

## (認定 - 29)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	北中振 39 号線	北中振 1 丁目 937-10 番地先	北中振 1 丁目 941-5 番地先	-
②	北中振 40 号線	北中振 1 丁目 1104-1 番地先	北中振 1 丁目 1133-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 29）のとおり

提案理由： 北中振 1 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 30)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	東中振 44 号線	東中振 1 丁目 273-1 番地先	東中振 1 丁目 273-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 30）のとおり

提案理由： 東中振 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 3 1)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	香里園山之手 32 号線	香里園山之手町 2067-32 番地先	香里園山之手町 2067-27 番地先	-
②	香里園桜木 6 号線	香里園桜木町 2376-9 番地先	香里園桜木町 2376-6 番地先	-
③	香里園東之町 12 号線	香里園東之町 2413-25 番地先	香里園東之町 2413-24 番地先	-
④	香里園 10 号線	香里園町 2509-14 番地先	香里園町 2509-35 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 3 1）のとおり

提案理由： 香里園山之手町、香里園桜木町、香里園東之町、香里園町地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 3 2)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	香里ヶ丘 54 号線	香里ヶ丘 4 丁目 6 番地先	香里ヶ丘 11 丁目 3164-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 3 2）のとおり

提案理由： 香里ヶ丘 4 丁目、香里ヶ丘 11 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 3 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	香里ヶ丘 144 号線	香里ヶ丘 10 丁目 1-139 番地先	香里ヶ丘 10 丁目 1-137 番地先	-
②	香里ヶ丘 145 号線	香里ヶ丘 10 丁目 1-95 番地先	香里ヶ丘 10 丁目 1-96 番地先	-
③	香里ヶ丘 146 号線	香里ヶ丘 10 丁目 1-50 番地先	香里ヶ丘 10 丁目 1-125 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 3 3）のとおり

提案理由： 香里ヶ丘 10 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 34)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	香里ヶ丘 147 号線	香里ヶ丘 10 丁目 8-81 番地先	香里ヶ丘 10 丁目 8-67 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 34）のとおり

提案理由： 香里ヶ丘10丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 35)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	東香里新町 23 号線	東香里新町 2637-5 番地先	東香里新町 2637-4 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 35）のとおり

提案理由： 東香里新町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 36)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	積尊寺 19 号線	積尊寺町 4253-2 番地先	積尊寺町 4253-8 番地先	-
②	茄子作 114 号線	茄子作 2 丁目 91-6 番地先	茄子作 2 丁目 91-11 番地先	-
③	茄子作 115 号線	茄子作 2 丁目 91-23 番地先	茄子作 2 丁目 96 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 36）のとおり

提案理由： 積尊寺町、茄子作 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 37)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	茄子作 116 号線	茄子作 1 丁目 4615-3 番地先	茄子作 1 丁目 4615-6 番地先	-
②	茄子作 117 号線	茄子作 3 丁目 4673 番地先	茄子作 3 丁目 4675-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 37）のとおり

提案理由： 茄子作 1 丁目、茄子作 3 丁目地区において、開発行為により築造した道路を寄附採納としたため。

## (認定 - 38)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	茄子作東 17 号線	茄子作東町 2863-7 番地先	茄子作東町 2863-23 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 38）のとおり

提案理由： 茄子作東町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 39)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	高田 9 号線	高田 1 丁目 1442-7 番地先	高田 1 丁目 1298-2 番地先	-
②	高田 18 号線	高田 1 丁目 1443-3 番地先	高田 1 丁目 1423-10 番地先	-
③	高田 19 号線	高田 1 丁目 1523-12 番地先	高田 1 丁目 1523-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 39）のとおり

提案理由： 高田 1 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

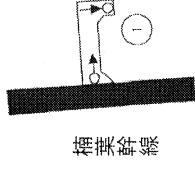
(認定 - 40)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	高田 20 号線	高田 1 丁目 1533-7 番地先	高田 1 丁目 1536-1 番地先	-
②	東香里高田 1 号線	東香里 1 丁目 2055-19 番地先	高田 1 丁目 1528-3 番地先	-
③	東香里 67 号線	東香里 1 丁目 2043-20 番地先	東香里 1 丁目 2055-19 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 40）のとおり

提案理由： 高田 1 丁目、東香里 1 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を本市の帰属としたため。

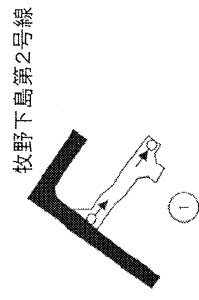




市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

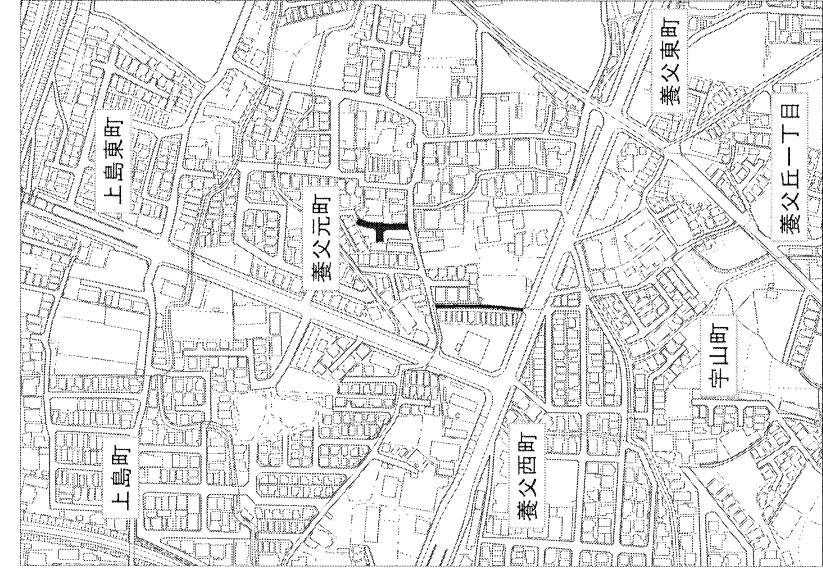
今回認定予定路線



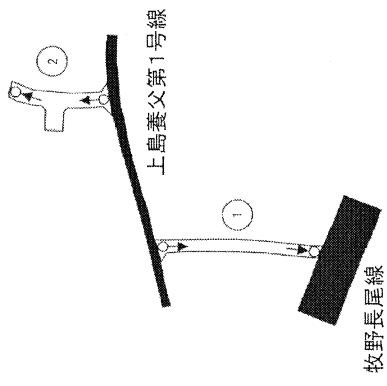
市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

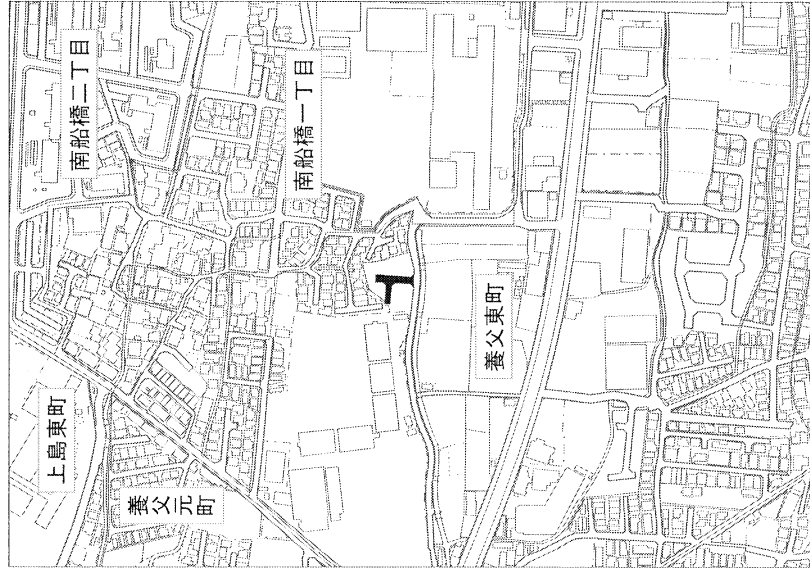
今回認定予定路線



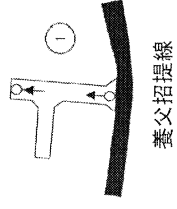
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



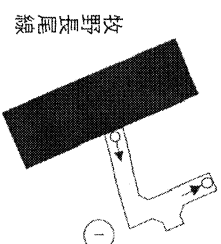
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



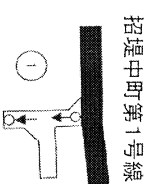
今回認定予定路線



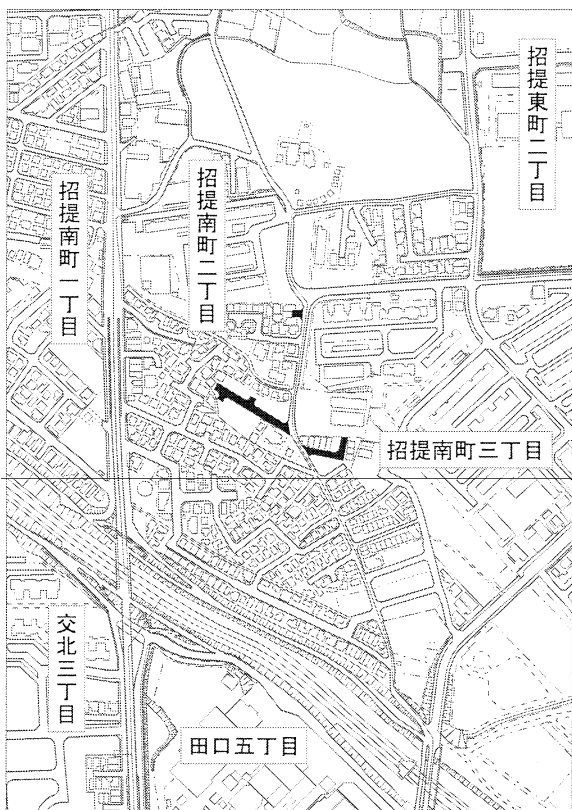
市道認定参考図	
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
----	国道・府道



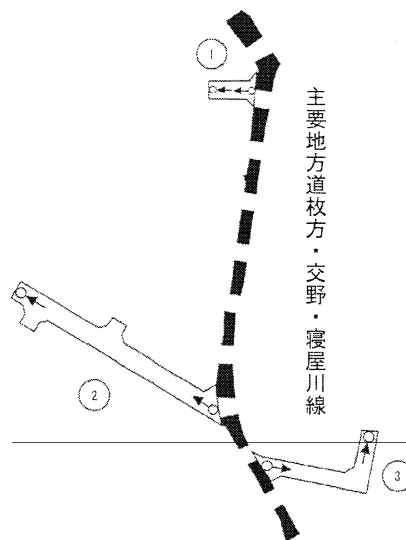
今回認定予定路線



市道認定参考図	
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
----	国道・府道



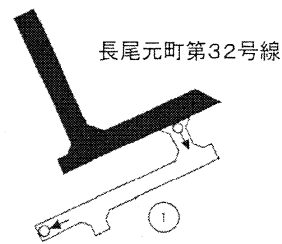
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



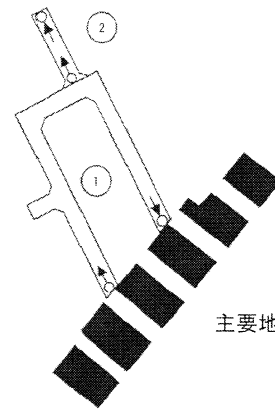
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

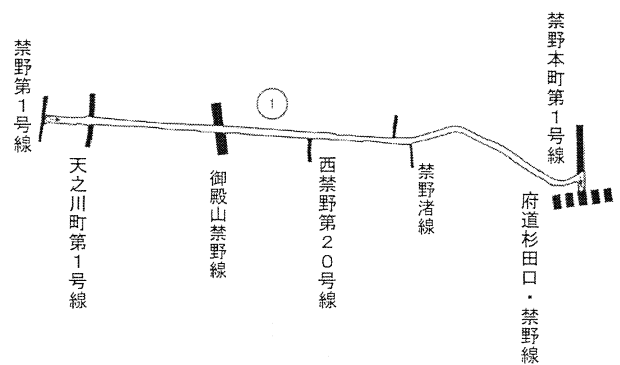


主要地方道京都・守口線

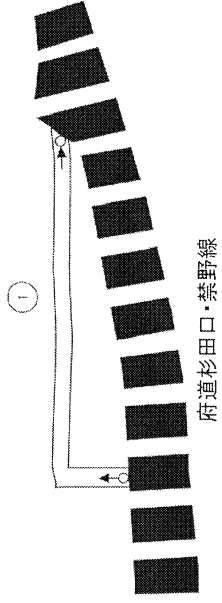
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

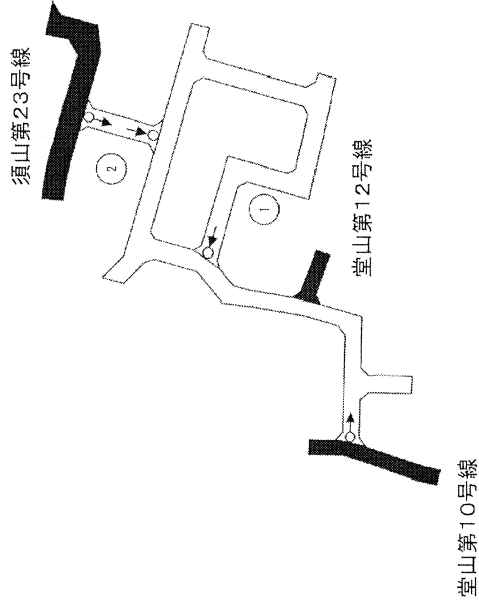
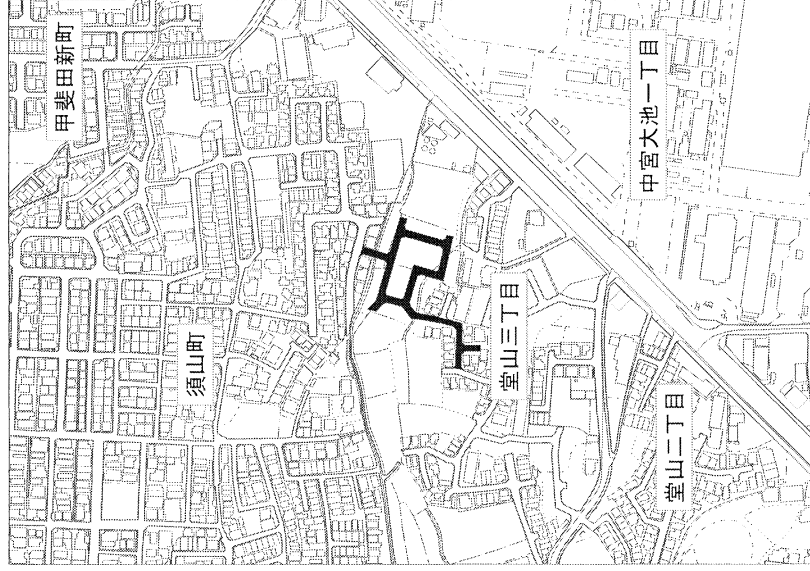


市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



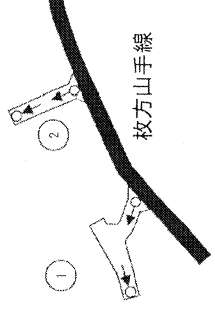
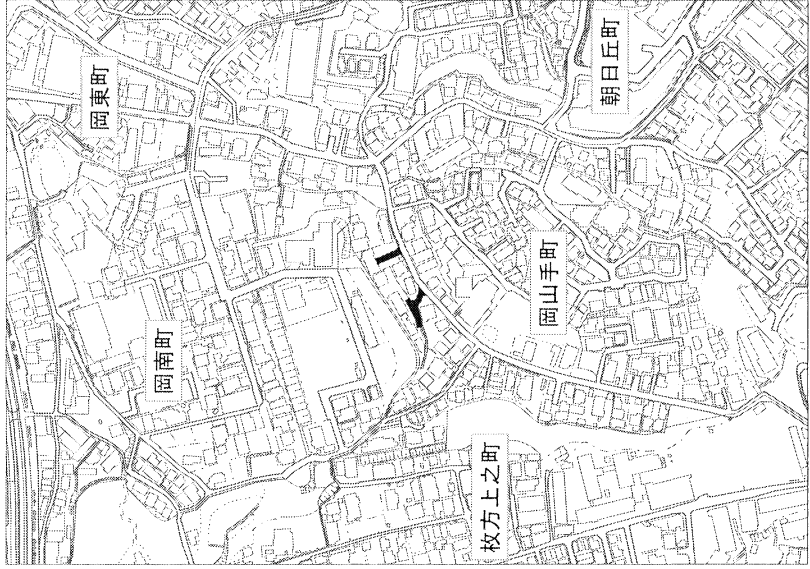
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



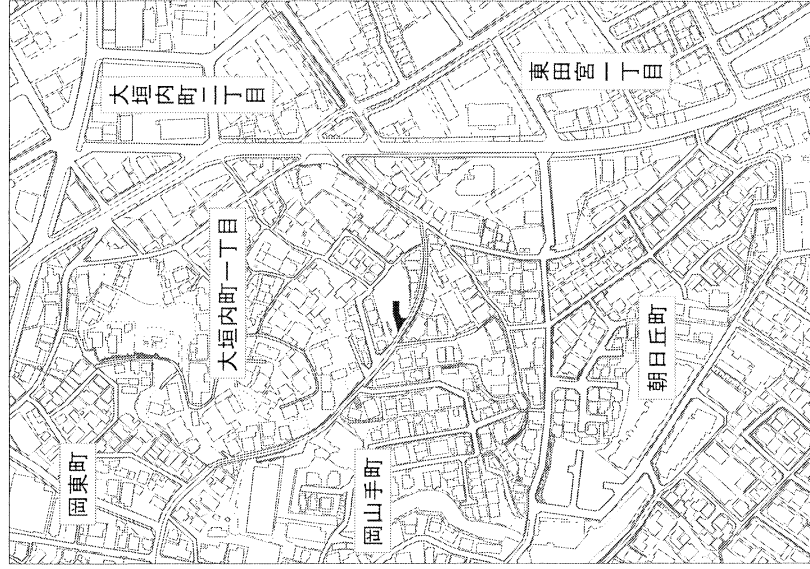
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線

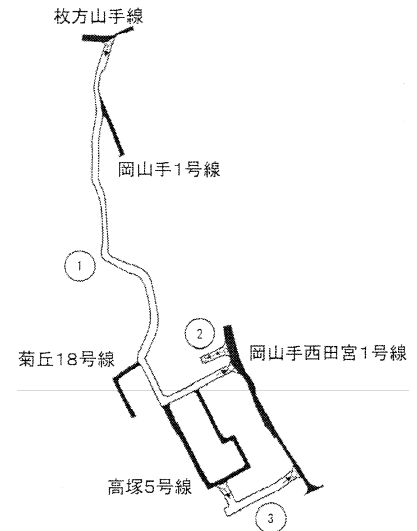


	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

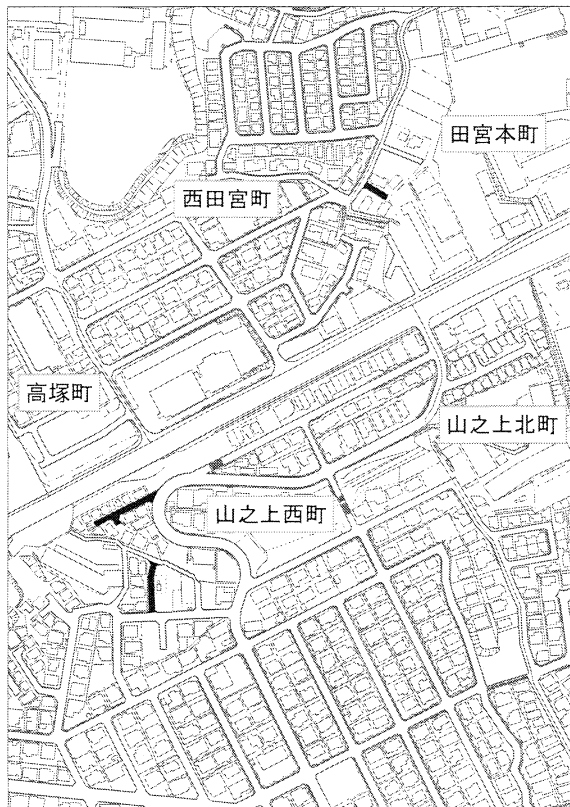
今回認定予定路線



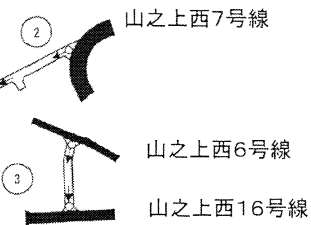
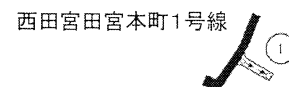
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

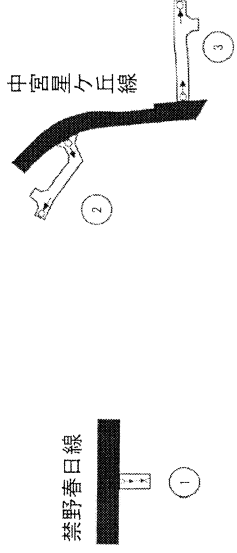
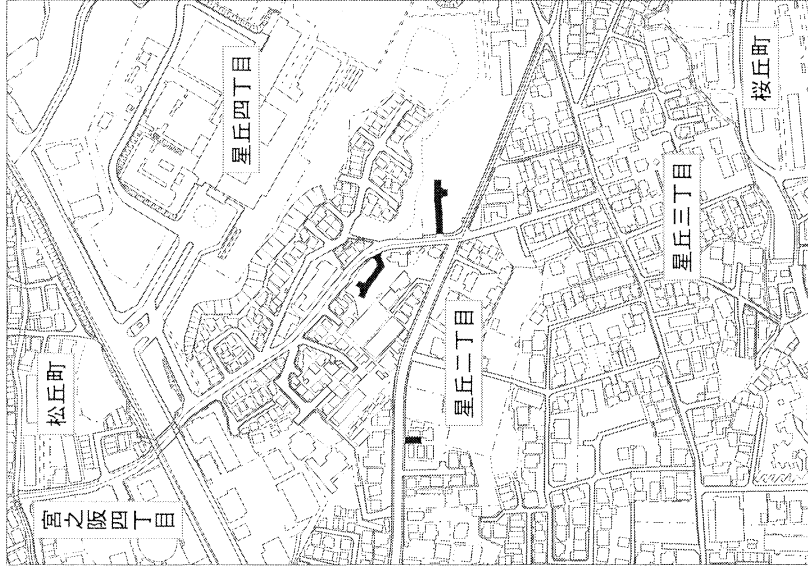


今回認定予定路線



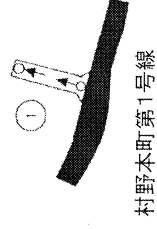
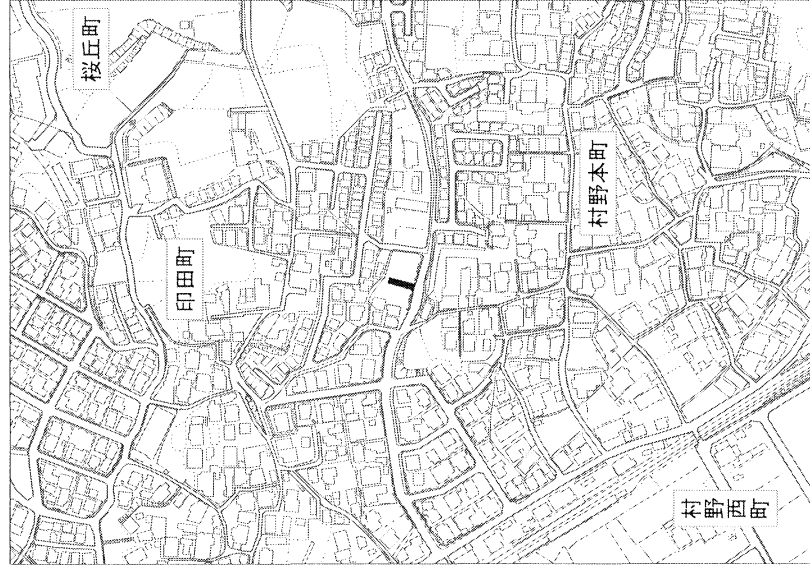
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道





市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

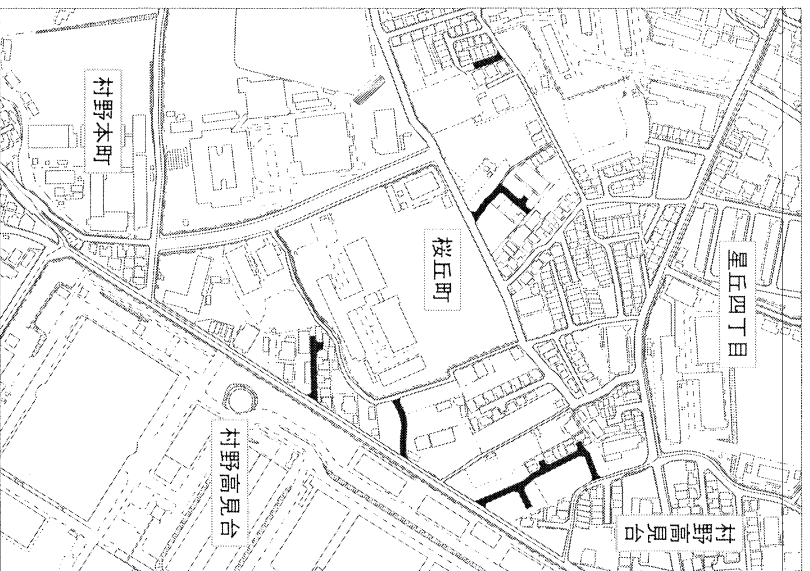
今回認定予定路線



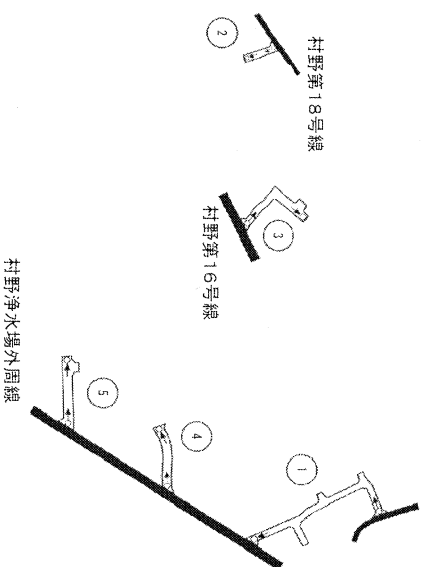
村野本町第1号線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



禁野春日線



村野第18号線

2

3  
村野第16号線

村野浄水場外周線

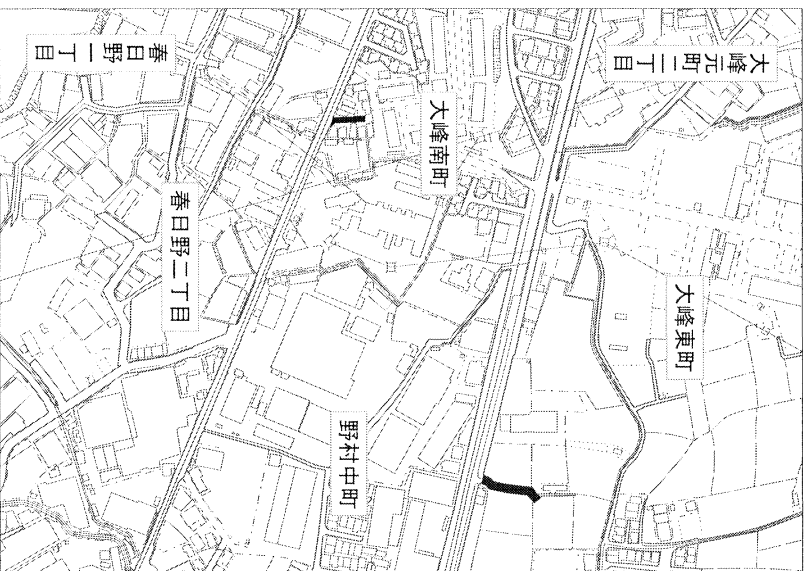
5

4

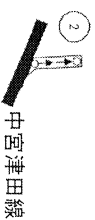
1

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



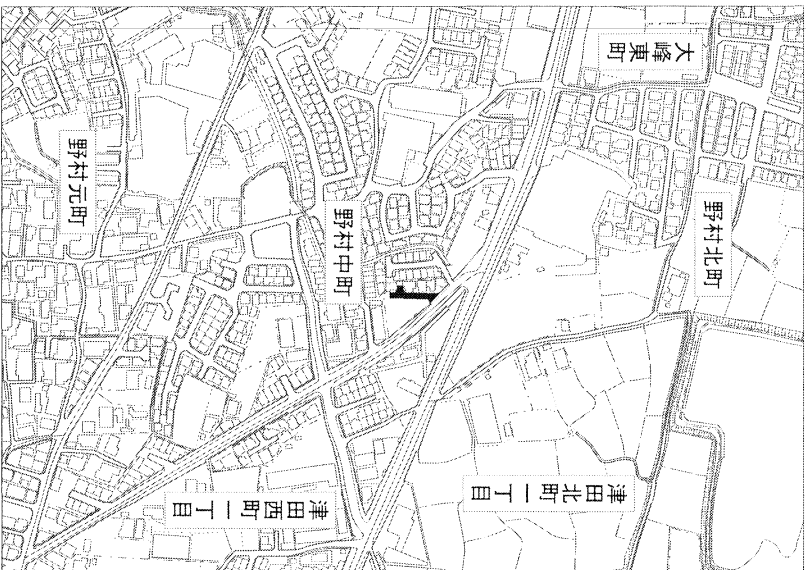
国道307号



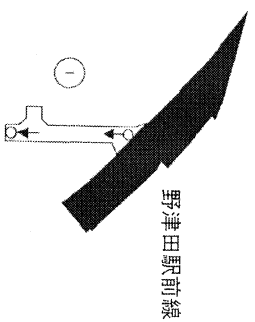
中宮津田線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



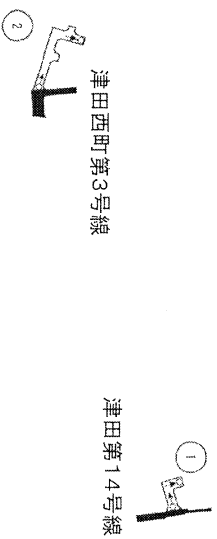
今回認定予定路線



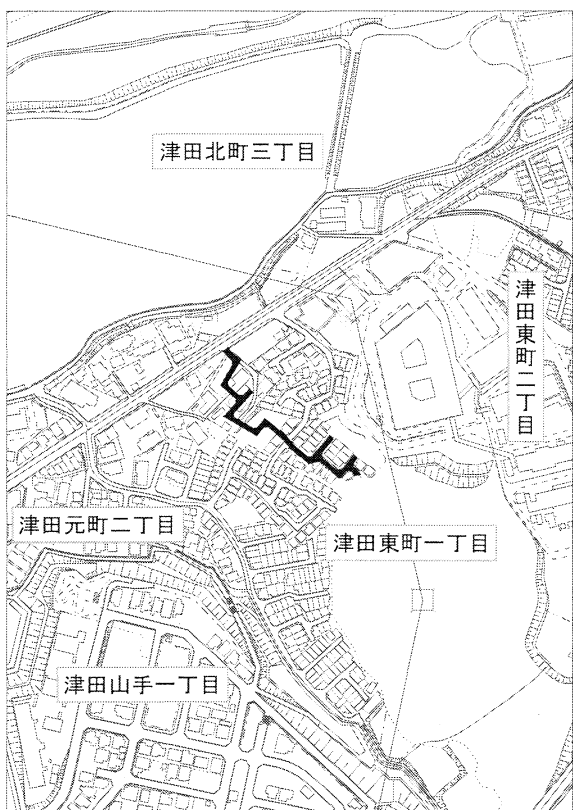
市道認定参考図	
○→	起点
→○	終点
—	現認定期路線
—	今回認定予定路線
...	国道・府道



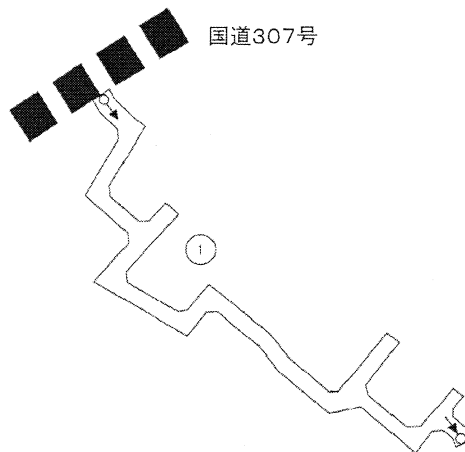
今回認定予定路線



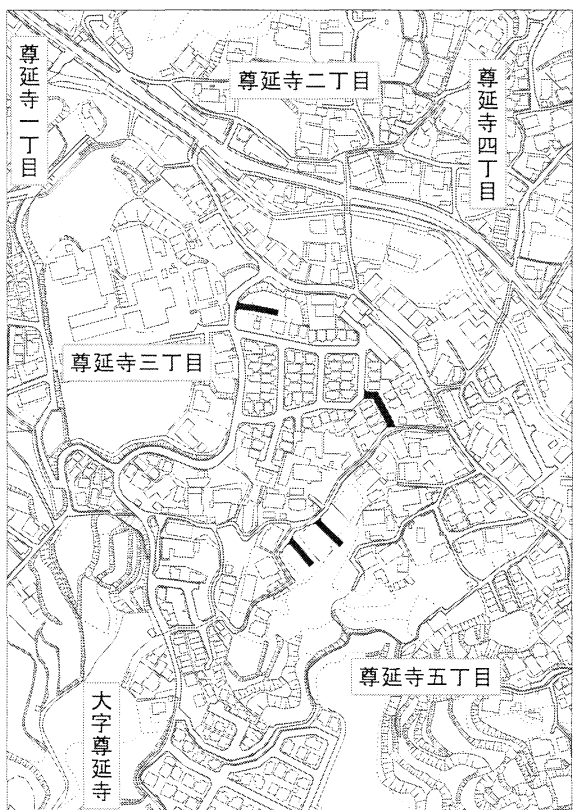
市道認定参考図	
○→	起点
→○	終点
—	現認定期路線
—	今回認定予定路線
...	国道・府道



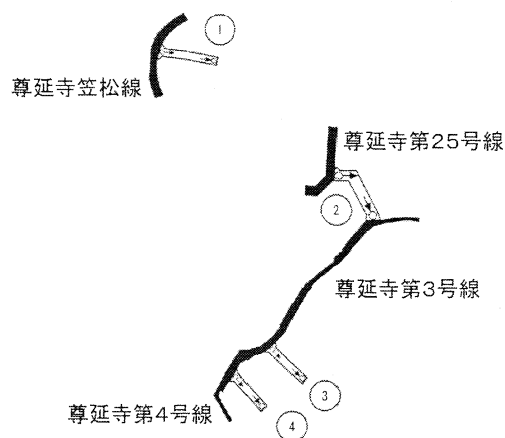
今回認定予定路線



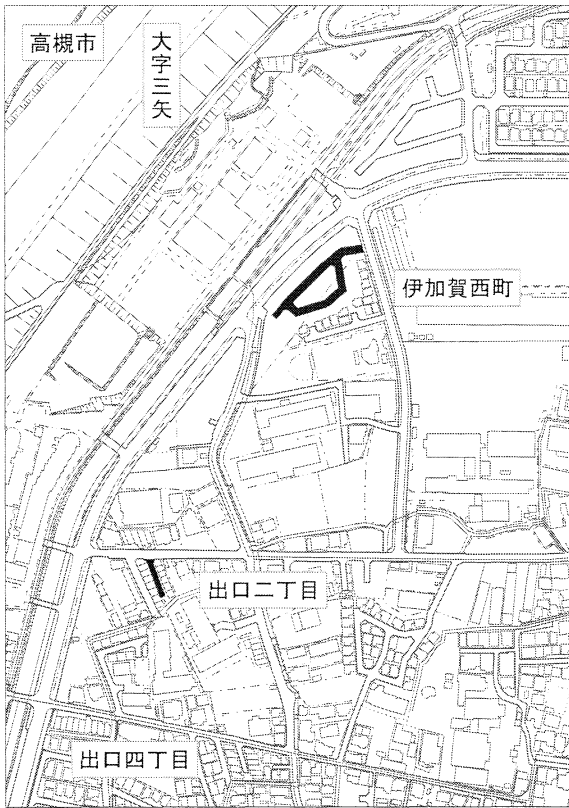
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



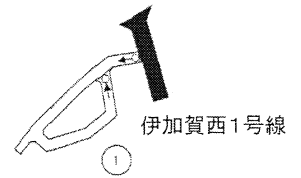
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

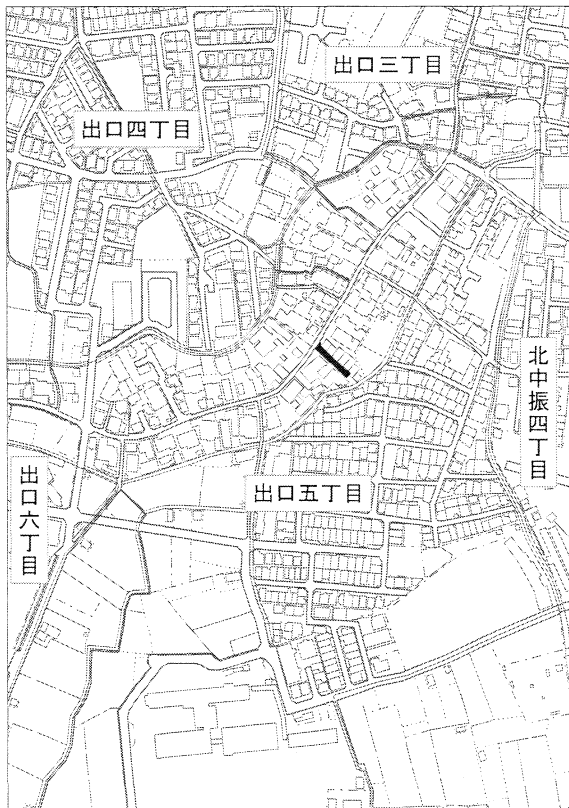


出口走谷線



市道認定参考図

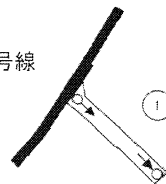
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



出口4号線

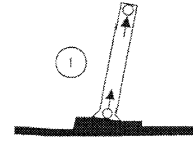


市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

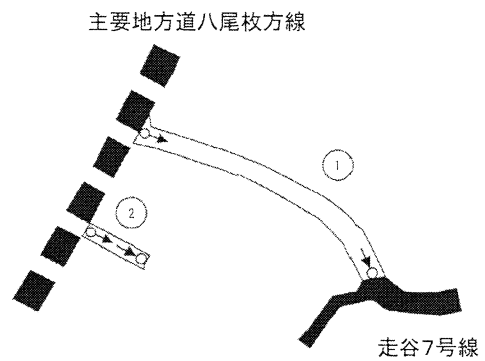


出口北中振3号線

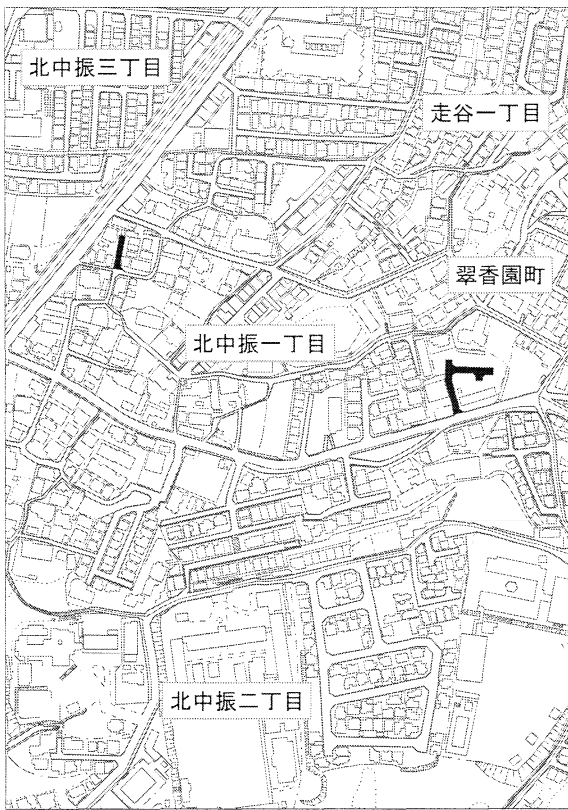
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



①



走谷北中振1号線

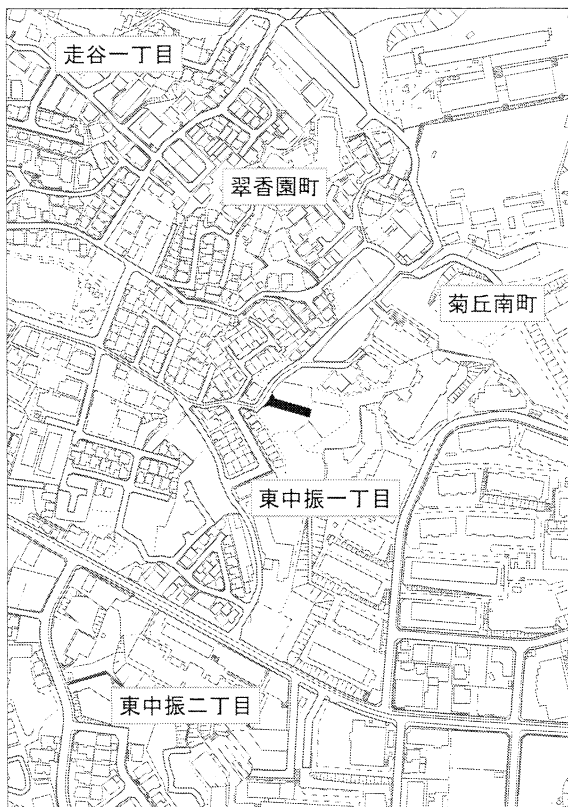
②



中振新香里線

市道認定参考図

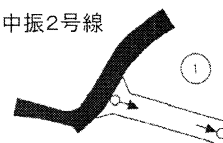
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



翠香園東中振2号線



市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

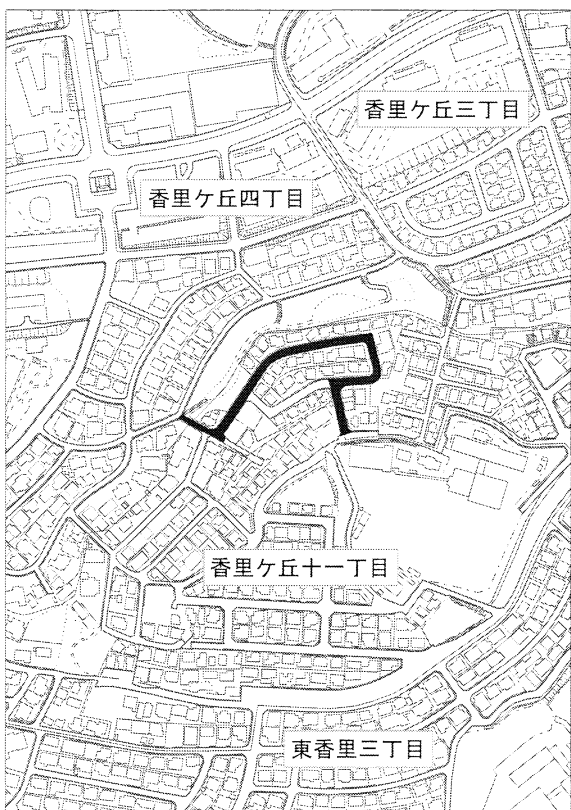


香里園山之手1号線  
①

香里園桜木1号線 ②  
香里園2号線 ③

香里中央線 ④

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



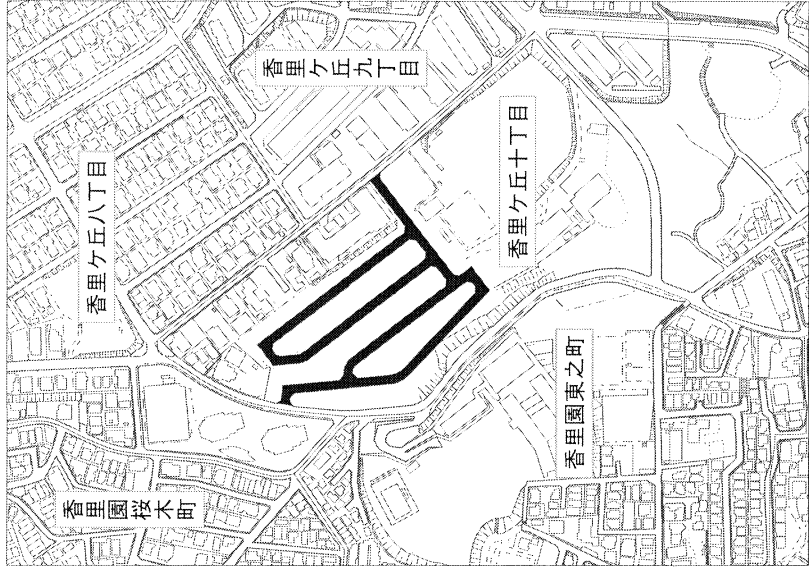
今回認定予定路線



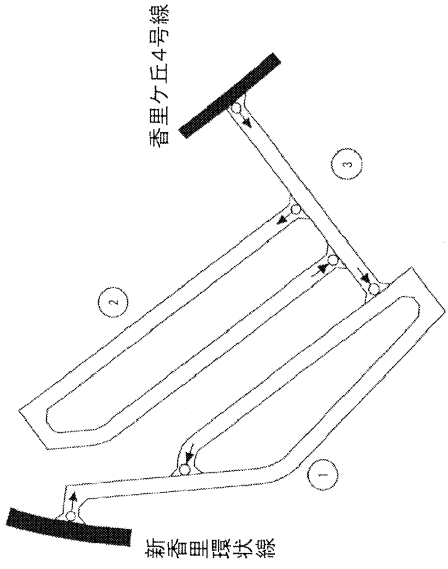
香里ヶ丘59号線  
香里ヶ丘61号線  
香里ヶ丘62号線  
①

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

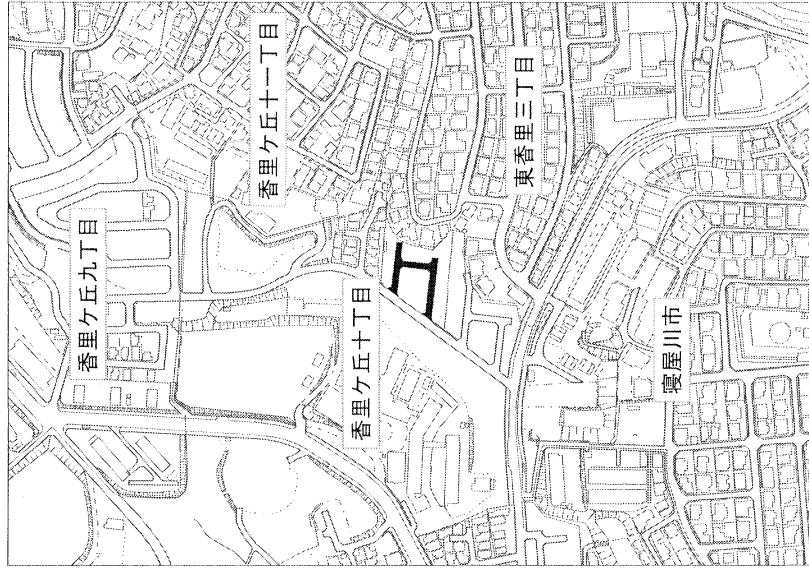




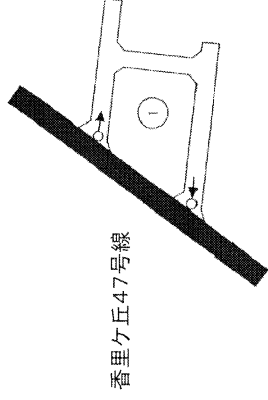
今回認定予定路線



	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

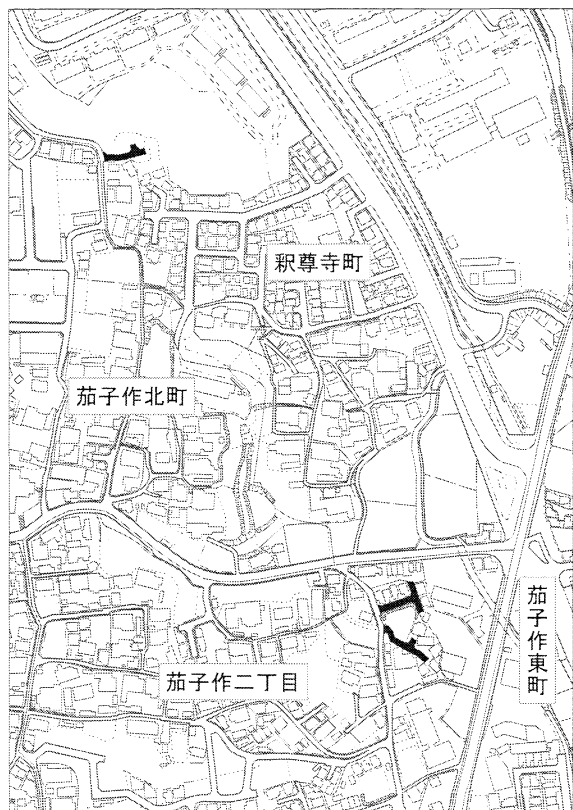


今回認定予定路線

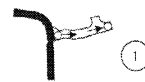


東香里52号線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

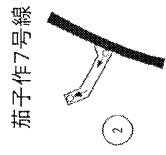
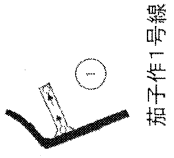
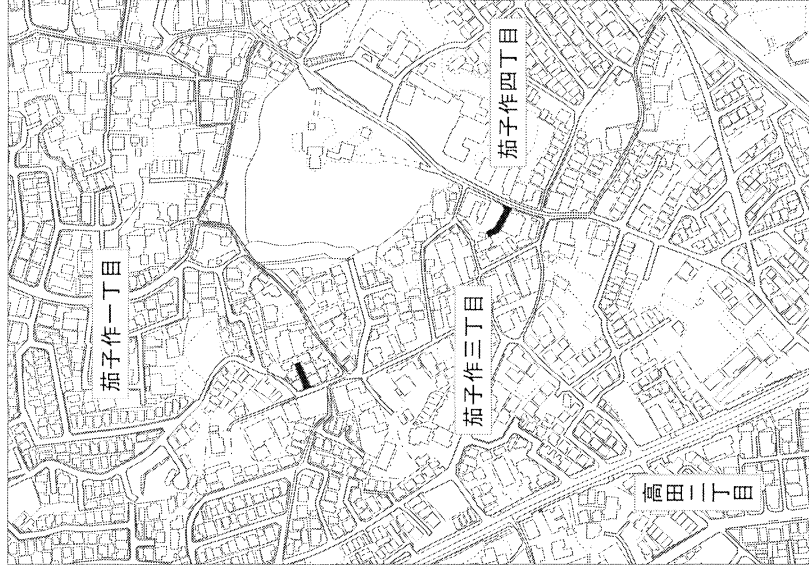


藤田茄子作北1号線



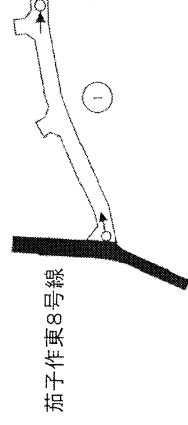
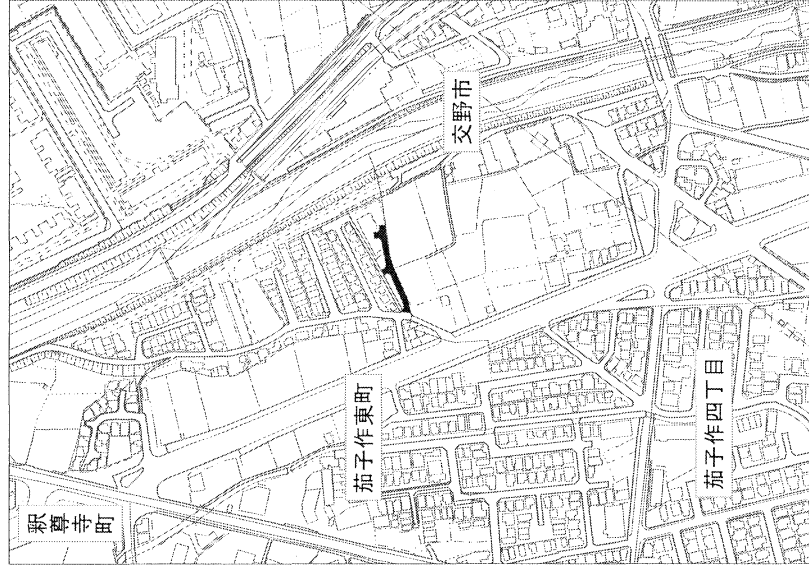
茄子作13号線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定期路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定期路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

今回認定予定路線



固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第26号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第91号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年（2022年）12月8日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生